

人口問題研究所  
研究資料第181号  
昭和42年12月15日

Institute of Population Problems  
Research Series, No. 181  
December 15, 1967

出生抑制に関する統計資料

SELECTED STATISTICS CONCERNING  
FERTILITY REGULATION IN JAPAN

貸  
出  
用

青 木 尚 雄  
HISAO AOKI

厚生省人口問題研究所  
INSTITUTE OF POPULATION PROBLEMS  
MINISTRY OF HEALTH AND WELFARE  
Tokyo, Japan

## 序 文

戦後、わが国の出生率は、劇的な低下を示した。それは、人口構造の変化によるよりも、大部分は出生力自体の減少によることが明らかにされている。

出生力を抑制する手段、たとえば家族計画の普及度や人工妊娠中絶数については、年次的にそのつど各機関から統計資料が提供されているが、個別の報告書に掲げられているので、これらをまとめて簡約化した小冊子を求める要請が高い。本資料の目的は、それに答えるにある。ただし本資料は出生力低下要因の分析というより、既存諸資料の便宜的収集要約にすぎないことを諒とせられたい。

本資料の作成は、人口資質部能力科の青木尚雄・富沢正子の両技官が担当した。

昭和42年12月15日

厚生省人口問題研究所長

館 長

## F O R E W O R D

It is said that the major role played in the recent decline of fertility in Japan is by the changes in fertility rates themselves and not so much by the changes in population structure as well as marriage and mortality.

Many informations and statistics concerning fertility regulation have been reported in Japan, but it is very troublesome to run over them, as they were published separately by various organization at each time.

It is our intention to arrange and Summarize the selected points of them in the present paper for the convenience of public.

This material has been prepared by Mr. Hisao Aoki, Chief of the Manpower Research Section of the Manpower Research Division, and Miss Masako Tomizawa of the same Section of the Institute.

December 15, 1967

Minoru Tachi, Director  
Institute of Population Problems  
Ministry of Health and welfare  
Tokyo, Japan

# 目 次

I	出生抑制に関する主な年表 .....	1
II	出生抑制に関する現行法規 .....	5
	(1) 優生保護法および同施行規則（抜粋） .....	5
	(2) 優生保護法改正の要点（人工妊娠中絶関係のみについて） .....	25
	(3) 優生保護法に関する若干の資料 .....	26
	(4) 各国の人工妊娠中絶および受胎調節に関する資料 .....	30
III	優生保護統計 .....	33
	(1) 優生手術 .....	33
	(2) 人工妊娠中絶 .....	37
IV	優生保護統計以外の人工妊娠中絶に関する資料 .....	47
V	受胎調節に関する資料 .....	50
VI	附属統計表 .....	59

# C O N T E N T S

	Page
I Chronology Concerning Fertility Regulation in Japan .....	1
II Law and Regulation concerning Fertility Regulation in Japan .....	5
(1) Eugenic Protection Law and its Detailed Regulation .....	5
(2) Main point of Amendment of Eugenic Protection Law .....	25
(3) Some Materials concerning Eugenic Protection Law .....	26
(4) Materials concerning Induced Abortion and Contraception in Other Countries .....	30
III Statistics relating to Eugenic Protection Law .....	33
(1) Reported Sterilization Operations .....	33
(2) Reported Induced Abortions .....	37
IV Statistics concerning Induced Abortion but III-(1) .....	47
V Statistic concerning Contraception Practice .....	50
VI Appendix .....	59

## I 出生抑制に関する主な年表

### Chronology concerning Fertility Regulation in Japan.

奈良朝 719年(元正天皇の養老3年)に刊行された日本書紀には、太古、イザナギ・イザナミ両尊が、蛭児(ひるこ)を生み給うとある。ひるこは流産児と解される。

平安朝 905~927年(醍醐天皇の延善5年~延長5年)にわたって編せられた延喜式の祝詞の中に、「しらひと」(嬰兒の顔面に白紙をあてて窒息死させること)および「こくみ」(嬰兒を縊殺するの意)の言葉出づ。951年(村上天皇の天曆5年)に編せられた後撰和歌集には源順(912~984年)の作として、「子をおろしける女」のもとに届けられた和歌が載っている。また、宇治大納言源隆国(1004~1077年)の作と伝えられる今昔物語には「流産の術を求めて毒を服すといえども、その験なくて、ついに平かに生れり」との記事が見られる。

このあと江戸時代まで、出生抑制に関し然るべき資料は見あたらないが、殺児および墮胎は一般的かつ増加的に行なわれていたと思われる。

- 1646年(正保3年) 徳川3代将軍家光、江戸町触れをもって「子をおろすの術」を禁ず。
- 1667年(寛文7年) 徳川4代将軍家綱、江戸町触れをもって墮胎手術およびその看板を掲げることを禁じ、これを犯すものには町内追放の刑罰を処す。
- 1680年(延宝8年) 徳川5代将軍綱吉、「血の道の療法」を正しく行うことは差し支えないが「子下ろし候療治にて懐胎女を殺す医者」は不屈きであるから、閉門に処し、依頼人をも逐一穿鼻処分するとの布告を發す。
- 1690年(元禄3年) 徳川5代将軍綱吉、捨児を禁ず。1700年(元禄13年)再度嚴禁。
- 1704年(宝永元年)3度禁例発布。
- 1765年(明和2年) 徳川10代将軍家治、嬰兒圧殺の風習を禁ず。さらに1767年(明和4年)全国に「嬰兒殺しは曲事」との触書を出す。このころ伴蒿蹊(1733~1806)、司馬江漢(1738~1818)、本多利明(1744~1821)、佐藤信淵(1769~1850)らの著書は、墮胎・間引きの普及を實証している。
- 1810年代(文化年間) 徳川11代将軍家齊の治世、いわゆる中条流の墮胎を業とする女医者、江戸に輩出す。1830年代(天保年間)に米価騰貴、一撥、流亡しばしば起きる。1832年(天保3年)、家齊は「墮胎頼み候者ならびに儲を取り頼みにより墮胎いたさせ候者も江戸4方10里処罰」の布告を發す。
- 1842年(天保13年) 徳川12代将軍家慶、江戸町触れをもって墮胎医を「急度処罰申し付く可く候」と布告。江戸払いの刑を指示す。
- 1868年(明治元年) 新政府は「産婆にして妄りに薬を売り或は墮胎の取扱いをなすことを禁ず」と布告。

参考表 江戸時代における人口超勢  
Population in Tokugawa Era

年次 Year	人口(,000) Population	指数 Index	年次 Year	人口(,000) Population	指数 Index
1721	2,6065	100	1780	2,6011	100
1726	2,6549	102	1786	2,5086	96
1732	2,6922	103	1792	2,4891	96
1744	2,6153	100	1798	2,5471	98
1750	2,5918	99	1804	2,5622	98
1756	2,6071	100	1822	2,6602	102
1762	2,5921	100	1828	2,7201	104
1768	2,6252	101	1834	2,7064	104
1774	2,5990	100	1846	2,6908	103

人口大事典(平凡社, 昭和32年)所載の関山直太郎作成表による。武士階級を除く。

- 1873年(明治6年) 大政官布告をもつて「産婆のむやみに薬を売り、墮胎補助をなす」をとがめる。
- 1880年(明治13年) 旧刑法制定。「墮胎罪」の節を設け重禁錮に処す。
- 1907年(明治40年) 刑法改正。現在に至る。旧刑法にくらべ墮胎は重罪となる。

### 現行刑事法(抜粋)

#### 第29章 墮胎の罪

- 第212条 懐胎の婦女薬物を用い、又は其の他の方法を以て墮胎したるときは1年以下の懲役に処す。
- 第213条 婦女の囑託を受け、又は其の承諾を得て墮胎せしめたる者は、2年以下の懲役に処す。因て婦女を死傷に致したる者は3月以上5年以下の懲役に処す。
- 第214条 医師、産婆、薬剤師又は業種商、婦女の囑託を受け、又は其の承諾を得て墮胎せしめたるときは、3月以上5年以下の懲役に処す。因つて婦女を死傷に致したるときは、6月以上7年以下の懲役に処す。
- 第215条 婦女の囑託を受け、又は其の承諾を得ずして墮胎せしめたる者は、6月以上7年以下の懲役に処す。
- 2 前項の未遂罪は之を罰す。
- 第216条 前条の罪を犯し、因て婦女を死傷に致したる者は、傷害罪の罪に比較し、重きに従つて処断する。

この刑法は現在もお生きているが、戦後、これによつて処罰されたものは、きわめて少ない。

参考表 刑法による第1審堕胎罪有罪人員  
Number of Guilty Persons by the Crime of Abortion

年次 Year	人員 Number	年次 Year	人員 Number
1934 (昭和9年)	280	1952 (昭和27年)	15
1935 ( " 10 " )	249	1953 ( " 28 " )	7
1936 ( " 11 " )	254	1954 ( " 29 " )	7
1937 ( " 12 " )	127	1955 ( " 30 " )	5
1938 ( " 13 " )	103	1956 ( " 31 " )	4
1939 ( " 14 " )	188	1957 ( " 32 " )	5
1940 ( " 15 " )	119	1958 ( " 33 " )	4
1941 ( " 16 " )	144	1959 ( " 34 " )	2
1942 ( " 17 " )	83	1960 ( " 35 " )	1
1948 ( " 23 " )	68	1961 ( " 36 " )	3
1949 ( " 24 " )	69	1962 ( " 37 " )	0
1950 ( " 25 " )	44	1963 ( " 38 " )	7
1951 ( " 26 " )	33	1964 ( " 39 " )	3

法務省「司法統計年報」刑事編、各年度による。

参考表 堕胎罪起訴件数、戦前戦後の比較  
Number of Cases Prosecuted by the Crime of Abortion

年次 Year	受理 Accepted	処 理 Decided				未処理 Not decided	起訴率 (1)/(1)+(2)
		起訴(1) prosecuted	不起訴(2) non-pros	その他 others	小計 total		
1934 (昭和9年)	1,632	316	1,063	166	1,545	87	23%
1941 ( 16 )	760	164	387	84	735	25	30
1950 ( 25 )	902	66	697	105	868	34	9

高橋勝好「改正優生保護法」昭和27年による。

参考表 堕胎罪摘発件数、戦前戦後の比較  
Number of cases Exposed by the Crime of Abortion

年次 Year	摘 発 Exposed	うち医師、助産婦による業務上堕胎 (secondary mention) Abortion by Doctor or Midwife
1936 (昭和11年)	411	11
1955 ( 30 )	76	5

中原武夫「優生保護法をめぐる諸問題」母性保護医報、才101号、昭和33年による。



1931年(昭和6年) 有害避妊用具取締規則施行される。

1940年(昭和15年) 国民優生法制定。

上程理由説明にあるとおり「一面においては悪質なる遺伝性疾患の素質を有する国民の増加を防遏するとともに、他面においては健全なる素質を有する国民の増加を図る」ためのもので、「避妊手術又は妊娠中絶等のごとき行為の濫用せられることを嚴重に取締り、もつて健全なる素質を有する国民の人為的減少をなす原因を除き、人口増加にも資せんとする」ものである。したがつて優生手術にきわめて慎重な手続を規定し、実施件数はわずかであつた。

参考表 国民優生法による優生手術件数

Number of Sterilization by National Eugenic Law

年次 Year	男 Male	女 Female	合計 Total
1941(昭和16年)	47	47	94
1942(17)	83	106	189
1943(18)	62	90	152
1944(19)	—	18	18
1945(20)	—	1	1
1946(21)	20	39	59
1947(22)	5	20	25

厚生省公衆衛生局資料による

1948年(昭和23年) 優生保護法公布(次章を参照)。これにともない国民優生法廃止。その後、1949年と1952年の2回にわたり本質的改正があつた。

1949年(昭和24年) 避妊薬公認。

1951年(昭和26年) 受胎調節普及に関する閣議の決定。人工妊娠中絶の増加傾向にかんがみ、「国民の福祉向上のため、今後一層受胎調節の普及を図り、新たに効果的対策を考究実施する」むね了解。

1952年(昭和27年) 厚生省は受胎調節普及要領および普及実施要領細目を作成、各都道府県に詳細かつ具体的な家族計画普及を指示した。

1955年(昭和30年) 日本家族計画連盟が設立される。

1958年(昭和33年) 従来、都道府県および政令市が家族計画特別事業を実施していたものが市町村が実施主体となる。

1959年(昭和34年) 厚生省は新婚学級の実施を通達。

1965年(昭和40年) 母子保健法公布。妊産婦の訪問指導(17条)、新生児の訪問指導(11条)、未熟児の訪問・医療給付(19~20条)、3才児の健康診査(12条)、母子保健施設の設

置(22条)を体系化、義務化し、人口資質面の重視はじまる。

## II 出生抑制に関する現行法規

Law and Regulation concerning Fertility Regulation in Japan

### (1) 優生保護法および同施行規則

Eugenic Protection Law and its Detailed Regulation

(Supplement: English Abstraction on Induced Abortion)

### 優 生 保 護 法

[昭和23年7月13日 法律第156号]

#### 沿 革

昭24.	5.	31	母外法律154号	×
昭24.	6.	24	法 律216号	◎
昭26.	6.	1	母外法律174号	×
昭27.	5.	17	法 律141号	◎
昭28.	8.	15	" 213号	×
昭30.	8.	5	" 127号	△
昭35.	4.	21	" 55号	△
昭35.	8.	10	" 145号	×
昭37.	5.	16	" 140号	×
昭40.	6.	11	" 128号	△

注) これら改正のうち、◎印は本質的改正だが、△印は第39条の期間延長(5カ年ずつ)、

×印は関係法令整理の必要上の字句的修正にすぎない。

## 第 1 章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

(2) この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が母体外において、生命を継続することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

## 第2章 優生手術

### (医師の認定による優生手術)

第3条 医師は、左の各号の1に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。)があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病患者又は精神薄弱者については、この限りでない。

- 1 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇形を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの
  - 2 本人又は配偶者の4親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの
  - 3 本人又は配偶者が癩疾患に罹り、且つ、子孫にこれが伝染する恐れのあるもの
  - 4 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす恐れのあるもの
  - 5 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する恐れのあるもの
- (2) 前項第4号及び第5号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。
- (3) 第1項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意志を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

### (審査を要件とする優生手術の申請)

第4条 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。

### (優生手術の審査)

第5条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同条に規定する要件を具えているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

- (2) 都道府県優生保護審査会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいてその手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

### (再審査の申請)

第6条 前条第1項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同条同項の通知を受けた日から2週間以内に中央優生保護審査会に対して、その審査を申請することができる。

- (2) 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は補佐人もまた、その再審査を申請することができる。

(3) 前2項の規定による再審査の申請は、優生手術を受くべき旨の決定をした都道府県優生保護審査会を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県優生保護審査会は、必要な意見を附さなければならない。

(優生手術の再審査)

第7条 中央優生保護審査会は、前条の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を再審査会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第8条 第4条の規定による申請者優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は補佐人は、書面又は口頭で都道府県優生保護審査会又は中央優生保護審査会に対し、第5条第1項の審査又は前条の再審査に対して、事実又は意見を述べることができる。

(訴の提起)

第9条 中央優生保護審査会の決定に対して不服のある者は、第7条の通知を受けた日から1箇月以内に訴を提起することができる。

(優生手術の実施)

第10条 優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、第5条第2項の医師が、優生手術を行う。

(費用の国庫負担)

第11条 前条の規定によつて行う優生手術に関する費用は、政令の定めるところによつて、国庫の負担とする。

(精神病者等に対する優生手術)

第12条 医師は、別表第1号又は、第2号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱に罹つている者について、精神衛生法(昭和25年法律123号)第20条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第21条(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意があつた場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

第13条 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、本人が同条に規定する精神病又は精神薄弱に罹つているかどうか及び優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前条の同意者に通知する。

(2) 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があつたときは、優生手術を行うことができる。

### 第 3 章 母 性 保 護

#### ( 医 師 の 認 定 に よ る 人 工 妊 娠 中 絶 )

第 1 4 条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師（以下指定医師という。）は、下の各母の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 1 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
  - 2 本人又は配偶者の 4 親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの
  - 3 本人又は配偶者がらい疾患に罹っているもの
  - 4 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
  - 5 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの
- (2) 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。
- (3) 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病患者又は精神薄弱者であるときは、精神衛生法第 2 0 条（後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合）又は同法 2 1 条（市町村長が保護義務者となる場合）に規定する保護義務者の同意をもつて本人とみなすことができる。

#### ( 受 胎 調 節 の 実 地 指 導 )

- 第 1 5 条 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師の外は、都道府県知事の指定をうけた者でなければ薬として行つてはならない。但し子宮腔内に避妊用の器具をそう入する行為は医師でなければ薬として行つてはならない。
- (2) 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生大臣の定める基準に従つて都道府県知事の認定する講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。
- (3) 前 2 項に定めるものの外、都道府県知事の指定又は認定に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

### 第 4 章 優 生 保 護 審 査 会

第 1 6 条 優生手術に関する適否の審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護審査会を置く。

#### ( 種 類 と 権 限 )

- 第 1 7 条 優生保護審査会は、中央優生保護審査会及び都道府県優生保護審査会とする。
- (2) 中央優生保護審査会は、厚生大臣の監督に属し、主として優生手術に関する適否の再審査を行う外、この法律で定める優生保護上必要な事項を処理する。
- (3) 都道府県優生保護審査会は、都道府県ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、優生手術に関する適否の審査を行う。

#### ( 構 成 )

第18条 中央優生保護審査会は委員25人以内で、都道府県優生保護審査会は委員10人以内で、これを組織する。

- (2) 各優生保護審査会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- (3) 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員その他学識経験のある者の中から、中央優生保護審査会にあつては厚生大臣が、都道府県優生保護審査会にあつては都道府県知事が、それぞれ、これを命ずる。
- (4) 各優生保護審査会に、委員の互選による委員長1人を置く。
- (5) 都道府県優生保護審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条(報酬及び費用弁償)の規定を準用する。

(委任事項)

第19条 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護審査会の運営に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

## 第5章 優生保護相談所

(優生保護相談所)

第20条 優生保護の見地から結婚の相談に応じ、遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、優生保護相談所を設置する。

(設置)

第21条 都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しなければならない。

- (2) 前項の優生保護相談所は、保健所に附置することができる。
- (3) 都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 国は、第1項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令の定めるところにより、その経費の一部を補助することができる。

(設置の認可)

第22条 国、都道府県及び保健所を設置する市以外の者は優生保護相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。

- (2) 前項の優生保護相談所は、厚生大臣の定める基準によつて、医師を置き、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。
- (3) 厚生大臣は、第1項の優生保護相談所が前項の基準に該当しなくなつたときは、その認可を取り消すことができる。この場合においては、厚生大臣は、優生保護相談所の設置者に釈明の機会を与えるため、職員をして当該設置者について聴問を行なわせなければならない。

(名称の独占)

第23条 この法律による優生保護相談所でなければ、その名称中に優生保護相談所たることを示す文字、

又はこれに類似する字を用いてはならない。

(委任事項)

第24条 この法律で定めるものの外、優生保護相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

## 第6章 届出、禁止、その他

(届出)

第25条 医師又は指定医師は、第3条第1項、第10、第13条第2項又は第14条第1項の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行つた場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月10日までに、理由を記して都道府県知事に届け出なければならない。

(通知)

第26条 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときはその相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第27条 優生保護審査会の委員及び臨時委員、優生手術の審査若しくは施行の事務又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者及び優生保護相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(禁止)

第28条 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行なつてはならない。

(第15条第1項違反)

第29条 第15条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処す。

(第22条違反)

第30条 第22条の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生保護相談所を開設したものは、これを5万円以下の罰金に処する。

(第23条違反)

第31条 第23条の規定に違反して、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者は、これを1万円以下の過料に処する。

(第25条違反)

第32条 第25条の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを1万円以下の罰金に処する。

(第27条違反)

第33条 第27条の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを6ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

(第28条違反)

第34条 第28条の規定に違反した者は、これを1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。そのため、人を死に至らしめたときは、3年以下の懲役に処する。

#### 附 則

(施行期日)

第35条 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から、これを施行する。

(関係法律の廃止)

第36条 国民優生法(昭和15年法律第107号)は、これを廃止する。

(罰則規定の存続)

第37条 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前条の法律は、この法律施行後もなおその効力を有する。

(届出の特例)

第38条 第25条の規定は、昭和21年厚生省令第42号(死産の届出に関する規定)の規定による届出をした場合は、その地界内でこれを適用しない。

(受胎調節指導のために必要な医薬品)

第39条 第15条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、昭和45年7月31日までを限り、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限る。薬事法(昭和35年法律第145号)第24条第1項(医薬品の販売業の許可)の規定にかかわらず、販売することができる。

(2) 都道府県知事は、第15条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が次の各号の1に該当したときは、同条同項の指定を取り消すことができる。

1 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品につき薬事法第43条(検定)の規定の適用がある場合において、同条の規定による検査に合格しない当該医薬品を販売したとき

2 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品以外の医薬品を薬として販売したとき

3 前各号の外、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対して、医薬品を薬として販売したとき

(3) 都道府県知事は前項に規定する処分をしようとするときは処分の事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の1週間前までに当該処分を受ける者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。ただし、都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行なわないで前項に規定する処分をすることができる。

#### 附 則

(昭和24年法律第154号厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律の附則)

この法律は、昭和24年6月1日から施行する。

#### 附 則

(昭和24年法律第216号優生保護法の一部を改正する法律の附則)



この法律は、公布の日（昭和24年6月24日）から施行する。

附 則

（昭和26年法律第174号審議会の整理等のため厚生省設置法等の一部を改正する法律の附則）

この法律は、公布の日（昭和26年6月1日）から施行する。

附 則

（昭和27年法律第141号優生保護法の一部を改正する法律の附則）

- 1 この法律は、公布の日（昭和27年5月17日）から起算して10日を経過した日から施行する。
- 2 この法律施行の際、都道府県及び保健所を設置する市が設置している優生結婚相談所は、改正後の第21条第3項（厚生大臣の設置についての承認）の規定による承認を受けて設置した優生保護相談所とみなす。
- 3 改正前の第22条（優生結婚相談所設置の認可）の規定による優生結婚相談所の設置の認可は、改正後の第22条（優生保護相談所の設置の認可）の規定による優生保護相談所の設置の認可とみなす。
- 4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例による。（以下略）

附 則

（昭和28年法律第213号地方自治法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律の附則）

この法律は、昭和28年9月1日から施行する。

附 則

（昭和30年法律第127号優生保護法の一部を改正する法律の附則）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

（昭和35年法律第55号優生保護法の一部を改正する法律の附則）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の優生保護法第11条の規定は、昭和35年4月1日以後に同法第10条の規定により行なう優生手術に関する費用について適用し、同日前に同条の規定により行なう優生手術に関する費用については、なお従前の例による。

附 則

（昭和35年法律第145号優生保護法の一部を改正する法律の附則）

この法律は、公布の日から起算して6箇月をこえない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附 則

（昭和37年法律第140号行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の附則）

この法律は昭和37年10月10日から施行する。（以下略）

附 則

(昭和40年法律第128号優生保護法の一部を改正する法律の附則)

この法律は、公布の日から施行する。

別 表 (第4条)

- |              |       |             |
|--------------|-------|-------------|
| 1 遺伝性精神病     |       |             |
| 精神分裂病        | そううつ病 | てんかん        |
| 2 遺伝性精神薄弱    |       |             |
| 3 顕著な遺伝性精神病質 |       |             |
| 顕著な性慾異常      |       | 顕著な犯罪傾向     |
| 4 顕著な遺伝性身体疾患 |       |             |
| ハンテントン氏舞蹈病   |       | 遺伝性脊髄性運動失調症 |
| 遺伝性小脳性運動失調症  |       | 神経性進行性筋い縮症  |
| 進行性筋性栄養障がい症  |       | 筋緊張病        |
| 先天性筋張消失症     |       | 先天性軟骨發育障がい症 |
| 白兎           |       | 魚りんせん       |
| 多発性軟性神経纖維しゆ  |       | 結節性硬化症      |
| 先天性表皮水ほう症    |       | 先天性ポルフィリン尿症 |
| 先天性手掌足しよ角化症  |       | 遺伝性視神経い縮    |
| 網膜色素変性       |       | 金色盲         |
| 先天性眼球震とう     |       | 青色きょう膜      |
| 遺伝性の難聴又はつんぼ  |       | 血友病         |
| 5 強度な遺伝性奇形   |       |             |
| 裂手、裂足        |       | 先天性骨欠損症     |

## 優生保護法施行規則（抜粋）

沿革	（昭和24年1月20日	厚生省令第3号制定）
	（昭和27年8月4日	厚生省令第32号改正）
	（昭和28年11月5日	厚生省令第63号改正）
	（昭和29年7月1日	母外厚生省令第34号改正）
	（昭和30年12月28日	厚生省令第34号改正）
	（昭和36年12月4日	厚生省令第50号改正）
	（昭和37年10月1日	母外厚生省令第47号改正）

### （優生手術の術式）

第1条 優生保護法（以下「法」という。）第2条に規定する優生手術は、左に掲げる術式によるものとする。

- (1) 精管切除結さつ法（精管を陰のう根部で精索からはく離して、2センチメートル以上を切除し、各断端を焼しやく結さつするものをいう。）
- (2) 精管離断変位法（精管を陰のう根部で精索からはく離して切断し、各断端を結さつしてから変位固定するものをいう。）
- (3) 卵管圧さ結さつ法（マドレーネル氏法）（卵管をおよそ中央部では持し、直角又は鋭角に屈曲させて、その両脚を圧さがん子で圧さしてから結さつするものをいう。）
- (4) 卵管間質部けい状切除法（卵管峽部で卵管を結さつ切断してから子宮角にけい状切開を施して間質部を除去し、残存の卵管断端を広じん帯又は腹膜内に埋没するものをいう。）

### （指定医師の標識の交付）

第8条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会は、法第14条第1項の規定により医師を指定したときは、別記様式第7号による標識をその医師に交付するものとする。

### （指定の申請）

第9条 法第15条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする者は、左に掲げる書類を添えて、別記様式第8号による申請書を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 助産婦、保健婦又は看護婦の免許証の写又はこれに代るべき書面
- (2) 法第15条第2項に規定する都道府県知事の認定する講習（以下「認定講習」という。）を終了したことを証する書面

### （指定証及び標識）

第10条 優生保護法施行令（以下「令」という。）第2条に規定する被指定者（法第15条第1項の規定により指定を受けた者をいう。以下同じ。）に交付する指定証及び標識の様式は、それぞれ別記様式第9号及び第10号とする。

( 認定講習の認定基準 )

第17条 法第15条第2項に規定する認定講習の認定基準は、左の通りとする。

- (1) 受講資格は、助産婦、保健婦又は看護婦であること。
- (2) 講習の科目及び時間数は、別表に定めるもの以上であること。
- (3) 受講者の定員は、各学級につき10人以上30人以下であること。
- (4) 講習に必要な施設及び設備を有していること。
- (5) 運営の方法が適正であること。

第27条 法第25条に規定する法第3条第1項、第10及び第13条第2項に関する届出は、別記様式第12号による報告書により、法第14条第1項に関する届出は、別記様式第13号による報告書によらなければならない。

3 都道府県知事は、法第25条の規定による届出を受理したときは、1月から6月まで及び7月から12月までの期間ごとに取りまとめ、別記様式第14号により、それぞれこの期間の満了後1箇月以内に厚生大臣に報告するものとする。

別記様式第7号

優生保護法指定医師  社団法人 都道府県医師会名
-----------------------------------

別記様式第8号

受胎調節実地指導員指定申請書

本籍  
住所

氏名  
年月日生

- 1 助産婦、保健婦又は看護婦の別
  - 1 認定講習の名称及び終了年月日
- 右により受胎調節実地指導員の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年月日

氏名 ㊟

都道府県知事殿

別記様式第9号

表 110mm 第 母 指 定 証 本籍 (助産婦、保健婦 又は看護婦の別) 氏名 年月日生 優生保護法第十五条第一項 の規定により指定を受けた 者であることを証する。 年月日 都道府県知事 ㊟
---

裏

記載事項

別記様式第10号(1)

受胎調節実地指導員  都道府県名
------------------------

別記様式第10号(2)

受胎調節実地指導員  都道府県名
------------------------

別 表

科 目	時 間 数		備 考
	助産婦	保 健 婦 及 看 護 婦	
総 論	5	5	受胎調節の意義と目的，母体保護と受胎調節，関連概念の整理，優生保護法及び薬事法の解説並びに人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響を含む。
妊 娠 の 成 立	2	14	男女性器の構造，受精及び受胎の生理並びに妊娠の初期徴候を含む。
受胎調節の理論	5	5	
受胎調節の効果判定	1	1	
受胎調節の指導法	5	5	受胎調節法選択の基準，個別実地指導法及び一般指導法を含む。
避妊薬の知識	1	1	避妊薬の取扱方法を含む。
実 習	12	30	1 実習に必要な模型は，5人に1個，モデルは，10人に1人を基準とする。 2 実習の回数は，助産婦の場合は，人体6回（6時間）以上，模型6回（6時間）以上とし，保健婦及び看護婦の場合は，人体10回（15時間）以上，模型10回（15時間）以上とする。
耐 論	2	2	
計	32	63	

別記様式第12号(1)

優生手術実施報告書

昭和 年 月 日  
知 事 殿

医師氏名 ㊦  
病院又は診療所名  
病院又は診療所の所在地

昭和 年 月分優生手術実施報告書を下記の通り提出する。

記  
優生手術実施報告票 枚

別記様式第12号(2)

優生手術実施報告票

(昭和 年 月分)

作成年月日 昭和 年 月 日

(1)手術を受けた者の氏名		(2)手術を受けた者の性別	男 女
(3)手術を受けた者の居住地	都道府県 市区町村 支庁 村	(4)手術を受けた者の年齢	満 年
(5)該当条文	1 3条1項 号 2 4条 3 12条	(6)手術を受けた理由	
(7)手術を施した月日	月 日	(8)手術の術式	
備考			

記載上の注意

1. 「手術を受けた者の性別」欄は、該当する文字を○でかこむこと。
2. 「手術を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○でかこむこと。
3. 「該当条文」欄には、該当するものの数字を○でかこみ1に該当するものについては、優生保護法第3条第1項各号のいずれに該当するかを記入すること。
4. 「手術を受けた理由」欄には、手術を受ける理由となった事実、たとえば本人が遺伝性精神病質、配偶者の親族が遺伝性精神病、配偶者が子 のため生命に危険、本人が精神分裂病等を記入すること。
5. 「手術の術式」欄には、実施した術式を、優生保護法施行規則第1条による術式名で記入すること。

別記様式第13号(1)

人工妊娠中絶実施報告書

昭和 年 月 日

指定医師名

⑩

病院又は診療所名

知事殿

病院又は診療所の所在地

昭和 年 月分人工妊娠中絶実施報告書を下記の通り提出する。

記

人工妊娠中絶実施報告票 枚

## 人工妊娠中絶実施報告書

(昭和 年 月)

(1)手術を受けた者の 番 号		(2)手術を受けた者の 年 齢	満 年
(3)手術を受けた者の 居 住 地	都 道 府 県 郡 市 支 庁 区 町 村	(4)手術を受けた者の 妊 娠 月 数	第 月
(5)手術を実施した 月 日	月 日	(6)該 当 条 文	1 4 条 1 項 母
(7)手術を受けた理由			
(8)手術を受けた者の 社会保険適用の有 無	有 無	(9)手術を受けた者の 生活保護法による 医療扶助適用の有 無	有 無
備 考			

## 記載上の注意

1. 「手術を受けた者の番号」欄については、各月ごとに手術を受けた者について実施の順に附した番号を記入すること。
2. 「手術を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○でかこむこと。
3. 「該当条文」欄には、優生保護法第14条第1項各母のいずれに該当するかを記入すること。
4. 「手術を受けた理由」欄には、手術を受ける理由となった事実、たとえば、本人が精神病、配偶者の血族が遺伝性精神薄弱、結核のため健康を害する、暴行により妊娠等を記入すること。
5. 「手術を受けた者の社会保険適用の有無」欄及び「手術を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄は、該当する文字を○でかこむ。



作成年月日

都道府県名

区 分	20歳 未満	20 } 24歳	25 } 29歳	30 } 34歳	35 } 39歳	40 } 44歳	45 } 49歳	50歳 以上	不 詳	計	手術を受けた者の居住地	
											市部	郡部
男	第 3 条 該 当	第 1 号 該 当										
		第 2 号 該 当										
		第 3 号 該 当										
		第 4 号 該 当										
		第 5 号 該 当										
		小 計										
	第 4 条 該 当											
	第 12 条 該 当											
	計											
女	第 3 条 該 当	第 1 号 該 当										
		第 2 号 該 当										
		第 3 号 該 当										
		第 4 号 該 当										
		第 5 号 該 当										
		小 計										
	第 4 条 該 当											
	第 12 条 該 当											
	計											
合 計												

別 表

科 目	時 間 数		備 考
	助産婦	保 健 婦 及 看 護 婦	
総 論	5	5	受胎調節の意義と目的、母体保護と受胎調節、関連概念の整理、優生保護法及び薬事法の解説並びに人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響を含む。
妊 娠 の 成 立	2	1 4	男女性器の構造、受精及び受胎の生理並びに妊娠の初期徴候を含む。
受胎調節の理論	5	5	受胎調節法選択の基準、個別/実地指導法及び一般指導法を含む。
受胎調節の効果判定	1	1	
受胎調節の指導法	5	5	
避妊薬の知識	1	1	避妊薬の取扱方法を含む。
実 習	1 2	3 0	1 実習に必要な模型は、5人に1個、モデルは、10人に1人を基準とする。 2 実習の回数、助産婦の場合は、人体6回(6時間)以上、模型6回(6時間)以上とし、保健婦及び看護婦の場合は、人体10回(15時間)以上、模型10回(15時間)以上とする。
耐 論	2	2	
計	3 2	6 3	

別記様式第12号(1)

優生手術実施報告書

昭和 年 月 日  
知 事 殿

医師氏名 ㊦

病院又は診療所名

病院又は診療所の所在地

昭和 年 月分優生手術実施報告書を下記の通り提出する。

記

優生手術実施報告票

枚

別記様式第12号(2)

優生手術実施報告票

(昭和 年 月分)

作成年月日 昭和 年 月 日

(1)手術を受けた者の氏名		(2)手術を受けた者の性別	男 女
(3)手術を受けた者の居住地	都道府県 市区町村 支庁 村	(4)手術を受けた者の年齢	満 年
(5)該当条文	1 8条1項 号 2 4条 3 12条	(6)手術を受けた理由	
(7)手術を施した月日	月 日	(8)手術の術式	
備 考			

記載上の注意

1. 「手術を受けた者の性別」欄は、該当する文字を○でかこむこと。
2. 「手術を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○でかこむこと。
3. 「該当条文」欄には、該当するものの数字を○でかこみ1に該当するものについては、優生保護法第3条第1項各号のいずれに該当するかを記入すること。
4. 「手術を受けた理由」欄には、手術を受ける理由となった事実、たとえば本人が遺伝性精神病質、配偶者の親族が遺伝性精神病、配偶者が子 のため生命に危険、本人が精神分裂病等を記入すること。
5. 「手術の術式」欄には、実施した術式を、優生保護法施行規則第1条による術式名で記入すること。

別記様式第13号(1)

人工妊娠中絶実施報告書

昭和 年 月 日

指定医師名

⑩

病院又は診療所名

病院又は診療所の所在地

知 事 殿

昭和 年 月分人工妊娠中絶実施報告書を下記の通り提出する。

記

人工妊娠中絶実施報告票 枚

## 人工妊娠中絶実施報告書

(昭和 年 月)

(1)手術を受けた者の番号		(2)手術を受けた者の年齢	満 年
(3)手術を受けた者の居住地	都道府県 郡市支庁 区町村	(4)手術を受けた者の妊娠月数	第 月
(5)手術を実施した日	月 日	(6)該当条文	14条1項 号
(7)手術を受けた理由			
(8)手術を受けた者の社会保険適用の有無	有 無	(9)手術を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無	有 無
備 考			

## 記載上の注意

1. 「手術を受けた者の番号」欄については、各月ごとに手術を受けた者について実施の順に附した番号を記入すること。
2. 「手術を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○でかこむこと。
3. 「該当条文」欄には、優生保護法第14条第1項各号のいずれに該当するかを記入すること。
4. 「手術を受けた理由」欄には、手術を受ける理由となった事実、たとえば、本人が精神病、配偶者の血族が遺伝性精神薄弱、結核のため健康を害する、暴行により妊娠等を記入すること。
5. 「手術を受けた者の社会保険適用の有無」欄及び「手術を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄は、該当する文字を○でかこむ。

作成年月日

都道府県名

区 分		20歳	20	25	30	35	40	45	50歳	不	計	手術を受けた者の居住地	
		未満	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	以上			詳	市部
男	第3条該当	第1号該当											
		第2号該当											
		第3号該当											
		第4号該当											
		第5号該当											
		小計											
	第4条該当												
	第12条該当												
	計												
	女	第3条該当	第1号該当										
第2号該当													
第3号該当													
第4号該当													
第5号該当													
小計													
第4条該当													
第12条該当													
計													
合 計													

人工妊娠中絶半年報

(昭和 年 半期分 自 至 月 月)

作成年月日

都道府県名

区 分	20歳 未満	20 ? 24歳	25 ? 29歳	30 ? 34歳	35 ? 39歳	40 ? 44歳	45 ? 49歳	50歳 以上	不 詳	計	手術を受けた者の居住地	
											市部	郡部
妊 婦 月 別	第 2 月 以 内	第1母該当										
		第2母該当										
		第3母該当										
		第4母該当										
		第5母該当										
		不詳										
		計										
第 3 月	第 3 月	第1母該当										
		第2母該当										
		第3母該当										
		第4母該当										
		第5母該当										
		不詳										
		計										
第 4 月	第 4 月	第1母該当										
		第2母該当										
		第3母該当										
		第4母該当										
		第5母該当										
		不詳										
		計										
第 5 月	第 5 月	第1母該当										
		第2母該当										
		第3母該当										
		第4母該当										
		第5母該当										
		不詳										
		計										
第 6 月	第 6 月	第1母該当										
		第2母該当										
		第3母該当										
		第4母該当										
		第5母該当										
		不詳										
		計										
第 7 月	第 7 月	第1母該当										
		第2母該当										
		第3母該当										
		第4母該当										
		第5母該当										
		不詳										
		計										
不詳												

English abstract on induced abortion from

"Eugenic Protection Law"

(Law No. 156 of July 13, 1948)

Chapter 1 General Provisions

(Object of this Law)

Article 1. The object of this Law is to prevent the increase of the inferior descendants from the eugenic point of view and to protect the life and health of the mother as well.

(Definition)

Article 2. The term "eugenic operation" as used in this Law shall be defined to mean the surgical operation to be prescribed by order which shall incapacitate a person for reproduction without removing the reproduction glands.

2 The term "artificial interruption of pregnancy" as used in this Law shall be defined to mean the artificial discharge of a fetus and its appendages from the mother at the period that a fetus is unable to keep its life outside of the mother's body.

Chapter III Protection of the Mother's Life and Health

(Artificial interruption of pregnancy at physician's discretion)

Article 14. The physician designated by the Medical Association which is a corporate juridical body established in the prefectural district as a unit (hereinafter called the "designated physician"), may exercise artificial interruption of pregnancy, at his discretion, to the person who falls under any of the following items, with the consent of the person in question or the spouse.

(1) A person or the spouse who has psychosis, mental deficiency, psychopathias, hereditary bodily disease or hereditary malformation:

(2) A relative in blood within the 4th degree of

consanguinity of a person or the spouse who has hereditary psychosis, hereditary mental deficiency, hereditary bodily disease or hereditary malformation;

- (3) A person or the spouse who is suffering from leprosy;
- (4) A mother whose health may be affected seriously by continuation of pregnancy or by delivery from the physical or economic viewpoint;
- (5) A person who has conceived by being fornicated by violence or threat or while incapacitated to resist or refuse.

(Practical guidance in contraception)

Article 15. Practical guidance in contraception by means of contraceptive instruments designated by the Minister of Health and Welfare for the use of women shall not be given as vocation by a person other than a physician, unless he is not designated by the Metropolitan, Hokkaido or prefectural governor.

However, the act of inserting a contraceptive instrument in the cavity of the uterus shall not be performed by any persons other than a physician.

2 The person who may gain designation of the Metropolitan, Hokkaido or prefectural governor under the preceding paragraph shall be a midwife, a public health nurse or a nurse who has completed the course sanctioned by the Metropolitan, Hokkaido or prefectural governor in accordance with the standards prescribed by the Minister of Health and Welfare.

Chapter VI Notification, Prohibition and Others

(Notification)



Article 25. The physician or the designated physician who has carried out the eugenic operation or artificial interruption of pregnancy in accordance with the provisions of Article 3 paragraph 1, Article 10, Article 13 paragraph 2 or Article 14 paragraph 1, shall send to the Metropolitan, Hokkaido or prefectural governor the duly arranged records of month accompanied by the statement of reasons.

(2) 優生保護法改正の要点(人工妊娠中絶関係のみについて)

Main Point of Amendment of Eugenic Protection Law

昭和23. 7. 13制定 1948	昭和24. 6. 24改正 1949	昭和27. 5. 17改正 1952
中絶の要件について Condition		
<p>1. 本人が 遺伝性精神病、または遺伝性精神薄弱にかかっているもの 〔Ⅱ-13-1-(1)〕</p> <p>2. 分娩後1年以内の期間にさらに妊娠し、かつ分べんによって母体の健康を著しく害するおそれのあるもの</p> <p>3. 現に数人の子を有している者がさらに妊娠し、かつ分べんによって母体の健康を著しく害するおそれのあるもの 〔Ⅱ-13-1-(2), (3)〕</p> <p>4. 暴行もしくは脅迫によって、または抵抗もしくは拒絶することができない間に、かんいんされて妊娠したもの 〔Ⅱ-13-1-(4)〕</p>	<p>1. 本人または配偶者が、精神病または精神薄弱であるもの (注. <u>遺伝性を要件とせず</u>) 〔Ⅱ-14-1-(1)〕</p> <p>2. 妊娠の継続または分べんが、身体的または経済的理由によって、母体の健康を著しく害するおそれのあるもの (注. <u>1年以内、数人の子を要件とせず、さらに経済的理由を加う</u>) 〔Ⅱ-14-1-(2)〕</p> <p>3. 左の4.に同じ 〔Ⅱ-14-1-(3)〕</p>	<p>1. 本人または配偶者が精神病、精神薄弱精神病質、遺伝性身体疾患または遺伝性奇型を有しているもの</p> <p>2. 4親等以内の血族関係にあるものが遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患または遺伝性奇型を有しているもの</p> <p>3. 本人または配偶者がらい疾患にかかっているもの 〔Ⅱ-14-1-(1), (2), (3)〕</p> <p>4. 左の2.に同じ 〔Ⅱ-14-1-(4)〕</p> <p>5. 左の3.に同じ 〔Ⅱ-14-1-(5)〕</p>
中絶の手続きについて Procedure		
<p>1. から3.までは他の医師の意見書を、4.については民生委員の意見書を添えることを要する 〔Ⅱ-13-2〕</p> <p>地区優生保護委員会の審査を要する 〔Ⅱ-13, 14〕</p>	<p>1.については他の医師の意見書を、2.については身体的理由には左の2. 3.に同じ。経済的理由には他の医師の意見書および民生委員の意見書を添えることを要する。 3.については左の4.に同じ 〔Ⅱ-14-2〕</p> <p>左に同じ</p>	<p>本人および配偶者だけの同意で足りる (注. つまり指定医師の認定のみによる) ただし、新たに受胎調節実施指導員制度を設けた 〔Ⅱ-15-1, (2)〕</p> <p>優生保護審査会は、中央および都道府県に置き、優生手術の適否のみを扱う (注. 人工妊娠中絶を扱う地区委員会は廃止、中絶には審査を要せず) 〔Ⅱ-17〕</p>

( )内の数字は章-条-項-号を示す。

(3) 優生保護法に関する若干の資料

Some Materials concerning Eugenic Protection Law

◎ 指定避妊用器具(法15条)

[昭和27年7月23日, 厚生省告示オ197号]

優生保護法オ15条オ1項の規定に基づき, 避妊用の器具を次のように指定する。

- 1. ペッサリー類
- 2. 避妊用海绵その他の避妊用スポンジ類
- 3. 避妊薬注入用器具類
- 4. 家庭用腔内洗滌器具類

(注. IUD(腔内装置器具)すなわち, リング・ループの類は未だ指定されていない)

◎ 指定医薬品(法39条)

[昭和30年9月6日, 厚生省告示オ285号]

優生保護法オ39条第1項の規定に基づき, 次の医薬品を指定する。

- 1. 避妊薬(ゼリー剤)
- 2. 避妊薬(クリーム剤)
- 3. 避妊薬(錠剤)
- 4. 避妊薬(坐剤)
- 5. 避妊薬(親水性坐剤)
- 6. 避妊薬(泡発性坐剤)
- 7. 避妊薬(泡発性散剤)
- 8. 避妊薬(液剤)

(注. 経口黄体ホルモン剤は, 月経困難症治療および月経の早発遅延のためには発売許可されているが, 避妊目的による長期連続服用の許可はなされていない)

参考表 受胎調節用器具薬品生産高

Production of Contraceptive Materials

品名 Material	単位	1966 (昭41)	1965 (昭40)	1960 (35)	1955 (30)
コンドーム Condom	(グロス, gross)	3,548,053	3,065,643	2,201,463	1,182,101
ペッサリー Pessary	(個, pieces)			162,347	162,113
スポンジ Sponge	(個, " )			16,405	96,802
洗滌器 Douche	(個, " )			7,779	13,484
錠剤 Tablet	(千錠, 1000 tablets)	45,048	40,396	30,935	17,342
ゼリー・クリーム Jelly	(キロ, Kg )	63,254	74,892	83,416	38,948

厚生省「薬業工業生産動態統計」各年度分による。昭40より統計のとり方に変更があったので、空欄は不明

なお、ラテックス製コンドームおよびダッチベッサリーは、薬事法第42条第2項の規定に基づき、〔昭和36年12月9日、厚生省告示第414号および415号〕をもって、製造基準が厳格に定められている。

◎ 指定実地指導員の指定医薬品販売（法39条）

薬事法〔昭和35年8月10日、法律第145号〕抜粋

第24条 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、薬として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列（配置することを含む）してはならない。（以下略）

◎ 優生保護相談所（法20～24条）

優生保護法に基づく優生保護相談所設置数は別表の通りで、法21条によるものの大部分は、保健所併設でかつ全保健所数（808カ所）の1/3に満たない。なお、法21条による公設相談所を有しない県は14、公設（21条）、私営（22条）を問わず相談所を有しない県は7。

参考表 優生保護相談所設置数：昭和24～40年

Number of Eugenic Protection Consultation Office approved, 1949 ~ 1965

年次 Year	法21条による承認 (1) Government	法22条による認可 (2) Voluntary	年次 Year	(1)	(2)
1949(昭24)	—	5	1958(昭33)	7	1
1950(25)	—	6	1959(34)	5	2
1951(26)	—	5	1960(35)	11	—
1952(27)	—	15	1961(36)	1	—
1953(28)	60	20	1962(37)	4	2
1954(29)	69	10	1963(38)	5	3
1955(30)	8	5	1964(39)	4	22
1956(31)	5	2	1965(40)	3	—
1957(32)	52	1	合計 Total	234	99

厚生省告示による

◎ 指定医師数（法14）、実地指導員数（法15条）

厚生省「医師・歯科医師・薬剤師調査」昭和40年によれば、診療に従事する医師総数102千のうち、診療科名が産婦人科のもの8千、特定科を標榜しないが外科的診療を含むもの28千、合計36千。このうち優生保護法指定医師数は全国的に把握されていないが、府県単位で指定医の加入している団体である日本母性保護医協会の資料によれば現在会員数1,618名。未加入2県の

分を含めれば、1万3千程度と推察される。

また、厚生省「衛生行政業務報告」昭和41年によれば、就業助産婦数44(千)、保健婦数14(千)、看護数265(千)。このうち法15条、令2条、規則10条により受胎調節実施指導員の指定を受けたものの数は審らかではないが、専門家の意見を総合すれば3万5千程度と見積られ、その圧倒的多数は助産婦である。なお、このうち、昭和41年度家族計画特別普及事業(地方自治体が、国庫の補助を受け、生活保護世帯およびそのボーダーライン層に対して行う社会的事業)に従事するもの、都道府県分21,579名、政令市分1,068、合計22,647名。

◎ 家族計画関係予算

国家予算に計上される額は別表Aのとおりである。

参考表(A) 厚生省で計上した家族計画関係予算額：昭和27～42年

Family Planning Budget Provided by the Ministry of Health and Welfare, 1952～1967

年次 Year	予算額 (100万円)	U. S. Dollars (,000)	年次 Year	予算額 (100万円)	U. S. Dollars (,000)
1952(昭27)	21.2	59	1960(昭35)	47.7	133
1953( 28)	39.3	109	1961( 36)	53.8	149
1954( 29)	28.9	80	1962( 37)	55.9	155
1955( 30)	58.7	163	1963( 38)	62.7	174
1956( 31)	58.5	163	1964( 39)	66.4	184
1957( 32)	71.8	199	1965( 40)	34.3	95
1958( 33)	72.5	201	1966( 41)	60.8	169
1959( 34)	54.1	150	1967( 42)	66.9	186

日本家族計画協会「家族計画便覧」昭42による

参考表(B) 厚生省で計上した母子保健対策予算額：昭和42年

Maternal and Child Health Budget Provided by  
the Ministry of Health and Welfare, 1967

	予算額(100万円)	%
合計	569.2	100.0
(1) 妊産婦・乳幼児の保健指導	7.7	1.4
(2) 家族計画の指導	6.8	1.2
(3) 受胎調節指導・器具薬品配布	60.1	10.6
(4) 妊娠中毒症療養費援助	16.4	2.9
(5) 妊産婦・新生児・未熟児訪問指導	38.7	6.8
(6) 未熟児医療給付	138.5	24.3
(7) 妊産婦・乳幼児健康診査	34.8	6.1
(8) 3才児の健康診査	41.2	7.2
(9) 妊産婦・乳幼児に牛乳無償配布	225.0	39.5

厚生省児童家庭局母子衛生課 資料による。かこみ内が家族計画関係

参考表(C) 家族計画関係予算額細目：昭和42年

Items of Family Planning Budget: 1957

項目	予算額(千円)	%	国庫補助率
合計	66,944	100.0	
家族計画相談事業補助金	6,843	10.2	1/3
低所得世帯実地指導費	36,892	55.1	1/3
・ 器材費	2,197.9	3.28	1/2
・ 指導事務費	1,230	1.8	1/3

資料は前表に同じ

最近はほぼ6千万円台である。この額は、母子保健対策費の一部として生まれ、別表Bのとおり、家族計画関係はその項目(2)および(3)に当り、全額の12%を占める。

家族計画関係予算を細分すれば別表Cのとおりで、保健所または優生保護相談所を拠点とし行なう一般向け指導(新婚学級もこれに含まれる)費は10%にすぎず、大部分は低所得世帯対象の特別普及事業(前項参照)費である。

なお、ここに掲げた予算は国庫計上分であって、その補助率は1/3乃至1/2、残余は地方自治体において計上される。したがって公的に計上される総額は1億7千9百万円と見積られる(ただし、企業体計上額を除く)。

(4) 各国の人工妊娠中絶および受胎調節に関する資料

Materials concerning Induced Abortion and Contraception in Other Countries

わが国以外でも、北欧・東欧諸国では人工妊娠中絶を認めている。北欧、たとえばスウェーデンでは、1938年に人工中絶法が公布、1941、42、46年と3次の改正を経て、現在は優生学的（精神疾患、低知能、悪質遺伝疾患など）人道的（15歳以下の女子の妊娠、暴行による妊娠など）理由のほか、“疲れ切った婦人の妊娠”や“予想される母体の衰弱”による適応も認めている。デンマーク、フィンランドではさらにゆるやかである。東欧、たとえばソ連では、1920年の公認、1936年の禁止から三転して、1955年秋、連邦最高幹部会の決議をもって“ソ連婦人の母性愛の向上、良心の自覚と文化への欲求”にもとづき、“病院およびその他の医療機関”における実施を条件として中絶禁止を解除している。

ブルガリアでは1956年、希望する婦人のすべてに中絶を認め、ポーランドでは1956年“社会状態が困難”な妊婦に、ついで1960年の改正ではさらに適応が拡げられた。ハンガリーでは、1956年“個人的、家庭的事情”によって認められ、チェコでは1957年、“妻の年齢、夫の病弱、多産、経済的責任、未婚者の妊娠”などによって中絶を認めている。ユーゴも1960年、“妊婦が妊娠によって個人的、家庭的、経済的に困難になる”場合、中絶を認めるに至った。ただし東ドイツは1947年いったんゆるめたあと1950年の改正で医学的、遺伝的理由のみに限定した。

なお、アメリカはやむを得ぬ医学的適応を除いては人工妊娠中絶を各州とも程度の差こそあれ禁じているが、たとえばM. S. Calderone 編「合衆国の墮胎」1958によれば、1955年において最低20万、最高120万（人口千対の率にして1.2～7.2）の非合法中絶があると推定されている。また、カソリック国のフランスでも、A. Michel (1960)の推定では、年間80万の出生に対し、その半数の40万の非合法中絶（人口千対ほぼ9%）が指摘されている。

参考表 東欧・北欧諸国における人工妊娠中絶率  
 Induced Abortion Rate in Eastern and Northern  
 European Countries

国名 Country	出生率 Birth rate(,000)				合法中絶率 (,000) Legal Abortion rate			
	1950	1955	1960	1963	1950	1955	1960	1963
ポーランド Poland	30.7	29.1	22.3	19.2	(51)0.1	0.1	51	4.7
ユーゴ Yugo	30.2	26.9	23.5	21.4			42	(61)5.7
ソ連 U.S.S.R	26.7	25.7	24.9	21.2				
ルーマニア Romania	26.2	25.6	19.1	15.7		(58)6.3	(59)12.1	
ブルガリア Bulgaria	25.2	20.1	17.8	16.4		0.4	6.9	7.9
チェコ Czecho	23.3	20.3	15.9	16.9		0.2	6.5	5.1
ハンガリー Hungary	20.9	21.4	14.7	13.1	0.2	3.6	17.0	18.3
デンマーク Denmark	18.7	17.3	16.6	17.6		1.2	(58) 0.9	
東ドイツ E. Germany	16.9	16.7	17.2	17.6		0.1	0.1	
スウェーデン Sweden	16.5	14.8	13.7	14.8		0.6	(58) 0.3	
(参考)日本 Japan	28.1	19.4	17.2	17.3	5.9	13.1	11.4	9.9

国名	非合法中絶 (,000) Illegal Abortion rate			
	1950	1955	1960	1963
ポーランド	(51)49.6	71.6	0.5	0.7
ユーゴ			0.7	
ソ連				
ルーマニア			(59)0.1	
ブルガリア		15.9	0.4	0.6
チェコ		15.7	0.3	0.4
ハンガリー	20.2	1.2	0.2	0.2
デンマーク				
東ドイツ				
スウェーデン				
(参考)日本		* 0.5	* 0.4	* 0.3

太田典礼「墮胎禁止と優生保護法」1967に引用された東独の K. H. Mehlan, 1963, 1965 の  
 発表資料を Demographic Yearbook, 1965 によって補正改算。カッコ内は近い年次で代  
 用を示す。日本における\*印は推計、表38の計算を参照されたい。



参考表 各国における受胎調節実行率

Contraception Practice Rate in Several Countries

国名 Country	報告者 Reporter	年次 Year	受胎調節実行率 Rate of Practice	備考 Remark
イギリス England	E. Lewis-Fanning	1949	65 %	1930~39年結婚夫婦
" "	J. Douglas	1956	85	
" "	R. Pierce et al	1961	72	1940~49年結婚夫婦
アメリカ合衆国 U. S. A	P. K. Welpton et al	1941	89	結婚12~15年の 白人プロテスタント
" "	W. Grabill et al	1955	70	妻18~39才 白人
" "	"	1960	80	"
" "	R. Freedman et al	1959	70	"
チェコ Czecho-Slovakia	V. Srb	1958	69.6	
" "	国立人口委員会	1959	75.1	妻15~44才
ハンガリー Hungary	Aesadi et al.	1959	77~80	妻30~39才
インド India	R. Gopala swami	1959	4	マドラス市
" "	K. H. Mathen	1959	15	指導後一年
(参考)日本 Japan	毎日新聞社	1967	72	妻50才未満

Source: Kiser, "Research in Family Plannig" 1962ほかより引用  
なお、ここにいう実行率は、現在実行+既往実行の実行経験率に当る(表27参照)

参考表 アメリカにおける受胎調節実行率

Contraception Practice Rate in U. S. A. 1959

(1) 妻の年齢 Age of Wives	実行率 Rate of Practice	(2) 結婚期間 Duration of Marriage	実行率 Rate of Practice
合計	70%	合計	70%
18~24才	68	~4年	65
25~29	73	5~9	75
30~34	73	10~14	73
35~39	65	15~	65

Source: Freedman et al, "Family Planning, Sterility and Population Growth" 1959

参考表 イギリスにおける受胎調節  
 実行率  
 Contraception Practice  
 Rate in England, 1949

結婚時期 Marriage Cohort	実行率 Rate of Practice
~1909年	15 %
1910~1919	40
1920~1924	58
1925~1929	61
1930~1934	63
1935~1939	66

Source: Same as  
 Previous Table

参考表 アメリカにおける受胎調節実行方法  
 Contraceptive Methods in  
 U. S. A.

方 法 Method	1959 (Freedman) (調査)	1939 (Riley) (調査)
合 計 Total	111 %	107 %
コンドーム Condom	29	20
ペッサリー Pessary	26	21
定期禁欲 Rhythm	24	11
洗 滌 Douche	11	44
性交中絶 Withdrawal	6	5
ゼリー Jelly	4	4
その他 All others	7	6

Source: Same as previous Table

日本の場合は表36を参照

なお、その他の国における実行方法は、たとえばチエコ国立人口委員会報告(1959)によれば、性交中絶43、性交中絶と器具の併用24、コンドーム21、その他12、計100%、インドにおいてはボンベイ家族計画連盟報告(1949~59)によれば実行者の23%が性交中絶および禁欲、Agarwala 地区調査(1962)によれば50%が哺乳延長および定期禁欲となっている。

### III 優生保護統計(施行規則第27条による)

Statistics relating to Eugenic Protection Law

#### (1) 優生手術

Reported Sterilization Operations

表1 年次別、男女別届出優生手術件数

Table 1 Reported Sterilization Operations, by Sex, 1949-1966

年次 Year	人口(千) Population (,000)	出生数 Births	優生手術件数 No. of Sterilization			人口10,000 対優生手 術率 Rate per 10,000 Population	出生1,000 対優生手 術率 Rate per 1,000 Births	女子優生 手術の占 める割合 Percent Female
			総数 Total	男 Males	女 Females			
1949(昭和24年)	81,780	2,696,638	5,695	78	5,617	0.7	2.1	98.6
1950( 25 )	83,200	2,337,507	11,403	130	11,273	1.4	4.9	98.9
1951( 26 )	84,500	2,137,689	16,233	239	15,994	1.9	7.6	98.5
1952( 27 )	85,800	2,005,162	22,424	389	22,035	2.6	11.2	98.3
1953( 28 )	87,000	1,868,040	32,552	641	31,911	3.7	17.4	98.0
1954( 29 )	88,200	1,769,580	38,056	957	37,099	4.3	21.5	97.5
1955( 30 )	89,276	1,730,692	43,255	1,528	41,727	4.8	25.0	96.5
1956( 31 )	90,170	1,665,278	44,485	1,774	42,711	4.9	26.7	96.0
1957( 32 )	90,920	1,566,713	44,400	1,864	42,536	4.9	28.3	95.8
1958( 33 )	91,760	1,653,469	41,985	1,641	40,344	4.6	25.4	96.1
1959( 34 )	92,640	1,626,088	40,092	1,205	38,887	4.3	24.7	97.0
1960( 35 )	93,419	1,606,041	38,722	1,130	37,592	4.2	24.1	97.1
1961( 36 )	94,280	1,589,372	35,483	1,049	34,434	3.8	22.3	97.0
1962( 37 )	95,180	1,618,616	35,434	964	31,470	3.4	20.0	97.0
1963( 38 )	96,160	1,659,521	32,666	832	31,834	3.4	19.7	97.5
1964( 39 )	97,190	1,716,761	29,468	708	28,760	3.0	17.2	97.6
1965( 40 )	98,275	1,823,697	27,022	697	26,325	2.8	14.8	97.4
1966( 41 )	99,060	*1,359,221	22,991	535	22,456	2.3	16.9	97.7

人口は国勢調査人口およびそれに基づく推計人口。出生数は人口動態統計による。\*印は概数  
優生手術件数は、昭和34年までは衛生年報により、昭和35年以降は優生保護統計報告による(以下  
同じ)

Source: "Statistics concerning Eugenic Protection", every  
years, Ministry of Health and Welfare (Table 1~6)

表2 年次別、理由別優生手術割合（法改正前）

Table 2. Reasons for Sterilization (before Amendment of the Law)

理由 Reason	1952 (昭和27年)	1951 (26)	1950 (25)	1949 (24)
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
当事者の同意	97.3	97.0	97.6	97.7
小計				
当事者遺伝	1.5	0.7	0.9	1.3
近親遺伝		0.7	1.2	1.8
ら い	1.1	0.7	0.9	1.7
母体の生命危険		36.0	41.6	45.7
母体の健康低下	94.7	58.9	53.0	47.2
医師の申請	2.7	3.0	2.4	2.3
小計				
遺伝性疾患	2.5	3.0	2.4	2.3
非遺伝性疾患	0.2	—	—	—

優生保護法の1部改正により、昭和27年5月以降、次のように分類に異動あり。遺伝には配偶者をも含め、精神病質、精神薄弱等に適用拡張。母体保護には配偶者追加。ほかに医師の申請には非遺伝性精神病を新設。

表3 年次別、理由別優生手術割合（法改正後）

Table 3. Reasons for Sterilization, 1952~1966

理由 Reason	1966 (昭41)	1965 (40)	1964 (39)	1963 (38)	1962 (37)
総数 Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
当事者の同意 with Consent of the Person concerned	98.1	98.1	98.1	97.9	97.7
小計 Sub-total					
当事者遺伝 Hereditary in the Person	0.4	0.5	0.3	0.4	0.4
近親遺伝 Hereditary in the Relatives	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2
ら い Leprosy	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0
母体の生命危険 Protection of Mother's Life	41.7	39.7	39.2	39.5	39.8
母体の健康低下 Protection of Mother's Health	55.7	57.7	58.3	57.7	57.3
医師の申請 by Appli- cation of Physician	1.9	1.9	1.9	2.1	2.3
小計 Sub-total					
遺伝性疾患 Hereditary	1.6	1.6	1.6	1.9	2.0
非遺伝性疾患 Non-Hereditary	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3

1961 (36)	1960 (35)	1959 (34)	1958 (33)	1957 (32)	1956 (31)	1955 (30)	1954 (29)	1953 (28)	1952 (27)	該当法文
100.0	100.0	100.0	100.0			100.0	100.0	100.0	100.0	
97.5	79.8	97.6	97.4	97.5	97.1	96.9	97.4	97.1	97.3	
0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.6	0.7	0.6	} 1.1	} 1.5	法第3条1号
0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3			2号
0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	1.1	3号
39.3	38.9	37.7	37.7	37.1	36.4	36.2	35.7	} 95.7	} 94.7	4号
57.3	57.9	59.1	58.8	59.5	59.5	59.3	60.5			5号
2.5	2.2	2.4	2.6	2.5	2.9	3.1	2.6	2.9	2.7	
2.3	2.0	2.2	2.4	2.3	2.7	2.9	2.2	2.6	2.5	法第4条
0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.4	0.3	0.2	法第12条

表4 年次別、年齢別優生手術割合(男)

Table 4. Sterilization by Age of Male concerned, 1955~1966

年次 Year	年齢 Age	総数 Total	20歳未満 Less than 20	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50歳以上 50 and over
1955(昭和30年)		100.0	4.0	7.5	19.2	27.8	22.9	12.6	4.3	1.8
1956( 31 )		100.0	3.3	6.2	15.9	29.4	27.2	12.3	4.3	1.3
1957( 32 )		100.0	2.1	3.9	15.0	34.8	25.8	11.6	6.0	0.7
1958( 33 )		100.0	2.4	4.5	16.5	34.2	24.9	11.5	5.0	1.0
1959( 34 )		100.0	4.2	6.2	16.7	34.3	22.6	10.5	3.9	1.6
1960( 35 )		100.0	4.7	4.7	14.3	36.2	25.3	11.2	2.7	0.9
1961( 36 )		100.0	4.0	6.0	13.5	38.0	24.8	9.2	3.1	1.3
1962( 37 )		100.0	6.2	4.4	16.5	34.1	26.9	8.2	2.7	1.0
1963( 38 )		100.0	8.0	3.9	11.0	33.9	28.4	10.7	3.2	1.0
1964( 39 )		100.0	8.1	4.9	10.2	31.8	29.5	10.2	4.1	1.3
1965( 40 )		100.0	8.1	5.6	13.0	30.8	27.1	10.7	3.5	1.3
1966( 41 )		100.0	9.1	4.5	12.6	30.6	30.8	8.7	3.4	0.4

年齢不詳を除く。昭29以前不明

表5. 年次別、年齢別優生手術割合(女)

Table 5. Sterilization by Age of Female concerned, 1955~1966

年次 Year	年齢 Age	総数 Total	20歳未満 Less than 20	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50歳以上 50 and over
30		100.0	0.4	3.6	24.2	41.4	24.9	5.2	0.3	0.0
31		100.0	0.3	3.5	25.6	41.2	24.1	4.9	0.3	0.0
32		100.0	0.3	3.0	25.5	43.2	23.6	4.1	0.3	0.0
33		100.0	0.3	3.1	25.8	43.4	23.0	4.1	0.3	0.0
34		100.0	0.4	3.2	26.4	42.9	23.0	3.8	0.3	0.0
35		100.0	0.4	3.5	27.6	41.6	23.0	3.6	0.3	0.0
36		100.0	0.6	3.6	28.1	42.2	21.7	3.5	0.3	0.0
37		100.0	0.7	4.2	29.4	41.9	20.3	3.3	0.2	0.1
38		100.0	0.5	3.0	29.6	43.7	19.7	3.3	0.2	0.0
39		100.0	0.6	3.4	29.9	42.8	19.6	3.5	0.2	0.0
40		100.0	0.7	3.7	29.7	43.2	19.0	3.4	0.2	0.0
41		100.0	0.8	4.5	28.8	43.0	19.0	3.6	0.2	0.0

年齢不詳を除く。昭29以前不明

表6 年次別，男女別，市郡別，理由別優生手術割合  
 Table 6 Reasons of Sterilization, by Sex, by Urban and Rural, 1955, 1960, 1965.

	理由 Reason (see Table 3)	男 Male			女 Female		
		1965 (昭和40年)	1960 (35)	1955 (30)	1965 (40)	1960 (35)	1955 (30)
合計 Total	総数 Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	当事者の同意 (1)	78.9	81.2	63.5	98.6	98.3	98.1
	(再掲)母親の生命・健康 (2)	76.5	75.5	57.0	98.0	97.5	96.8
	医師の申請 (3)	21.1	18.8	36.5	1.4	1.7	1.9
市部 Urban	小計 Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	当事者の同意 (1)	82.6	80.3	68.7	98.7	98.4	97.9
	(再掲)母親の生命・健康 (2)	79.9	74.5	62.4	98.1	97.7	96.7
	医師の申請 (3)	17.4	19.7	31.3	1.3	1.6	2.1
郡部 Rural	小計 Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	当事者の同意 (1)	71.9	82.1	56.8	98.5	98.3	98.2
	(再掲)母親の生命・健康 (2)	70.3	76.5	49.9	97.9	97.2	97.0
	医師の申請 (3)	28.1	17.9	43.2	1.5	1.7	1.8
出生100対 手術率 Rate per 100 Births	市部 Urban	—	0.58	0.98	—	2.00	2.42
	郡部 Rural	—	0.91	0.78	—	2.92	2.40

(1) with Consent      (2) (Secondary mention) Protection of Mother      (3) Applied by Physician

(2) 人工妊娠中絶  
 Reported Induced Abortions

表7 年次別届出人工妊娠中絶件数  
Table 7 Reported Induced Abortions, 1949~1966

年次 Year	人口(千) Population (,000)	出生数 Births	人工妊娠 中絶件数 No. of Induced Abortion	前年度に 対する増 加割合 (%) Comparison with Previous Year	人口1,000 対中絶率 Ratio for 1,000 Population	出生100 対中絶率 Ratio for 100 Births	優生手術に 対する中絶 の倍率 Magnifi- cation to Sterilization
1949(昭和24年)	81,780	2,696,638	246,104	—	3.0	9.1	43.2
1950( 25 )	83,200	2,337,507	489,111	+ 98.7	5.9	20.9	42.9
1951( 26 )	84,500	2,137,689	638,350	+ 30.5	7.6	29.9	39.3
1952( 27 )	85,800	2,005,162	805,524	+ 26.2	9.4	40.2	35.9
1953( 28 )	87,000	1,868,040	1,068,066	+ 32.6	12.3	57.2	32.8
1954( 29 )	88,200	1,769,580	1,143,059	+ 7.0	13.0	64.6	30.0
1955( 30 )	89,276	1,730,692	1,170,143	+ 2.4	13.1	67.6	27.1
1956( 31 )	90,170	1,665,278	1,159,288	— 0.9	12.8	69.6	26.1
1957( 32 )	90,920	1,566,713	1,122,316	— 0.3	12.3	71.6	25.3
1958( 33 )	91,760	1,653,469	1,128,231	+ 0.5	12.3	68.2	26.9
1959( 34 )	92,640	1,626,088	1,098,853	— 2.6	11.8	67.6	27.4
1960( 35 )	93,419	1,606,041	1,063,256	— 3.2	11.4	66.2	27.5
1961( 36 )	94,280	1,589,521	1,035,329	— 2.6	11.0	65.1	29.2
1962( 37 )	95,180	1,618,616	985,351	— 4.8	10.4	60.9	30.4
1963( 38 )	96,160	1,659,521	955,092	— 3.1	9.9	57.6	29.2
1964( 39 )	97,190	1,716,761	878,748	— 8.0	9.0	51.2	29.8
1965( 40 )	98,275	1,823,697	843,248	— 4.0	8.6	46.3	31.2
1966( 41 )	99,060	1,359,221	808,378	— 4.1	8.2	59.5	35.2

人口は国勢調査人口およびそれに基づく推計人口、出生数は人口動態統計による。\*印は概数。

人工妊娠中絶件数は昭和25年、30~34年は衛生年報、昭和27~29年は人工妊娠中絶月報の年計分、昭和35年以降は優生保護統計報告による。

Source: "Statistics concerning Eugenic Protection," every years, Ministry of Health and Welfare (Table 7~20)

表8 年次別認定審査別人工妊娠中絶数(法改正前)  
Table 8. Reported Induced Abortions(before Amendment of the Law)

年次 Year	実数 Number				割合 (%)			
	総数 Total	審査 by Exami- nation (1)	認定 by Conclusion (2)		総数 Total	審査 (1)	認定 (2)	
			法改正前	法改正後			法改正前	法改正後
1949(昭和24年)	246,104	145,021	101,083	—	100.0	58.5	41.5	—
1950( 25 )	489,111	168,961	320,150	—	100.0	34.5	65.5	—
1951( 26 )	638,350	179,593	458,757	—	100.0	28.1	71.9	—
1952( 27 )	805,524	77,977	205,141	522,406	100.0	9.7	25.5	64.9

優生保護法の一部改正により昭和27年5月以降、審査制度廃止。

表9 昭和27年の月別人工妊娠中絶件数

Table 9 Reported Induced Abortions by Month of Occurrence in 1952 (the Year of Amendment of the Law)

月 Month	実数 Number	年平均を100とした指数 annual average =100	妊娠3カ月以内の割合(%) Proportion Performed within First 3 Month of Pregnancy
総数	798,193	100.0	86.4
1月	53,800	80.9	82.6
2	59,025	88.7	81.3
3	61,289	92.1	82.2
4	56,837	85.4	82.5
5	53,500	80.4	84.3
6	52,768	79.3	88.6
7	74,273	111.7	89.0
8	80,308	120.7	87.8
9	82,847	124.6	87.7
10	75,034	112.8	88.0
11	74,486	112.0	89.1
12	74,026	111.3	89.5

月数不詳を除く

表10 年次別、理由別人工妊娠中絶割合(法改正前)

Table 10 Reasons for Induced Abortion, 1949~1951

	理由 Reason	1951 (昭和26年)	1950 (25)	1949 (24)
審査 by Examination	小計 Total	100.0	100.0	100.0
	精神病 Hereditary	1.0	0.2	0.7
	母体の健康低下 Protection of Mother's Health	99.6	99.1	97.6
	暴行 Rape	0.2	0.7	1.7
認定 by Conclusion	小計 Total	100.0	100.0	100.0
	遺伝性疾患 Hereditary	1.4	2.1	1.3
	らい Leprosy	0.2	0.4	0.5
	母体の生命危険 Protection of Mother's Life	98.4	97.5	98.2



表11 年次別，理由別人工妊娠中絶割合（法改正後）

Table 11 Reasons for Induced Abortion, 1952~1961

理由	Reason	1966 (昭和41年)	1965 (40)	1964 (39)	1963 (38)	1962 (37)	1961 (36)
総数	Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
事因者遺伝(1)	Hereditary in the Person	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
近親遺伝(2)	Hereditary in the Relatives	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
らい(3)	Leprosy	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
母体の健康(4)	Protection of Mother's Health	99.6	99.6	99.7	99.7	99.7	99.7
暴行脅迫(5)	Rape	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不詳(6)	Unknown	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1

1960 (35)	1959 (34)	1958 (33)	1957 (32)	1956 (31)	1955 (30)	1954 (29)	1953 (28)	1952 (27)	該当法文	Law
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	法14条1号 2号 3号 4号 5号	Article 14-(1) -(2) -(3) -(4) -(5)
0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	} 0.3	} 0.4	} 0.9		
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1					
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2		
99.7	99.7	99.7	99.7	99.6	99.7	99.4	99.3	98.6		
0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2		
0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		

表12 年次別，女子の年齢別，人工妊娠中絶割合

Table 12. Induced Abortion by Age of Woman, 1949~1966

年次 Year	総数 Total	20歳未満 Less than 20	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50歳以上 50 and over	不詳 Unknown
1949(昭和24年)	100.0	1.8	33.3		48.6		16.2		0.1	—
1950( 25 )	100.0	3.9	40.5		45.0		10.4		0.1	0.1
1951( 26 )	100.0	3.5	43.0		43.6		9.8		0.0	0.0
1952( 27 )	100.0	2.3	43.1		43.9		10.6		0.0	0.1
1953( 28 )	100.0	1.6	16.3	26.3	25.4	19.4	9.7	1.1	0.0	0.1
1954( 29 )	100.0	1.4	15.8	26.7	26.2	19.2	9.5	1.1	0.0	0.1
1955( 30 )	100.0	1.2	15.5	26.4	27.0	19.3	9.4	1.1	0.0	0.1
1956( 31 )	100.0	1.2	15.5	27.3	26.8	19.1	8.9	1.0	0.0	0.1
1957( 32 )	100.0	1.1	15.5	27.9	26.9	19.0	8.5	1.0	0.0	0.1
1958( 33 )	100.0	1.2	15.4	27.9	26.8	19.3	8.2	1.0	0.0	0.1
1959( 34 )	100.0	1.3	15.8	28.2	26.7	19.2	7.8	0.9	0.0	0.1
1960( 35 )	100.0	1.4	15.9	28.6	26.2	19.3	7.6	0.9	0.0	0.1
1961( 36 )	100.0	1.5	16.1	29.0	26.6	18.4	7.3	0.8	0.0	0.1
1962( 37 )	100.0	1.5	16.1	29.0	27.2	18.0	7.4	0.8	0.0	0.1
1963( 38 )	100.0	1.4	16.1	28.8	27.3	17.8	7.6	0.8	0.0	0.1
1964( 39 )	100.0	1.4	16.5	28.2	27.2	17.8	8.0	0.8	0.0	0.1
1965( 40 )	100.0	1.6	16.8	27.9	27.3	17.3	8.1	0.8	0.0	0.1
1966( 41 )	100.0	1.9	16.8	28.0	27.2	17.4	7.6	0.8	0.0	0.2

昭和24~27年は認定届出数について

表13. 年次別女子の年齢別人工妊娠中絶率  
 Table 13 Rate of Induced Abortion by Age of Woman, 1950, 1955, 1960, 1965

(1) 1965 (昭和40年)

女子の年齢 Age	人口 Population ① (,000)	女子数 No. of women ②	有配偶女子数 No. of Wives ③	出生数 No. of births ④	人工妊娠中絶件数 No. of Abortions	中絶率 Ratio			
						人口 1,000対 per 1,000 ①	女子 1,000 対 per 1,000 ②	有配偶女 子1,000 対 per 1,000 ③	出生100 対 per 100 ④
総数 Total	55,924	27,942	16,633.7	1,823,697	843,248	15.1	30.2	50.7	46.2
15~19歳 yrs	10,852	5,373	69.8	17,719	13,303	1.2	2.5	190.6	75.1
20~24	9,069	4,572	1,437.2	513,645	142,038	15.7	31.1	98.8	27.7
25~29	8,364	4,207	3,352.5	854,399	235,458	28.2	56.0	70.2	27.6
30~34	8,257	4,110	3,618.6	355,269	230,352	27.9	56.0	63.7	64.8
35~39	7,499	3,751	3,282.2	72,355	145,583	19.4	38.8	44.4	201.2
40~44	5,961	3,232	2,742.1	9,828	68,515	11.5	21.2	25.0	697.1
45~49	4,922	2,697	2,131.3	462	6,611	1.3	2.5	3.1	1431.0
50歳以上 & over	4,658	2,485	1,810.4	18	237	0.1	0.1	0.1	1316.7
年齢不詳 unknown				2	1,151				57550.0

資料は表7に準ず。人口、女子数、有配偶女子数の欄における総数は50歳未満の合計、50歳以上は50~54歳について。空欄は省略(以下同じ)

(2) 1960 (昭和35年)

女子の年齢 Age	人口 ①	女子数 ②	有配偶女子数 ③	出生数 ④	人工妊娠中絶件数 Number	中絶率 Ratio			
						人口 1,000 対 ①	女子 1,000 対 ②	有配偶女 子1,000 対 ③	出生 1,000 対 ④
総数 Total	49,228	25,290	14,772.8	1,602,963	1,063,256	21.6	42.0	72.0	66.3
15~19歳 yrs	9,309	4,631	61.3	18,915	14,697	1.6	3.2	239.8	77.7
20~24	8,318	4,193	1,308.1	446,906	168,626	20.3	40.2	128.9	37.7
25~29	8,209	4,115	3,141.6	723,257	304,100	37.0	73.9	96.8	42.0
30~34	7,518	3,771	3,243.6	306,807	278,978	37.1	74.0	86.0	90.9
35~39	6,038	3,275	2,812.2	89,125	205,361	34.0	62.7	73.0	230.4
40~44	5,019	2,745	2,237.4	16,891	80,716	16.1	29.4	36.1	477.9
45~49	4,817	2,560	1,968.6	971	9,650	2.0	3.8	4.9	993.8
50歳以上 & over	4,201	2,161	1,579.1	87	253	0.1	0.1	0.2	290.8
年齢不詳 unknown				4	875				21875.0

(3) 1955 (昭和30年)

女子の年齢 Age	人口 ①	女子数 ②	有配偶 女子数 ③	出生数 ④	人工妊娠 中絶件数 Number	中絶率 Ratio			
						人口 1,000 対 ①	女子 1,000 対 ②	有配偶女 子1,000 対 ③	出生 100対 ④
総数 Total	45,177	23,289	13,370.8	1,730,692	1,170,143	25.9	50.2	87.5	67.6
15~19歳 yrs	8,626	4,284	72.8	25,219	14,475	1.7	3.4	198.8	57.4
20~24	8,403	4,207	1,370.3	469,027	181,522	21.6	43.1	132.5	38.7
25~29	7,604	3,829	2,917.0	691,349	309,195	40.7	80.8	106.0	44.7
30~34	6,117	3,320	2,829.8	372,175	315,788	51.6	95.1	111.6	84.8
35~39	5,115	2,796	2,329.4	138,158	225,152	44.0	80.5	96.7	163.0
40~44	4,945	2,621	2,105.7	33,055	109,652	22.2	41.8	52.1	331.7
45~49	4,367	2,232	1,745.8	1,572	13,027	3.0	5.8	7.5	828.7
50歳以上 & over	3,849	1,920	1,402.2	134	268	0.1	0.1	0.2	200.0
年齢不詳 unknown				3	1,064				55,466.7

(4) 1950 (昭和25年)

女子の年齢 Age	人口 ①	女子数 ②	有配偶 女子数 ③	出生数 ④	人工妊娠 中絶件数 Number	中絶率 Ratio			
						人口 1,000 対 ①	女子 1,000 対 ②	有配偶女 子1,000 対 ③	出生 100対 ④
総数 Total	41,217	21,287	12,468.1	2,337,507	320,150	7.8	15.0	25.7	13.7
15~19歳 yrs	8,568	4,250	138.1	56,365	12,611	1.5	3.0	91.3	22.4
20~24	7,726	3,890	1,660.7	624,797	124,599	9.0	17.2	28.8	9.1
25~29	6,185	3,363	2,660.4	794,241					
30~34	5,202	2,842	2,368.0	496,240	114,160	14.1	26.1	31.5	18.6
35~39	5,048	2,672	2,208.1	278,781					
40~44	4,483	2,284	1,874.1	81,953	33,299	3.9	7.8	9.7	38.6
45~49	4,005	1,986	1,558.7	4,213					
50歳以上 & over	3,389	1,669	1,200.0	311	251	0.1	0.2	0.2	80.7
年齢不詳 unknown				606	230				37.9

昭和25年分の人工妊娠中絶件数は認定届出数のみについて(表8参照)。

表14. 年次別、妊娠月数別人工妊娠中絶割合

Table 14. Induced Abortion by Month of Pregnancy, 1949~1966.

年次 Year	総数 Total	妊娠2か月以内 Less than 2 months	" 3か月 "	" 4 "	" 5 "	" 6 "	7か月以上 7 months and over	不詳 unknown	3か月以内の割合(%) Proportion performed within First 3 Months
1949(昭和24年)	100.0	69.1		19.4		10.6		0.8	69.1
1950( 25 )	100.0	74.9		15.8		8.9		0.3	74.9
1951( 26 )	100.0	79.2		13.3		7.4		0.1	79.2
1952( 27 )	100.0	86.4		8.7		4.8		0.1	86.4
1953( 28 )	100.0	90.1		6.6		3.3		0.0	90.1
1954( 29 )	100.0	46.2	45.0	3.2	2.8	2.0	0.8	0.0	91.2
1955( 30 )	100.0	47.5	44.3	3.0	2.6	1.9	0.7	0.0	91.7
1956( 31 )	100.0	49.3	42.9	3.1	2.3	1.7	0.7	0.0	92.2
1957( 32 )	100.0	49.4	43.1	2.9	2.2	1.7	0.7	0.0	92.5
1958( 33 )	100.0	49.9	42.7	2.9	2.1	1.7	0.7	0.0	92.6
1959( 34 )	100.0	50.4	42.2	2.8	2.1	1.7	0.8	0.0	92.6
1960( 35 )	100.0	51.3	41.8	2.8	1.9	1.6	0.6	0.0	93.0
1961( 36 )	100.0	52.0	41.5	2.6	1.8	1.5	0.6	0.0	93.4
1962( 37 )	100.0	52.7	41.1	2.6	1.7	1.4	0.5	0.0	93.8
1963( 38 )	100.0	53.3	40.7	2.5	1.7	1.3	0.5	0.0	94.0
1964( 39 )	100.0	54.3	40.0	2.4	1.6	1.2	0.5	0.0	94.2
1965( 40 )	100.0	54.6	39.8	2.3	1.6	1.2	0.5	0.1	94.4
1966( 41 )	100.0	54.8	39.6	2.3	1.6	1.2	0.5	0.1	95.4

昭和24~27年は認定届出数について(表8参照)。

表15. 年次別、女子の年齢別、妊娠月数別人工妊娠中絶割合

Table 15. Induced Abortion by Age of Woman, by Month of Pregnancy, 1955, 1960, 1965, 1966

妻の年齢 妊婦月数 Age Month	1966(昭和41年)				1965 (40)			
	~24歳yrs	25~34	35~44	45~	~24歳yrs	25~34	35~44	45~
総数 Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
~3か月	89.5	95.5	95.9	93.4	89.5	95.4	95.8	93.1
4か月~	10.4	4.4	4.0	6.5	10.4	4.5	4.1	6.8
不詳 Unknown	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

妻の年齢 妊婦月数 Age Month	1960 (35)				1955 (30)			
	~24歳yrs	25~34	35~44	45~	~24歳yrs	25~34	35~44	45~
総数 Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
~3か月	88.1	94.0	94.1	91.8	86.8	92.9	92.6	89.3
4か月~	11.8	5.9	5.8	8.1	13.2	7.1	7.4	10.7
不詳 Unknown	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0

年齢不詳を除く。

表16. 年次別，市郡別人工妊娠中絶件数  
Table 16. Induced Abortion by Urban and Rural, 1952~1966

年次 Year	中絶を受けた者の居住地 Address			出生100対中絶率 Rate per 100 births	
	市郡 urban	郡部 Rural	不詳 Unknown	市郡 Urban	郡部 Rural
1952(昭和27年)	388,391	417,133	—	53.9	32.5
1953( 28 )	518,286	549,772	8	75.2	46.6
1954( 29 )	607,714	535,345	—	80.5	52.8
1955( 30 )	687,903	482,239	1	77.8	57.0
1956( 31 )	693,175	466,100	13	78.0	60.0
1957( 32 )	686,918	435,386	12	78.7	62.9
1958( 33 )	699,432	428,799	—	72.7	62.0
1959( 34 )	703,744	395,102	7	70.9	62.3
1960( 35 )	688,897	374,287	72	68.0	63.2
1961( 36 )	674,025	361,295	9	65.3	64.8
1962( 37 )	646,141	339,205	5	59.7	63.3
1963( 38 )	637,896	317,194	2	56.0	61.0
1964( 39 )	590,298	288,447	3	48.9	56.7
1965( 40 )	572,927	270,172	149	—	—
1966( 41 )	552,109	256,126	143	—	—

昭和40,41年の中絶率は市郡別出生数未報告のため不明。

表17. 年次別，女子の年齢別，理由別人工妊娠中絶割合  
Table 17. Reasons for Induced Abortion by Age of Woman, 1955, 1960, 1965, 1966

理由 Reason	妻の年齢 Age	1966(昭和41年)				1965 (40)			
		~24歳 yrs	25~34	35~44	45~	~24歳 yrs	25~34	35~44	45~
総数 Total		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
遺伝 Hereditary		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
母体の健康 Mother's Health		99.6	99.7	99.7	99.6	99.4	99.6	99.6	99.8
その他 Others		0.4	0.3	0.3	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1

  

理由	妻の年齢	1960 (35)				1955 (30)			
		~24歳 yrs	25~34	35~44	45~	~24歳 yrs	25~34	35~44	45~
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
遺伝		0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
母体の健康		99.6	99.7	99.6	99.6	99.6	99.8	99.8	99.8
その他		0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1

遺伝には当事者および近親を，その他にはらい，暴行，不詳を含む。(以下同じ)  
年齢不詳を除く。

表18. 年次別, 妊娠月数別, 理由別人工妊娠中絶割合  
 Table 18. Reasons for Induced Abortion by Month of Pregnancy, 1955, 1960, 1965, 1966.

理由 Reason	妊娠月数 Month	1966(昭和41年)		1965(40)		1960(35)		1955(30)	
		~3ヵ月	4ヵ月~	~3ヵ月	4ヵ月~	~3ヵ月	4ヵ月~	~3ヵ月	4ヵ月~
総数 Total		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
遺伝 Hereditary		0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.3
母体の健康 Mother's Health		99.7	99.3	99.7	99.3	99.7	99.5	99.8	99.4
その他 Others		0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.3	0.1	0.3

妊娠月数不詳を除く。

表19. 年次別, 市郡別, 理由別人工妊娠中絶割合  
 Table 19. Reasons for Induced Abortion by Urban and Rural, 1955, 1960, 1965

理由 Reason	居住地 Address	1965(昭和40年)		1960(35)		1955(30)	
		市部 Urban	郡部 Rural	市部 Urban	郡部 Rural	市部 Urban	郡部 Rural
総数 Total		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
遺伝 Hereditary		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
母体の健康 Mother's Health		99.5	99.7	99.7	99.6	99.8	99.7
その他 Others		0.4	0.2	0.2	0.3	0.1	0.2

居住地不詳を除く。

表20 年次別，都道府県別人工妊娠中絶率

Table 20 Rate of Induced Abortion by Prefecture, 1955, 1960, 1965.

都道府県 Prefecture	1965(昭和40年)			1960(35)			1955(50)		
	人口1,000 対中絶率 Per 1,000 Population	女子1,000 対中絶率 Per 1,000 Women	出生100 対中絶率 Per 100 Birth	人口1,000 対中絶率 Per 1,000	女子1,000 対中絶率 Per 1,000	出生100 対中絶率 Per 100	人口1,000 対中絶率 Per 1,000	女子1,000 対中絶率 Per 1,000	出生100 対中絶率 Per 100
	①	②	③	①	②	③	①	②	③
全 国 All Japan	8.6	16.9	46.3	11.4	22.4	66.3	13.1	25.8	67.6
北海道	11.8	23.5	63.2	15.4	31.1	83.2	17.5	55.6	80.5
青森	10.2	19.7	50.4	13.5	26.3	64.6	17.9	35.2	70.4
岩手	12.1	23.4	66.9	14.4	28.0	74.4	13.9	27.2	57.2
宮城	9.5	18.6	54.8	13.6	26.6	75.1	16.1	31.5	72.0
秋田	13.5	26.0	83.0	15.4	29.7	86.1	14.1	27.5	62.3
山形	8.1	15.5	49.4	13.6	26.0	78.0	20.0	38.6	99.1
福島	11.9	22.9	65.3	11.5	22.2	58.5	12.0	23.4	51.5
茨城	4.9	9.6	26.5	5.9	11.6	33.2	8.0	15.7	37.2
栃木	5.4	10.4	30.2	8.4	16.2	47.3	8.9	17.2	41.0
群馬	8.4	16.3	44.6	15.1	29.2	90.4	13.8	26.7	68.6
千葉県	3.8	7.8	19.7	5.1	10.1	29.6	6.1	11.9	28.7
東京都	4.0	7.9	20.9	5.1	10.1	30.1	5.3	10.3	26.6
神奈川県	5.7	11.6	28.4	7.1	14.7	43.0	8.6	17.7	54.3
新潟県	5.0	10.4	25.7	8.6	17.5	52.4	9.8	19.8	55.4
富山県	8.8	17.1	48.9	11.6	22.5	66.8	13.8	26.7	66.0
石川県	9.7	18.7	57.8	14.8	28.7	92.7	21.9	42.3	121.1
福井県	6.3	12.1	35.6	7.3	14.0	43.7	11.2	21.6	60.3
山梨県	6.6	12.8	37.1	7.5	14.3	42.7	10.8	20.8	54.8
長野県	3.1	6.0	17.7	2.5	11.2	34.5	5.5	10.7	28.4
岐阜県	8.4	16.2	48.0	12.4	24.0	77.5	15.2	29.4	86.1
静岡県	7.6	14.6	38.0	9.2	18.0	51.5	14.3	28.0	77.2
愛知県	10.0	19.5	51.4	14.1	27.8	78.0	15.6	30.7	76.0
三重県	9.0	17.8	43.4	10.3	20.2	59.6	13.3	25.8	76.6
滋賀県	14.1	27.1	75.6	15.1	29.1	91.5	12.8	24.8	74.8
京都府	9.7	18.6	56.6	14.9	28.5	91.7	17.1	32.9	97.1
大阪府	17.3	34.0	97.0	19.5	38.1	131.4	17.6	34.3	121.7
兵庫県	9.5	19.2	45.4	12.1	24.3	71.5	14.2	28.3	89.7
奈良県	8.2	16.2	44.8	11.2	22.0	70.2	12.3	24.1	71.4
和歌山県	4.8	9.3	28.0	6.3	12.3	41.8	5.4	10.5	32.0
鳥取県	9.6	18.7	52.2	13.6	26.3	83.5	14.0	27.4	81.0
島根県	9.4	17.9	58.6	17.9	34.3	109.3	18.9	36.5	97.3
岡山県	11.3	21.7	76.0	15.1	29.4	94.6	16.6	32.7	90.1
広島県	16.4	31.2	100.3	22.4	43.0	145.8	16.9	32.6	100.5
山口県	7.4	14.4	42.0	8.2	15.9	51.1	10.1	19.6	57.5
徳島県	8.8	17.0	55.2	12.5	24.4	80.5	18.6	36.6	104.1
香川県	4.5	8.7	27.6	5.8	11.2	36.5	7.5	14.6	36.5
愛媛県	1.2	2.3	117.0	12.4	41.0	14.3	21.4	41.5	121.4
高松市	5.0	9.5	28.6	11.5	22.1	68.3	13.8	26.9	69.5
高松市	12.5	23.9	82.6	13.8	26.6	93.0	11.4	22.2	62.7
高松市	11.3	21.9	65.4	16.6	30.1	93.0	16.3	32.1	82.5
佐賀県	8.0	15.2	46.5	18.8	16.6	46.4	13.1	25.4	57.3
熊本県	9.4	18.1	50.2	9.5	18.5	46.1	13.4	26.3	54.2
大分県	10.0	19.0	59.0	12.4	23.8	69.2	12.5	24.2	56.1
宮崎県	8.4	15.9	51.1	9.9	19.0	60.6	12.9	24.9	62.2
鹿児島県	7.1	13.7	39.8	10.3	20.0	52.6	21.8	42.8	92.8
鹿児島県	6.1	11.5	37.1	8.1	15.5	41.7	8.3	16.0	33.8

IV 優生保護統計以外の人工妊娠中絶に関する資料  
 Statistics concerning Induced Abortion but III-(1)

表 21. 年次別人工妊娠中絶経験割合  
 Table 21. Induced Abortion Experience, 1952~1967

年次 Year	調査数 No. of Couples Surveyed	中絶経験 Abortion Experience			
		合計 Total	あり Yes	なし No	不明 Unknown
1952(昭和27年)	6,290 1)	100.0	15.4	68.4	16.2
1955( 30 )	2,949	100.0	26.5	52.3	21.2
1957( 32 )	3,075	100.0	29.7	57.4	12.9
1961( 34 )	2,956	100.0	35.1	42.2	22.7
1963( 36 )	2,811	100.0	40.8	35.6	23.6
1965( 38 )	3,166	100.0	32.0	55.9	12.0
1967( 40 )	3,140	100.0	32.7	56.3	11.0
1967 42 )	3,804	100.0	32.2	51.8	16.0

毎日新聞社人口問題調査会「家族計画に関する世論調査」各年度による。

1) は夫婦合計

Source: The Population Problems Research Council, The Mainichi Newspapers, "National Survey on Family Planning"

表 22 地域別、妻の年齢別人工妊娠中絶経験割合(昭和40年)  
 Table 22 Induced Abortion Experience, by Size of Communities  
 and Age of Wives, 1965

項目 Item	調査数 No of Couples Surveyed	中絶経験割合 Abortion Experience				経験者のうち 回数1回の 割合 ④ Percentage of 1 Time Experience Among Experienced	経験者の 平均回数 ⑤ Average No. of Times Among Experienced
		合計 Total	あり ① Yes	なし ② No	不明 ③ Un- known		
地域別 総数 Total	3,140	100.0	32.7	56.3	11.0	62.7	1.53
Size of 10大都市 10 Large cities	697	100.0	37.4	53.1	9.5	57.2	1.65
commu- 中都市 Medium-sized cities	601	100.0	33.6	54.6	11.8	67.3	1.44
ities 小都市 Small sized cities	790	100.0	30.6	59.1	10.3	66.3	1.47
郡部 Rural Counties	1,052	100.0	30.5	57.4	12.1	62.0	1.53
妻の年 20~24 yrs	213	100.0	14.1	80.8	5.1	83.0	1.23
齢別 25~29	588	100.0	24.5	66.8	8.7	75.5	1.35
Age of 30~34	716	100.0	35.9	54.9	9.2	61.8	1.58
Wives 35~39	653	100.0	41.1	47.0	11.9	58.9	1.60
40~44	586	100.0	36.6	49.8	13.6	56.8	1.65
45~49	381	100.0	29.6	54.9	15.5	62.8	1.50
受胎調 現在実行 Currently practising	1,631	100.0	42.7	50.2	7.0		
節実行 既往実行 Ever practised	485	100.0	47.4	44.3	8.2		
Contra- 不実行 Never practised	787	100.0	2.4	79.0	11.5		
ception 不明 Unknown	237	100.0	10.2	47.6	42.1		

毎日新聞調査による(表21に同じ)

妻の年齢別には15~19歳の3名を除く。平均回数の回数のあるものについて。空欄は資料なし。

Source: Same as Table 21



表23 妻の年齢別、子ども数別人工妊娠中絶経験割合(昭和39年)  
Table 23. Induced Abortion Experience, by Age of Wives and Number of Children, 1964

項目 Item	調査数 No of Couples Surveyed	中絶経験割合 Abortion Experience			経験者のうち 回数1回の割合③	経験者の 平均回数④	
		合計 Total	中絶手術 を受けたこと がある①	中絶手術 を受けたこと がない②			無記入 ⑤
総数 Total	2,456	100.0	40.6	57.7	1.7	50.2	1.73
妻の年齢別 Age of Wives							
20~24歳 yrs	215	100.0	20.9	77.7	1.4	81.6	1.22
25~29	678	100.0	30.5	67.7	1.8	59.1	1.55
30~34	795	100.0	43.5	54.5	2.0	49.7	1.72
35~39	768	100.0	52.0	46.7	1.3	42.5	1.89
子ども数別 No. of Children							
0人	205	100.0	15.6	81.0	3.4	—	—
1	641	100.0	30.6	68.2	1.2	—	—
2	1,003	100.0	46.3	52.0	1.8	—	—
4	436	100.0	50.9	47.7	1.4	—	—
4人以上 and over	171	100.0	48.5	50.3	1.2	—	—

厚生省児童家庭局「受胎調節に関する世論調査」昭和39年による。

妻の年齢20~39歳を対象。

Source: Ministry of Health and Welfare "Public Opinion Survey on Contraception" 1964

Mark see Table 22

表24 はじめて中絶をうけたときの感じ(昭和40年)

Table 24. Feeling of Abortion Experience for First Time, 1965

項目 Item		%
総数 Total		100.0
悪いことをしたと思つた I felt I did something wrong		28.1
胎児がかわいそうだと思つた I felt sorry to fetus		35.2
子供ができなくなるかもしれぬと思つた I was afraid of fecundity impairments		4.3
別に気にもとめなかつた I did not feel anything particular		18.0
その他 Others		6.5
不明 Unknown		7.9

毎日新聞調査による(表21に同じ) Source: Same as Table 21

中絶経験のある妻1,026について

表25 中絶を認めるものの割合(昭和40年)

Table 25. Rate of Group who admit Abortion Practice, 1965

項目 Item	合計 Total	中絶経験者 Abortion Experienced	中絶未経験者 Abortion not Experienced	経験不明 unknown
総数 Total	100.0	100.0	100.0	100.0
みとめる Admit without qualification	16.0	21.1	14.9	6.9
条件つきでみとめる Admit with qualification	62.2	69.6	62.4	39.6
みとめない Do not admit	14.7	6.5	20.0	11.3
不明 Unknown	7.1	2.8	2.7	42.2

毎日新聞調査による(表21に同じ)  
夫婦数3,140について

Source: Same as Table 21

表 2.6. 人工妊娠中絶による障害 (昭和39年)

Table 2.6. Harmful Effects of Induced Abortion, 1964

項 目 Item	調査数 No of Couples Aborted	中絶障害割合 Answer of Experienced			
		合 計 Total	身体の場合 が悪い、Feel indisposed	そういうこと はない、Feel harmless	無記入 No Answer
総 数 Total	885	100.0	23.8	72.1	4.1
妻の年齢別 20~24歳 yrs	38	100.0	23.7	68.4	7.9
Age of 25~29	186	100.0	25.4	73.2	1.4
Wives 30~34	308	100.0	24.4	71.2	4.4
35~39	353	100.0	23.2	72.8	4.0
手術回数別 1回	444	100.0	18.5	78.8	2.7
No. of 2	242	100.0	22.7	74.8	2.5
Operation 3	114	100.0	40.4	57.0	2.6
4回以上 and over	43	100.0	48.8	48.8	2.4
不明・無記入 Unknown	42	100.0	16.7	50.0	33.3

厚生省調査による (表 2.3 に同じ)

Source: Same as Table 2.3

参考表 人工妊娠中絶障害の報告

Reports of Harmful Effects of Induced Abortion

年 次 Year	件 数 No of Cases	障害例 Harmful Effects		障害率 Rate	調 査 者 Investigator
		死亡 Deaths	重症 Serious		
1950 (昭 25)	29,900	87	119	0.7%	日本産婦人科学会 同東北地方支部 母性保護医報 (昭 35)
1951 ( 26)	6,405	12	150	2.5	
1954 ( 29)	108,055	4,140		3.8	
うち 出血		75.7%			
感 染		23.8			
その他		0.3			
死 亡		0.2			

障害の程度の取り方に相違があるので障害率が年次的に上昇を意味しない。

V 受胎調節に関する資料

Statistics concerning Contraception Practice.

表 27 全国調査による年次別、受胎調節実行状況  
Table 27. Rate of National Prevalence of Contraceptive Practice, 1949~1967

年次 Year	調査機関 Surveyor	調査数 No. of Couple Surveyed	夫婦100対 現在実行率 Currently Practising (%)	夫婦100対 実行経験率 Include Ever-practised (%)
1949(昭和24年)	朝日新聞社 The Asahi Newspapers	3,050	—	8.0
" ( " )	新聞世論調査連盟 Newspapers' Federation of Public Opinion Survey	8,245	—	13.2
1950( 25 )	国立世論調査所 National Institute of Public Opinion Survey	3,088	—	19.0
" ( " )	毎日新聞社(才1回) The Mainichi Newspapers ( 1 st )	5,579 1)	19.5	29.1
1951( 26 )	国立世論調査所 National Institute of Public Opinion Survey	3,000	—	27.0
1952( 27 )	毎日新聞社(才2回) The Mainichi Newspapers ( 2 nd )	6,290 1)	26.3	40.2
" ( " )	人口問題研究所 Institute of Population Problems	2,514	21.7	28.3
1954( 29 )	厚生省 Ministry of Health and Welfare	93,938	33.2	—
1955( 30 )	毎日新聞社(才3回) The Mainichi Newspapers ( 3 rd )	2,949	33.6	52.5
1957( 32 )	" (才4回) " ( 4 th )	3,075	39.2	56.5
1959( 34 )	" (才5回) " ( 5 th )	2,956	42.5	62.7
1961( 36 )	" (才6回) " ( 6 th )	2,811	42.3	68.4
1963( 38 )	" (才7回) " ( 7 th )	3,166	44.0	63.0
1964( 39 )	厚生省 Ministry of Health and Welfare	2,547	46.7 2)	66.2 2)
1965( 40 )	毎日新聞社(才8回) The Mainichi Newspapers ( 8 th )	3,140	51.9	67.3
1967( 42 )	" (才9回) " ( 9 th )	3,804	53.0	72.2

調査数は妻の年齢50歳未満の夫婦組数

ただし 1) は夫妻合計, 2) は妻の年齢20~39歳

—印は資料欠

表28 毎日新聞調査による受胎調節実行状況

Table 28 Rate of Prevalence of Current Contraceptive Practice, 1950, 1955, 1959, 1965

項 目 Item		1965 (昭和40年)	1959 (34)	1955 (30)	1950 (25)
総 数	Total	100.0	100.0	100.0	100.0
現在実行	Currently Practising	51.9	42.5	33.6	19.5
既往実行	Ever Practised	15.4	20.2	18.9	9.6
不実行	Never Practised	31.4	33.0	41.5	63.6
不明	No Answer	1.2	4.3	6.0	7.3
妻の年齢 Age of Wives	~24才 25~34才 35~49	47.2 62.0 44.4	39.9 49.0 37.5	33.1 43.0 25.8	21.8 22.2 16.3
地 域 Size of Community	6大都市 Great Metropolitan Cities 大都市 Large Cities 中小都市 Medium or Small-sized Cities 郡 部 Rural Counties	51.5 50.7 52.8 52.3	47.0 46.3 41.1 39.9	37.7 34.0 34.0 31.9	23.7 23.6 23.6 17.4
妻の就学年限 Years of Educational Attainment of Wives	~9年 10~12 13年以上	46.9 58.1 65.2	35.0 51.6 51.9	28.2 46.1 47.8	14.2 25.4 37.3
夫の職業 Occupation of Husband	農 林 業 Agriculture and Forestry 筋肉労働 Non-Agricultural Manual Work 非農林自営業 Non-Agricultural Own-Account Work 事務労働 White-Collar Work	47.0 50.4 51.0 56.8	34.9 40.7 40.1 53.4	25.4 35.8 37.4 39.8	11.3 25.9

毎日新聞社人口問題調査会「家族計画に関する世論調査」各年度による、妻の年齢別以下は現在実行率について

Source: The Population Problems Research Council, The Mainichi Newspapers, "National Survey on Family Planning"

表29 社会階級別受胎調節実行率

Table 29 Rate of Contraceptive Practice by Socio-Economic Characteristics

29-(1) 妻の年齢別(昭和40年)

By Age of Wives, 1965

妻の年齢 Age of Wives	現在実行 Currently Practising	既往実行 Ever Practised	不実行 Never Practised
総数 Total	51.9	15.4	31.4
16-19歳 yrs	33.3	—	66.7
20-24	47.4	9.9	40.8
25-29	58.2	12.7	28.1
30-34	65.2	12.2	21.8
35-39	61.2	10.7	26.7
40-44	41.8	20.2	36.5
45-49	19.7	29.9	49.3

毎日新聞調査、昭和40による(表28と同じ)  
年齢不明を除く

Source: Same as Table 28

29-(2) 現在子供数別(昭和39年)

By Number of Living Children, 1964

子供数 No of Children	現在実行 Currently practising	既往実行 Ever Practised	不実行 Never Practised
総数 Total	46.7	19.5	24.8
0	22.9	12.2	58.0
1	40.6	21.4	30.6
2	52.9	18.2	18.8
3	53.9	21.6	14.9
4	42.4	23.5	23.5
5	44.8	20.7	20.7
6~	40.0	20.0	30.0

厚生省児童家庭局「受胎調節に関する世論調査」  
昭和39年による。妻の年齢20~39歳を対象、不明を除く。

Source: Ministry of Health and Welfare, "Public Opinion Survey on Contraception" 1964

29-(3) 平均月収別

By Monthly Income, 1963, 1965, 1967

月 収 Monthly Income	1967 (昭和42年)			1965(40)			1963(38)		
	Currently Practising 現在実行(1)	Ever Practised 既往実行(2)	Never Practised 不実行(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
総数 Total	53.0	19.2	23.1	51.9	15.4	25.0	44.0	19.0	29.8
3万円以下 Less than ¥30,000	45.9	18.7	31.7	48.2	14.1	36.1	41.7	17.6	33.3
3~5万円 ¥30,000 ~ ¥50,000	52.9	18.9	24.4	54.3	14.3	30.5	48.2	18.2	27.4
5~7 ¥50,000 ~ ¥70,000	57.0	18.7	19.4	53.4	18.3	26.9	43.6	23.1	30.1
7~9 ¥70,000 ~ ¥90,000	58.3	20.0	17.1	44.6	25.4	30.0	37.5	27.9	27.9
9~11 ¥90,000 ~ ¥110,000	52.1	26.1	16.8	58.0	16.0	26.0	27.7	40.4	23.4
11万円以上 ¥110,000 and over	53.3	25.4	18.0	61.8	18.2	20.0	43.7	29.2	22.9

毎日新聞社、昭和42年による(表28と同じ)

Source: Same as Table 28

## 29-(4) 妻の職業別(昭和40年)

By Occupation of Wives, 1965

妻の職業 Occupation of wives	(1)	(2)	(3)
総 数	51.9	15.4	25.0
家庭の主婦	52.3	15.1	31.5
家族従業者	50.2	15.3	33.3
雇 用 者	53.5	17.1	28.2
自営業主	48.2	16.7	33.9
自 由 業	66.7	5.5	27.8
単純労働者	53.9	19.2	25.0
そ の 他	52.2	26.1	17.4

毎日新聞調査, 昭和40年による  
(表28に同じ)

Source: Same as Table 28

## 29-(5) 生活程度別(昭和39年)

By Level of Living, 1964

生活程度 Level of Living	(1)	(2)	(3)
総数 Total	46.7	19.5	24.8
下 Lower	29.4	26.5	35.3
中の下 Lower-Middle	40.3	18.8	33.3
中 Middle	46.5	19.2	24.4
中の上 Upper-Middle	54.4	19.3	18.3
上 Upper	50.8	28.8	13.6

厚生省調査, 昭和39年による(表29に同じ)

Source: Same as Table 29

## 29-(6) 世帯員1人当り平均月収および部屋数別(昭和40年)

By Monthly Income and Number of Rooms per Capita, 1965

項 目 Item	実行状況 practising	Regularly	Irregularly	Provi-	Never	Never
		現在規則的	現在不規則的	usly 既 往	Practised 不 実行	Heard of 聞いたことなし
総 数	Total	37.9	21.9	11.5	18.1	1.6
1人当り月収 Monthly Income per Capita (10 thousand yen)	1.0万以下 Less than	33.0	28.1	11.5	19.3	2.6
	1.0~1.4万	44.8	21.2	12.1	14.8	1.0
	1.5~2.4	46.8	17.5	12.6	15.5	0.5
	2.5~3.9	48.2	11.2	12.7	19.2	0.9
	4.0万以上 & over	38.3	19.8	14.2	19.4	1.2
	不明 Unknown	23.5	24.3	8.8	22.1	2.3
1人当り部屋数 No of Rooms per Capita	0.5以下 Less than	35.4	27.0	10.8	18.5	2.6
	0.50~0.74	37.6	24.6	10.9	18.0	1.5
	0.75~0.99	45.4	23.2	9.6	16.4	1.2
	1.00~1.24	40.6	19.8	12.7	17.5	0.9
	1.25~1.49	43.2	17.0	12.8	18.5	1.1
	1.50~1.99	38.7	16.8	14.2	21.6	1.3
	2.00以上 & over	32.3	15.4	11.5	25.8	2.0
	不明 Unknown	35.0	22.5	11.3	17.2	1.9

昭和40年, 人口問題研究所「出生力に及ぼす社会に理由要因とその将来の動向に関する調査」による, 妻の年齢18~39才, 7,304夫婦

Source: Institute of Population Problems, "Survey on Social and Psychological Aspects of Fertility," 1965

表30 受胎調節実行開始時期  
Table 30 Number of Births Before Starting, 1950~1965

(1) 年次 Year	総数 Total	結婚当初 から Before 1 child	1児生まれ てから After 1 child	2児生まれ てから After 2	3子生まれ てから After 3	4子生まれ てから After 4	不詳, 無回答 No Answer
1950(昭和25年)	100.0	5.9	18.9	21.4	19.7	27.2	6.9
1952( 27 )	100.0	8.7	18.4	22.9	19.3	22.1	8.6
1955( 30 )	100.0	9.0	19.3	23.3	21.5	18.7	8.2
1957( 32 )	100.0	8.6	21.2	24.5	21.5	16.5	7.7
1959( 34 )	100.0	11.2	19.5	25.7	22.5	17.2	3.9
1961( 36 )	100.0	14	23	28	20		15
1963( 38 )	100.0	16	28	24	16		16
1965( 40 )	100.0	13.6	31.1	26.9	18.1	6.5	3.8

(2) 妻の年齢 Age of Wives, 1964

20~24	100.0	44.6	41.5	5.4	0.8	—	7.7
25~29	100.0	29.3	44.2	18.1	3.2	0.2	5.0
30~34	100.0	19.5	33.1	30.0	9.9	1.1	6.3
35~39	100.0	11.0	25.9	32.9	19.7	5.5	4.9
合計 Total	100.0	21.2	34.4	26.0	10.6	2.2	5.6

年次別は毎日新聞調査に、妻の年齢別は厚生省調査、昭和39年による。

Source: (1) is Same as Table 28. (2) is same as Table 29

表31 現在2児夫婦の追加出生希望  
Table 31. Number of Additional Children Wanted in 2 children Families, 1950~1967

年次 Year	総数 Total	もういない Want no more	あと1人 1 more	あと2人 2 more	あと3人以上 3 mor & over	考えたことなし 不詳 No Answer
1950(昭和25年)	100.0	29.8	32.8	19.2	6.9	11.3
1952( 27 )	100.0	39.3	35.2	14.7	5.4	5.4
1955( 30 )	100.0	42.7	32.3	15.8	3.2	6.0
1957( 32 )	100.0	56.4	30.0	6.9	0.9	5.8
1959( 34 )	100.0	57.7	25.5	7.2	1.4	8.2
1961( 36 )	100.0	64.2	19.3	4.0	3.2	9.3
1963( 38 )	100.0	71.7	22.3	3.2	0.6	2.2
1965( 40 )	100.0	70.5	23.5	2.4	0.4	3.2
1967( 42 )	100.0	71.1	20.0	3.1	0.8	5.0

毎日新聞社調査による(表28に同じ)

Source: Same as Table 28

表32 老後の暮しを子供に頼るか

Table 32 Do You Want to Depend upon your Children in your Declining Age ? 1950~1967

年次 Year	回答 Answer	総数 Total	頼るつもり Want to depend	頼らないつもり Do not want to depend	その他、考えたことなし、無回答 Never thought of or No Answer
1950(昭和25年)		100.0	54.8	21.3	24.1
1952( 27 )		100.0	51.0	19.3	29.7
1955( 30 )		100.0	45.0	22.0	33.0
1957( 32 )		100.0	43.5	24.7	31.8
1959( 34 )		100.0	39.4	27.7	32.9
1961( 36 )		100.0	35.1	27.6	37.3
1963( 38 )		100.0	33.4	48.0	18.6
1965( 40 )		100.0	35.3	47.3	17.4
1967( 42 )		100.0	31.9	48.8	19.3

毎日新聞調査による(表28に同じ)。

Source: Same as Table 28

表33 受胎調節実行理由

Table 33 Reasons for Practising Contraception, 1955, 1959, 1965, 1967

理由 Reason	1967 (昭42)	1965 (40)	1959 (34)	1955 (30)
子供にわける財産が少くなる 収入が少なく生活に困る	0.9	1.8	2.5	3.0
数を制限してよい教育をする	16.4	15.3	} 40.6	} 40.1
母体の健康を守る	37.1	40.5		
悪い病気の遺伝を防ぐ	30.1	28.7	29.0	29.5
自分自身の生活を楽しむ	0.8	0.7	0.7	0.9
子供はすきでない	8.5	8.0	} 21.5	} 20.7
だれでもやっている	1.1	1.1		
その他	1.6	1.7	} 5.7	} 5.8
	3.5	2.3		

毎日新聞調査による(表28) 34, 30年は一問多答を100%に直したもの

Source: Same as Table 28

表34 受胎調節不実行の理由

Table 34 Reasons for not Practising Contraception among Never Practised, 1957, 1959, 1965.

理由 Reason	1965 (昭40)	1959 (34)	1957 (32)
無知・無関心(知らない・無回答)	8.3%	25.4%	23.4%
自然放任(めんどう・反自然的)	17.9	38.3	38.1
その他(主義・家族反対)	22.6	10.9	14.1
不必要(子供が欲しい・もう生れない)	64.8	45.7	44.5
合計 Total	113.6	120.3	120.1

毎日新聞調査による(表28に同じ)。回答数の夫婦数に対する比、したがって合計は100%を超える。

Source: Same as Table 28 - 55 -



表35 受胎調節中止理由(昭和40年)  
Table 35 Reasons for Stopping Contraception Practice among Ever Practised, 1965

理由	Reason	%
総数	Total	100.0
子どもが欲しい	Want a baby	15.3
もう生まれてよい	Not expect to bear	28.9
信用ある方法なし、中絶が簡単	Not reliable	6.0
不妊手術をした	Did sterilization	3.9
その他	Others	7.2
不明	Unknown	38.8

毎日新聞調査, 昭和40年による(表28に同じ)。  
不実行夫婦485について

Source: Same as Table 28

表36 受胎調節実行方法  
Table 36 Contraceptive Methods, 1950, 1955, 1959, 1960

方法	Method	1964 (昭40)	1959 (34)	1955 (30)	1950 (25)
コンドーム	Condom	65.4%	58.3%	56.8%	38.5%
定期禁欲法	Rhythm	38.8	46.5	44.1	27.4
性交中絶	Withdrawal	9.5	11.5	8.1	12.7
ゼリー	Jelly	8.8	13.3	10.5	15.5
錠剤	Foam tablets	6.4	7.2	8.7	14.2
ペッサリー	Pessary	5.7	7.4	6.2	5.6
洗滌	Douche	1.2	2.1	3.4	4.9
スポンジ	Sponge	0.7	1.5	2.7	*
リング	Coil	4.3	*	*	*
不妊手術	Sterilization	5.7	6.3	*	*
その他, 不明	Others, Unknown	*	5.3	7.6	14.3
合計	Total	146.6	155.2	148.1	123.1

利用度数の夫婦数に対する比, \*は質問項目なし。 Source: Same as Table 28

表37 受胎調節実行中の失敗妊娠  
Table 37 Failure in Contraception, 1964

項目	Item	総数 Total	失敗して妊娠 したことあり①	そういうこ とはない②	無記入③
総数	Total	100.0	37.6	58.1	4.2
地域	都 区 Tokyo City	100.0	29.3	63.4	7.3
Size of Community	6大都市 6 Large Cities	100.0	34.8	64.5	0.6
	その他の市 Other Cities	100.0	37.9	58.5	3.6
	町 村 Towns and Villages	100.0	39.9	55.0	5.0
妻の年齢	20-24才	100.0	17.7	75.4	6.9
Age of Wives	25-29	100.0	31.1	65.9	3.0
	30-34	100.0	37.8	57.9	4.3
	35-39	100.0	47.3	48.1	4.6

厚生省調査, 昭和39年による(表29に同じ) 実行者1,847について  
Source: Same as Table 29. Mark see Table 22

表 38 受胎調節による妊娠抑制効果の推計

Table 38 Effects of Family Planning in Japan, '55, '60, '65

年次 Year	妻の年齢 Age of Wives (Yrs)	① 有配偶女子 数(センサ スによる) No of Couples (Census)	② 受胎調節現在 実行率(毎日 調査による) Contraception Currently Practising (Mainichi (Survey %	③ 実行夫婦数 No of Couples Practising ①×②÷ 100 , 000	④ 不実行夫婦 数 No of Couples Not- Practising ①-③ , 000	⑤ * 特殊妊娠率(1年当り) Rate of Pregnancy per year		⑥ 実行による 妊娠効率率 Contra- ception Efficiency ⑥-⑤×100 %	⑨ 基本妊娠数 Basic Fecundity ③×⑥ +④×⑦ , 000	⑩ 実際妊娠数 Actual Fecundity ③×⑤ +④×⑦ , 000
						実行期間 During Practising	不実行期間 During not- Practising			
1955 (昭30)	~24	1,443	3.31	478	965	0.521	0.771	0.481	833	713
	25~34	5,747	4.30	2,471	3,276	0.331	0.539	0.391	2,609	2,098
	35~49	6,181	2.58	1,595	4,586	0.080	0.147	0.107	725	618
	total	13,371	3.40	4,544	8,827	0.262	0.425	0.253	4,167	3,429
1960 (昭35)	~24	1,369	3.99	546	823	0.480	0.739	0.469	790	648
	25~34	6,385	4.90	3,129	3,257	0.224	0.527	0.385	2,903	1,955
	35~49	7,018	3.75	2,632	4,386	0.041	0.138	0.105	824	569
	total	14,773	4.27	6,307	8,466	0.169	0.383	0.248	4,516	3,171
1965 (昭40)	~24	1,491	4.72	704	747	0.435	0.715	0.453	860	699
	25~34	7,022	6.20	4,354	2,668	0.186	0.508	0.367	3,191	1,789
	35~49	8,144	4.44	3,616	4,528	0.015	0.135	0.103	955	521
	total	16,657	5.21	8,773	7,984	0.139	0.369	0.226	5,005	3,009

年次 Year	妻の年齢 Age of Wives (yrs)	⑪ 抑制妊娠数 No of controlled Pregnancies	⑫ 公認妊産数 No. of Reported Pregnancies			⑬ ヤミ中絶数 Illegal Abortion	⑭ 実中絶数 Actual Abortion	⑮ 公表に対する 実中絶数の倍率 Ratio of Actual to Reported Abortion $\frac{⑭}{⑮}$	⑯ 基本妊産数に占めるシェア Percent Distribution of Basic Fecundity $\frac{⑮}{⑰} \times 100$	⑰ 中絶調節 Abortion - Contraception		⑱ 調節と中絶 の比 Ratio Contraception : Abortion $\frac{⑱}{⑲}$
			分娩 (含死産) Delivery (including foetal death)	中絶 (除4カ月以内) Abortion (before 3 month)	合計 Total					中絶 Abortion	分娩 Delivery	
1955 (昭30)	~24	119	533	170	10	180	1.06	14.3	21.7	64.0	4:6	
	25~34	512	1152	581	365	945	1.63	19.6	36.2	44.2	4:6	
	35~49	107	185	322	112	434	1.35	14.7	59.9	25.4	2:8	
	total	738	1870	1072	487	1559	1.45	17.7	37.4	44.9	3:7	
1960 (昭35)	~24	142	509	162	(-) 23	139	0.86	17.9	17.6	64.5	5:5	
	25~34	948	1144	548	263	811	1.48	32.7	27.9	39.4	5:5	
	35~49	255	100	278	191	469	1.69	31.0	56.9	12.1	4:6	
	total	1345	1752	988	431	1419	1.44	29.8	31.4	38.8	5:5	
1965 (昭40)	~24	161	568	139	(-) 8	132	0.95	18.7	15.3	66.0	6:4	
	25~34	1402	1311	444	33	478	1.08	43.9	15.0	41.1	7:3	
	35~49	434	89	211	221	432	2.04	45.5	45.2	9.3	5:5	
	total	1997	1968	795	247	1041	1.31	39.9	20.8	39.3	7:3	

青木尚雄「家族計画の出生抑制効果」才19回人口学会研究発表資料，昭和42年による。\*印は特殊調査結果に基づく。

Source: Hisao Aoki, "Effects of Family Planning Practice on Fertility Control", Paper Presented to the 19th Annual Meeting of the Population Association of Japan, 1967  
\* Results of Sample Survey (N=3405)

VI 附 属 統 計 表 Appendix

人口，所得，世帯，住宅 .....	附表 1～9
労働力，就業者，学齢人口 .....	10～17
配偶関係，初婚年齢 .....	18～20
動態一覧，出産力，再生産率 .....	21～27
出生 .....	28～35
死産 .....	36～38
周産，妊産婦死亡 .....	39～40
乳児死亡，幼児・若年死亡 .....	41～45
傷病，学齢異常 .....	46～51
栄養，体位 .....	52～54

附表 1 総人口の推移

年 月 日	人 口 (1,000人)			性 比 (女1,000 につき男)	人 口 増 加			人口密度 (1km <sup>2</sup> につき,人)
	総 数	男	女		実 数 (1,000人)	率 (%)		
						各 年 間	年 幾 何 平 均	
明治 5. 1. 29 1) 2)	34,806	17,666	17,140	103.1				91
33. 1. 1 2)	43,847	22,051	21,796	101.2	9,041	26.0	0.83	115
大正 9. 10. 1 3)	55,391	27,769	27,622	100.5	11,544	26.3	1.13	146
14. 10. 1 3)	59,179	29,745	29,434	101.1	3,788	6.8	1.33	156
昭和 5. 10. 1 3)	63,872	32,117	31,755	101.1	4,693	7.9	1.54	168
10. 10. 1 3)	68,662	34,453	34,209	100.7	4,789	7.5	1.46	181
15. 10. 1 3)	72,540	36,295	36,244	100.1	3,878	5.6	1.10	191
20. 11. 1 4)	72,200	33,990	38,210	89.0	- 340	-0.5	-0.09	196
25. 10. 1 3)	83,200	40,812	42,388	96.3	11,000	15.2	2.92	226
30. 10. 1 3)	89,276	43,861	45,415	96.6	6,076	7.3	1.42	242
35. 10. 1 3)	93,419	45,878	47,541	96.5	4,143	4.6	0.91	253
40. 10. 1 3)	98,275	48,244	50,031	96.4	4,856	5.2	1.02	266
41. 10. 1 5)	99,056	48,628	50,429	96.4	781	0.8	0.79	268

昭和15年以前も現在の境域に統一してある(すなわち，旧沖繩県を除いて比較したもの)。ただし，明治期は期日現在境域のもの。1) 太陰暦，2) 内閣統計局の推計，3) 国勢調査結果，4) 人口調査結果を補正したもの，5) 総理府統計局の推計。

参考表 世界主要国の人口

国名	年次	人口 (1,000人)	面積 (1,000km <sup>2</sup> )	人口密度 (1km <sup>2</sup> につき,人)
世界総数	1965	1) 3,285,000	135,773	24
中国(本土)	1964	2) 690,000	9,561	72
インド	1964	471,624	3,046	155
ソビエト連邦	1965	230,585	22,402	10
アメリカ合衆国	1965	194,572	9,363	21
インドネシア	1964	2) 102,200	1,492	69
パキスタン	1965	102,876	947	109
日本	1965	97,960	370	265
ブラジル	1965	81,301	8,512	10
ドイツ連邦共和国	1965	1) 56,839	248	229
イギリス	1965	54,595	244	224
イタリア	1965	1) 51,575	301	171
フランス	1965	1) 48,922	547	89
アラブ連合	1965	1) 29,600	1,000	30
韓国	1965	28,353	98	288
カナダ	1965	19,604	9,976	2
東ドイツ	1965	1) 17,028	108	158
中国(台湾)	1965	12,429	36	546
オランダ	1965	1) 12,292	34	366
北朝鮮	1964	2) 11,800	121	98
オーストラリア	1965	11,360	7,687	1
ベルギー	1965	9,464	31	310

国連の人口統計年鑑による。人口は年次推計。

1) 暫定値。 2) 国連推計

附表2. 人口と国民所得の比較

年次	人口指数 <sup>1)</sup>	1人当り <sup>2)</sup> 名目所得 (円)	1人当り実質所得	
			実額 (円)	指数
昭和9~11	100.0	210	210	100.0
21	110.4	4,791	109	51.9
22	113.8	12,413	112	53.3
23	116.6	24,543	128	60.9
24	119.1	33,501	144	68.6
25	121.2	40,659	168	80.0
26	123.2	53,569	182	86.7
27	125.0	59,299	197	93.8
28	126.7	66,078	206	98.1
29	128.6	68,281	207	98.6
30	130.1	75,297	232	110.5
31	131.4	84,636	249	118.6
32	132.5	91,176	261	124.3
33	133.7	92,875	270	128.6
34	135.0	108,404	309	147.1
35	136.1	127,829	357	170.0
36	137.4	150,641	399	190.0
37	138.7	165,822	422	201.0
38	140.1	189,248	461	219.5
39	141.6	227,722		
40	143.2	248,422		

指数は昭和9~11年平均を基準とする。

1) センサス年次以外は総理府統計局の推計人口による

2) 経済企画庁資料による

昭40年より計算法に変更あり、空欄は資料欠。

参考表 父兄の負担する教育費

	小学校			中学校			高等学校(全日制)		
	計	学校教育費 (1)	家庭教育費 (2)	計	(1)	(2)	計	(1)	(2)
昭和27年	7,408	5,322	2,086	8,646	6,627	2,019			
30	9,128	6,509	2,619	10,161	8,111	2,050	27,608	24,235	3,263
33	12,582	8,021	4,561	12,614	9,476	3,138	33,251	28,893	4,358
35	14,542	9,236	5,306	15,815	11,328	4,487	35,014	31,159	3,855
38	21,788	11,396	10,392	21,825	15,015	6,810	44,552	39,143	5,409
40	29,382	15,536	13,846	28,411	20,027	8,384	51,366	44,313	7,053

文部省「父兄支出の教育調査」各年度による。1人、1年当り公立のみ。  
空欄は資料欠。

附表 3. 年次別、男女別推計将来人口および人口動態：昭和30年～90年

年次	推計人口(1,000人)			推計人口における人口動態					
	総数	男	女	実数(1,000人)			率(‰)		
				出生	死亡	自然増加	出生	死亡	自然増加
昭和30	89,276	43,861	45,415	8,218	3,609	4,608	17.95	7.88	10.06
35	93,884	46,171	47,713	8,029	3,510	4,519	16.70	7.30	9.40
40	98,403	48,427	49,976	8,392	3,468	4,924	16.64	6.88	9.76
45	103,327	50,914	52,413	8,811	3,503	5,308	16.63	6.61	10.02
50	108,635	53,638	54,997	8,516	3,886	4,630	15.55	7.00	8.55
55	113,265	56,046	57,220	7,667	4,474	3,193	13.35	7.79	5.56
60	116,458	57,724	58,735	7,175	5,014	2,161	12.21	8.53	3.68
65	118,619	58,889	59,730	7,203	5,597	1,606	12.06	9.37	2.69
70	120,225	59,788	60,437	7,383	6,255	1,128	12.22	10.36	1.87
75	121,353	60,458	60,895	7,309	6,965	344	12.03	11.46	0.57
80	121,698	60,725	60,973	6,914	7,795	- 881	11.40	12.86	- 1.45
85	120,817	60,301	60,516	6,488	8,291	- 1,802	10.82	13.83	- 3.01
90	119,015	59,432	59,583						

人口問題研究所推計による結果(昭和39年6月推計)。昭和30年国勢調査の男女年齢各歳別人口を基礎として、女子の年齢別出生率と男女年齢別死亡率の傾向を考慮した仮定により、昭和50年までを推計したもので、各年10月1日現在の人口。昭和55年以後は、昭和50年の仮定をそのまま一定として延長したもので、投影にすぎない。

附表 4. 年次別、年齢(3区分)別推計将来人口および人口増加：昭和30年～90年

年次	人口(1,000人)				割合(総人口100.0につき)			年平均増加人口(1,000人)	
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上	総数	15~64歳
昭和30	89,276	29,798	54,729	4,747	33.4	61.3	5.3		
35	93,884	28,012	60,512	5,360	29.8	64.5	5.7	922	1,157
40	98,403	24,767	67,453	6,183	25.2	68.6	6.3	904	1,388
45	103,327	23,810	72,162	7,355	23.0	69.8	7.1	985	942
50	108,635	24,620	75,259	8,756	22.7	69.3	8.1	1,062	620
55	113,265	25,087	77,882	10,296	22.2	68.8	9.1	926	524
60	116,458	24,335	80,617	11,506	20.9	69.2	9.9	639	547
65	118,619	22,722	82,826	13,072	19.2	69.8	11.0	432	442
70	120,225	21,545	83,357	15,323	17.9	69.3	12.9	321	106
75	121,353	21,362	82,363	17,628	17.6	67.9	14.5	226	- 199
80	121,698	21,481	80,724	19,493	17.7	66.3	16.0	69	- 328
85	120,817	21,124	78,291	21,402	17.5	64.8	17.7	- 176	- 487
90	119,015	20,226	74,941	23,848	17.0	63.0	20.0	- 360	- 670

前表に同じ

附表5 年次別、世帯の種類別世帯数、世帯人員および平均世帯人員：大正9年～昭和40年

年次	世帯数(1,000世帯)			世帯人員(1,000人)			平均世帯人員	
	総数	普通世帯	準世帯	総数	普通世帯	準世帯	普通世帯	準世帯
大正 9	1 1,101	1 1,003	98	5 5,391	5 3,773	1 619	4.89	1 6.49
14	1 1,879	1 1,783	97	5 9,179	5 7,463	1 716	4.88	1 7.77
昭和 5	1 2,582	1 2,478	104	6 3,872	6 2,188	1 684	4.98	1 6.13
10	1 3,378	1 3,258	121	6 8,662	6 6,663	1 999	5.03	1 6.59
15	1 4,219	1 4,091	128	7 2,540	7 0,393	2 146	5.00	1 6.80
1) 25	1 6,580	1 6,425	155	8 3,200	8 1,629	1 570	4.97	1 0.15
30	1 7,960	1 7,383	577	8 9,276	8 6,391	2 885	4.97	5.00
35	2 0,656	1 9,678	978	9 3,419	8 9,423	3 996	4.54	4.09
40	2 4,104	2 3,117	987	9 8,275	9 3,529	4 746	4.05	4.81
							(市部 3.86)	(郡部 4.48)

各因勢調査による結果、昭40は1%抽出集計結果。各因勢調査における出帯の定義を比較するとかなりの相違がみられる。この点年次比較の際は注意を要する。

1) 普通世帯は一般世帯(普通世帯+すべての1人世帯)、ただし1人世帯の数は889(千)。したがって、準世帯には1人の準世帯を含まない。



附表6 年次別、世帯の種類別推計将来世帯数および平均世帯人員：昭和40年～65年

年次	推計世帯数 (1,000世帯)						準世帯
	全世帯		普通世帯		普通1人世帯		
	A推計	B推計	A推計	B推計	A推計	B推計	
1) 昭和40	2,408.37		2,295.46		1,417.4		1,129.1
41	2,466.89	2,476.64	2,351.65	2,361.40	1,434.6	1,450.0	1,152.4
42	2,526.16	2,545.75	2,408.73	2,428.32	1,488.1	1,520.2	1,174.3
43	2,594.81	2,625.46	2,475.39	2,506.04	1,543.8	1,586.3	1,194.2
44	2,633.31	2,704.98	2,542.10	2,583.77	1,598.9	1,666.5	1,212.1
45	2,731.52	2,784.25	2,608.75	2,661.48	1,674.1	1,761.6	1,227.7
50	3,077.85	3,100.58	2,957.88	2,980.61	1,879.4	1,899.6	1,199.7
55	3,399.44		3,284.05		2,007.6		1,153.9
60	3,626.93		3,511.86		2,126.2		1,150.7
65	3,809.70		3,690.98		2,261.8		1,187.2

年次	総人口 (1,000人)	全世帯の平均世帯人員		A推計による指数(昭和40=100)			
		A推計	B推計	全世帯	普通世帯	普通1人世帯	準世帯
昭和40	98,275	4.08		100.0	100.0	100.0	100.0
41	99,323	4.05	4.01	102.4	102.4	101.2	102.1
42	100,266	3.97	3.94	104.9	104.9	105.0	104.0
43	101,248	3.90	3.86	107.7	107.8	108.9	105.8
44	102,277	3.84	3.78	109.3	110.7	112.8	107.4
45	103,327	3.78	3.71	113.4	113.6	118.1	108.7
50	108,635	3.53	3.50	127.8	128.9	132.6	106.3
55	113,265	3.33		141.2	143.1	141.6	102.2
60	116,458	3.21		150.6	153.0	150.0	101.9
65	118,619	3.11		158.2	160.8	159.6	105.1

人口問題研究所推計による結果(昭和41年8月推計)。1) 暫定値。

A推計は都市化の速度が比較的中進的であり、B推計はそれが急進的で、世帯分解も急進であるとの仮定に基づく。

参考表 世界各国の普通世帯の規模

国名	年次	平均世帯人員	国名	年次	平均世帯人員
ドイツ連邦共和国	1961	2.9	ソビエト連邦	1959	3.7
イギリス	1962	3.1	アルゼンチン	1960	4.3
フランス	1961	3.1	メキシコ	1960	5.4
アメリカ合衆国	1960	3.3	タイ	1960	5.6
イタリア	1961	3.6	フィリピン	1960	5.8

国連の人口統計年鑑による

附表7 家族構成別普通世帯数および親族人員

家族構成	世帯数(1,000世帯)		昭和35 -40の 増加率	世帯数の割合		平均親族人員	
	昭和40	昭和35		昭和40	昭和35	昭和40	昭和35
普通世帯 総数	23,117	19,678	17.5	100.0	100.0	3.99	4.47
親族世帯	21,223	18,579	14.2	91.8	94.9	4.25	4.65
1世代世帯 (夫婦のみ)	2,529	1,870	35.3	10.9	9.6	2.04	2.07
2世代世帯 (夫婦と子供)	13,074	11,225	16.5	56.6	57.4	3.95	4.26
3世代世帯 (両親と子供) (片親と子供)	10,493	8,489	23.6	45.4	43.4	4.09	4.44
その他の親族世帯	5,160	4,970	3.8	22.3	25.4	5.92	6.29
非親族世帯	1,798	1,690	6.4	7.8	8.6	6.74	7.10
単身世帯	2,706	2,419	11.8	11.7	12.4	5.52	5.88
	460	514	△10.5	2.0	2.6	6.26	6.68
	78	74	6.2	0.3	0.4	1.00	1.00
	1,816	919	97.6	7.9	4.7	1.00	1.00

国勢調査1%抽出集計による。カッコ内は再掲、△は減少。

附表8 住宅の種類別普通世帯数および世帯人員

住宅の種類	世帯数(1,000世帯)		割合(%)		昭和35 -40の 増加率	平均世帯人員		1世帯あ たり室数 (昭和40)	1室あた り人員 (昭和40)
	昭和40	昭和35	昭和40	昭和35		昭和40	昭和35		
普通世帯総数	23,117	19,678	100.0	100.0	17.5	4.05	4.54	—	—
住 宅	23,023	19,641	99.6	99.8	17.2	4.05	4.55	3.6	1.13
持 家	13,733	12,666	59.4	64.4	8.4	4.62	5.06	4.5	1.03
借 家	7,165	4,881	31.0	24.8	46.8	3.11	3.58	2.2	1.43
給与住宅	1,680	1,304	7.3	6.6	28.8	3.67	4.06	2.9	1.29
間 借	446	791	1.9	4.0	△43.7	3.07	3.07	1.6	1.92
寄宿舍・その他	94	37	0.4	0.2	154.6	3.28	3.08	—	—
住宅に間借の 1人の単世帯	509	579	—	—	△12.0	1.00	1.00	1.1	0.93

前表に同じ

附表 9. 住宅の程度別居住状況：昭和38年

住宅の程度	全 国		人口集中地区	
	実数(1,000人)	割合(%)	実数(1,000人)	割合(%)
普通世帯総数	2 1 1 1 1	1 0 0.0	9 9 3 8	1 0 0.0
住宅でない建物に居住	1 4 3	0.7	8 6	0.9
同居世帯	5 9 6	2.8	4 1 8	4.2
老朽住宅居住	8 8	0.4	3 0	0.3
設備共同住宅居住	2 3 1 9	1 1.0	1 7 8 1	1 7.9
うち居住密度 I	7 5 2	3.6	6 4 3	6.6
II	5 6 8	2.7	4 3 5	4.4
III	5 4 8	2.6	4 3 1	4.3
IV	4 5 2	2.1	2 7 2	2.7
設備専用住宅居住	1 7 9 6 5	8 5.1	7 6 2 4	7 6.7
うち居住密度 I	5 4 6	2.6	3 5 0	3.5
II	1 8 1 1	8.6	1 0 4 7	1 0.5
III	2 8 5 5	1 3.5	1 4 2 2	1 4.3
IV	1 2 7 5 4	6 0.4	4 8 0 6	4 8.4

総理府統計局「住宅統計調査報告」昭和38年による。

居住密度の分類は世帯人員によつてちがうが、たとえば4人の場合

I 9.0畳未満 II 9.0~11.4 III 11.5~14.9 IV 15.0畳以上、

すなわち番号が若いほど狭い居住を意味する。

附表 10 労働力状態別人口

年 次	15歳以上 人 口 (1,000人)					割合(総数100.0につき)			
	総 数	勞 働 力			非労働力	勞 働 力			非労働力
		総 数	就業者	完 全 失業者		総 数	就業者	完 全 失業者	
大正 9 1) 2)	36,246	26,195	...	...	10,051	72.3	...	...	27.7
5 1) 2)	41,861	28,875	...	...	12,986	69.0	...	...	31.0
15 1) 2) 3)	47,216	33,031	...	...	14,186	70.0	...	...	30.0
25 2)	55,584	36,347	35,626	722	19,236	65.4	64.1	1.3	34.6
30 4)	59,477	40,027	39,261	765	19,450	67.3	66.0	1.3	32.7
35 4)	65,352	44,028	43,691	337	21,313	67.4	66.9	0.5	32.6
40 4) 5)	73,136	48,294	47,629	665	24,841	66.0	65.1	0.9	34.0

各労働調査による結果(戦前は沖縄を除く)。総数に労働力状態不詳を含む。

1) 労働力は有業者、非労働力は無業者、就業状態別の表率はない、 2) 満14歳以上、 3) 外国人を除く全人口、 4) 15歳以上、 5) 1%抽出集計結果。

附表 1.1. 年次別、男女別15歳以上労働力推計将来人口および人口増加：昭和30年～60年

年次	実数 (1,000人)			指数(昭40=100)			増加率 (1,000人)		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
A 推計									
昭和30	40,027	24,435	15,591	82.9	82.8	83.0	3,982	2,387	1,596
1) 35	44,009	26,822	17,187	91.1	90.9	91.5	4,285	2,697	1,588
40	48,294	29,519	18,775	100.0	100.0	100.0	5,732	3,667	2,065
45	54,026	33,186	20,840	111.9	112.4	111.0	2,875	2,229	646
50	56,901	35,415	21,486	117.8	120.0	114.4	2,383	1,753	630
55	59,284	37,168	22,116	122.8	125.9	117.8	2,314	1,537	777
60	61,598	38,705	22,893	127.5	131.1	121.9			
B 推計									
昭和30	40,027	24,435	15,591	82.9	82.8	83.0	3,982	2,387	1,596
35	44,009	26,822	17,187	91.1	90.9	91.5	4,285	2,697	1,588
40	48,294	29,519	18,775	100.0	100.0	100.0	4,854	3,538	1,316
45	53,148	33,057	20,091	110.1	112.0	107.0	1,850	2,073	- 223
50	54,998	35,130	19,868	113.9	119.0	105.8	1,118	1,572	- 454
55	56,116	36,702	19,414	116.2	124.3	103.4	965	1,325	- 360
60	57,081	38,027	19,054	118.2	128.8	101.5			
C 推計									
昭和30	40,027	24,435	15,591	82.9	82.8	83.0	3,982	2,387	1,596
35	44,009	26,822	17,187	91.1	90.9	91.5	4,285	2,697	1,588
40	48,294	29,519	18,775	100.0	100.0	100.0	3,974	3,413	561
45	52,268	32,932	19,336	108.2	111.6	103.0	739	1,911	-1,172
50	53,007	34,843	18,164	109.8	118.0	96.7	- 70	1,391	-1,461
55	52,937	36,234	16,703	109.6	122.7	89.0	-378	1,112	1,490
60	52,559	37,346	15,213	108.8	126.5	81.0			

人口問題研究所推計による結果(昭和41年12月推計)で、男女年齢別推計将来人口を基礎として推計したもの。昭和30、35年は国勢調査の結果。推計は昭和40年の労働力を不変とした場合をA推計。産業構造の進化に伴う労働力率の低下を見込んだ場合をC推計。A、C両推計の中間値としてのものをB推計としてある。1) 1%抽出集計結果。

附表 1.2 男女年齢別労働力人口：昭和40年

年齢	労働力人口 (1,000人)		女子割合 (%)	労働力人口の割合 (%)		昭和35-40の増加率		女子雇用者について	
	男	女		男	女	男	女	年齢構成比	有配偶雇用率
15歳以上総数	29,519	18,775	38.8	83.4	49.8	10.1	9.2	100.0	34.9
15~19歳	2,119	2,015	48.7	38.6	37.6	△12.2	△11.5	18.2	0.0
20~24	3,933	3,176	44.7	87.1	69.7	9.3	1.2	29.1	11.2
25~29	4,074	1,960	32.5	97.9	46.4	2.7	△6.2	11.4	49.0
30~39	7,735	4,133	34.8	98.5	52.9	21.5	11.0	17.9	69.5
40~54	6,949	5,148	42.6	97.9	60.8	8.8	24.9	18.8	62.3
55~64	3,205	1,732	35.1	90.0	45.2	13.6	19.0	3.8	42.4
65歳以上	1,505	612	28.9	55.1	17.5	18.1	△3.9	0.7	33.3

国勢調査1%抽出結果による。女子雇用者については労働力調査による。

附表 13 従業上の地位別就業者

従業上の地位	就業者数 (1,000人) (昭和40)	地位別割合(%)			昭和35 -40の 増加率	各国の状況		
		男	女	計		フランス (1962)	ドイツ (1961)	アメリカ (1960)
就業者総数	47,629	100.0	100.0	100.0	9.0	100.0	100.0	100.0
業主	9,293	27.6	13.5	19.5	△ 3.5	18.7	12.1	11.3
家族従業者	9,222	10.7	44.7	19.4	△ 12.0	8.5	9.9	1.0
雇用者	29,102	61.7	41.9	61.1	23.4	70.0	77.8	82.7
不詳	12	0.0	0.0	0.0	-	2.8	0.2	5.0

国勢調査1%抽出集計結果による。各国は国連の人口統計年鑑による。

附表 14 産業(3大部門)別就業者

年次	就業者数(1,000人)				割合(総数100.0につき)				
	総数	第1次	第2次	第3次	分類不能	第1次	第2次	第3次	分類不能
大正 9 1)	26,966	14,442	5,576	6,424	524	53.6	20.7	23.8	1.9
5 1)	29,341	14,490	5,993	8,788	71	49.4	20.4	30.0	0.2
15 1) 2)	33,839	14,739	8,869	10,005	226	43.6	26.2	29.6	0.7
22 3)	33,329	17,812	7,427	7,646	444	53.4	22.3	22.9	1.3
25 4)	35,626	17,208	7,812	10,568	37	48.3	21.9	29.7	0.1
30 5)	39,261	16,111	9,220	13,928	2	41.0	23.5	35.5	0.0
35 5)	43,691	14,237	12,764	16,682	8	32.6	29.2	38.2	0.0
40 5) 6)	47,629	11,747	15,201	20,662	19	24.7	31.9	43.4	0.0

各国勢調査による結果(戦前は沖縄を除く)。

第1次産業は農(牧畜を含む)、林・狩猟、漁、水産養殖業、第2次は鉱、建設、製造業、第3次はその他の産業。

- 1) 全年齢の有業者、2) 旧外地人以外の外国人を除く、3) 教える年10歳以上、4) 満14歳以上、5) 15歳以上、6) 1%抽出集計結果。

参考表 世界各国の就業者の産業構成

国名	年次	就業者総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
イギリス	1951	100.0	5.1	47.5	47.0
アメリカ合衆国	1964	100.0	6.6	32.4	60.2
ドイツ連邦共和国	1964	100.0	11.3	48.1	40.5
フランス	1962	100.0	19.8	36.8	42.3
イタリア	1964	100.0	24.9	39.9	34.1
韓国	1963	100.0	58.0	10.3	23.6
インド	1961	100.0	72.9	11.1	14.8

ILOの労働統計年鑑による。分類不能および失業を除く。

附表15 学校の種類別学校数、学級数、幼児・児童・生徒数および教員数の推移

年 度	実 数				指 数 (昭30=100)			
	学校数	学級数	幼児児童 生徒数	教員数	学校数	学級数	幼児児童 生徒数	教員数
	小 学 校							
昭和30年	2,6880	280,038	1,226,695	342,648	100.0	100.0	100.0	100.0
35	2,6858	298,760	1,259,068	362,689	99.9	106.7	102.6	105.8
40	2,5977	278,137	977,553	347,326	96.6	99.3	79.7	101.4
41	2,5687	278,178	958,406	349,697	95.6	99.3	78.1	102.1
	中 学 校							
昭和30年	1,3767	126,476	588,369	208,941	100.0	100.0	100.0	100.0
35	1,2986	131,276	589,973	216,817	94.3	103.8	100.3	103.8
40	1,2079	145,048	595,663	248,213	87.7	114.7	101.2	118.8
41	1,1851	139,390	555,576	244,470	86.1	110.2	94.4	117.0
	高 等 学 校							
昭和30年	4,607	...	2,592,001	130,438	100.0	...	100.0	100.0
35	4,598	...	3,239,416	153,812	99.8	...	125.0	117.9
40	4,849	...	5,073,882	224,579	105.3	...	195.8	172.2
41	4,845	...	4,997,343	229,026	105.2	...	192.8	175.6
	幼 稚 園							
昭和30年	5,426	18,284	643,683	28,279	100.0	100.0	100.0	100.0
35	7,207	23,106	742,367	35,867	132.8	126.4	115.3	126.8
40	8,551	33,372	1,137,733	50,339	157.6	182.5	176.8	178.0
41	9,081	36,230	1,221,755	55,206	167.4	198.2	189.8	195.2

文部省「学校基本調査」各年度による。昭41は文部省「文部統計速報」による。  
児童・生徒数には年齢超過を含むため、附表47と一致しない。

参考表 1学級当り在学者数および女子在学者割合(%)

	1学級当り在学者数		女子在学者の割合		
	小学校	中学校	高等学校	短大	大学
昭和25	44.3	45.9	37.9	38.9	7.7
30	43.8	46.5	42.3	54.0	12.4
35	42.1	44.9	45.8	67.5	13.7
40	35.1	41.1	47.5	74.8	16.2

資料は前表に同じ

附表16 進路別中学校卒業生および男女別進学率の推移

年 度 (3月)	総 数	進学者	就職者	就 職 進学者	無業者	その他	高等学校進学率(%)		
							男	女	計
		実		数					
昭和30年	1,663,184	792,601	633,576	64,431	1,48,387	24,189	55.5	47.4	51.5
35	1,770,483	971,951	633,224	50,473	1,01,673	13,162	59.6	55.9	57.7
40	2,359,558	1,591,024	548,675	76,056	1,35,218	8,585	71.7	69.6	70.6
41	2,133,508	1,475,554	454,549	67,926	1,29,126	6,353	73.5	72.3	72.3
		割		合					
昭和30年	100.0	47.7	38.1	3.9	8.9	1.4			
35	100.0	54.9	35.8	2.9	5.7	0.7			
40	100.0	67.4	23.3	3.2	5.7	0.4			
41	100.0	69.2	21.3	3.2	6.1	0.3			

資料は附表15に同じ。進学率には就職進学者を含む。

附表17 進路別高等学校卒業生の推移

年 度 (3月)	総 数	進学者	就職者	就 職 進学者	無業者	その他	大学進学率(%)		
							男	女	計
		実		数					
昭和30年	715,916	123,258	332,261	8,268	209,778	42,351	20.9	14.9	18.4
35	933,738	154,502	566,618	5,884	181,669	25,065	19.7	14.2	17.2
40	1,160,048	284,330	690,035	10,210	164,470	11,003	30.1	20.4	25.4
41	1,556,983	369,517	890,639	12,187	270,411	14,229	28.2	20.6	24.5
		割		合					
昭和30年	100.0	17.2	46.4	1.2	29.3	5.9			
35	100.0	16.6	60.7	0.6	19.4	2.7			
40	100.0	24.5	59.5	0.9	14.1	1.0			
41	100.0	23.7	57.2	0.8	17.4	0.9			

資料は附表15に同じ

附表18 配偶関係別、男女、年齢(5歳階級)別15歳以上人口；昭和40年

年齢階級	実数					割合(各年齢別総数100につき)		
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死離別
総数	73,135,600	22,319,200	43,760,000	6,054,900	1,000,700	30.5	59.8	9.6
15~19	10,839,500	10,762,800	71,200	4,800	700	99.3	0.7	0.1
20~24	9,071,000	7,207,000	1,840,600	6,300	16,800	79.5	20.3	0.3
25~29	8,381,800	2,664,900	5,638,300	19,200	59,400	31.8	67.3	0.9
30~34	8,232,600	776,100	7,294,600	42,700	119,000	9.4	88.6	2.0
35~39	7,432,000	380,700	6,776,400	107,000	167,900	5.1	91.2	3.7
40~44	5,925,500	208,400	5,327,700	226,400	162,900	3.5	89.9	6.6
45~49	4,934,100	113,700	4,278,600	412,200	129,600	2.3	86.7	11.0
50~54	4,706,000	74,900	3,906,200	607,500	117,400	1.6	83.0	15.4
55~59	4,048,800	48,400	3,205,800	709,900	84,700	1.2	79.2	19.6
60~64	3,344,000	32,000	2,419,000	834,400	58,600	1.0	72.3	26.7
65~69	2,572,000	22,800	1,584,900	924,400	39,900	0.9	61.6	37.5
70~74	1,752,800	13,100	871,900	843,000	24,700	0.7	49.7	49.5
75~79	1,105,600	8,900	386,000	699,300	11,300	0.8	34.9	64.3
80歳≤	789,900	5,500	158,800	617,800	7,800	0.7	20.1	79.2
男								
総数	35,409,900	12,220,200	21,866,700	1,046,800	275,800	34.5	61.8	3.7
15~19	5,487,600	5,473,900	12,500	1,000	200	99.8	0.2	0.0
20~24	4,514,700	4,100,300	408,000	1,300	5,000	90.8	9.0	0.1
25~29	4,160,200	1,896,500	2,243,700	3,600	16,400	45.6	53.9	0.5
30~34	4,139,100	433,100	3,667,400	5,500	32,900	10.5	88.6	0.9
35~39	3,713,200	139,500	3,523,000	11,500	39,200	3.8	94.9	1.4
40~44	2,687,900	62,600	2,574,200	12,700	33,300	2.3	95.8	1.9
45~49	2,237,000	36,700	2,141,400	26,100	32,800	1.6	95.7	2.6
50~54	2,175,800	24,900	2,066,400	51,600	32,900	1.1	95.0	3.9
55~59	1,960,500	18,600	1,818,600	98,000	25,300	0.9	92.8	6.3
60~64	1,602,200	12,300	1,420,500	147,700	21,700	0.8	88.7	10.6
65~69	1,211,800	10,500	995,900	187,500	17,900	0.9	82.2	16.9
70~74	807,200	6,500	596,800	193,100	10,800	0.8	73.9	25.3
75~79	442,600	3,100	276,900	157,800	4,800	0.7	62.6	36.7
80歳≤	270,100	1,700	121,400	144,400	2,600	0.6	44.9	54.4
女								
総数	37,725,700	10,099,000	21,893,300	5,008,100	724,900	26.8	58.0	15.2
15~19	5,351,900	5,288,900	58,700	3,800	500	98.8	1.1	0.1
20~24	4,556,300	3,106,700	1,432,600	5,000	11,800	68.2	31.4	0.4
25~29	4,221,600	768,400	3,394,600	15,600	43,000	18.2	80.4	1.4
30~34	4,093,500	343,000	3,627,200	37,200	86,100	8.4	88.6	3.0
35~39	3,718,800	241,200	3,253,400	95,500	128,700	6.5	87.5	6.0
40~44	3,237,600	145,800	2,753,500	208,700	129,600	4.5	85.0	10.4
45~49	2,697,100	77,000	2,137,200	386,100	96,800	2.9	79.2	17.9
50~54	2,530,200	50,000	1,839,800	555,900	84,500	2.0	72.7	25.3
55~59	2,088,300	29,800	1,387,200	611,900	59,400	1.4	66.4	32.1
60~64	1,741,800	19,700	998,500	686,700	36,900	1.1	57.3	41.5
65~69	1,360,200	12,300	589,000	736,900	22,000	0.9	43.3	55.8
70~74	945,600	6,600	275,100	649,900	13,900	0.7	29.1	70.2
75~79	663,000	5,800	109,100	541,500	6,500	0.9	16.5	82.7
80歳≤	519,800	3,800	37,400	473,400	5,200	0.7	7.2	92.1

因勢調査1%抽出集計結果。

(資料)総理府統計局、「昭和40年因勢調査1%抽出集計結果の概要」。



附表19 年次別平均初婚年齢：大正9年～昭和40年  
(歳)

年次	夫	妻	年齢差
大正 9	27.4	23.2	4.2
14	27.1	23.1	4.0
昭和 5	27.3	23.2	4.1
10	27.8	23.8	4.0
15	29.0	24.6	4.4
22	26.1	22.9	3.2
23	26.1	23.0	3.1
24	25.9	22.9	3.0
25	25.9	23.0	2.9
26	25.9	23.1	2.8
27	26.1	23.3	2.8
28	26.2	23.4	2.8
29	26.4	23.6	2.8
30	26.6	23.8	2.8
31	26.8	23.9	2.9
32	26.9	24.0	2.9
33	27.0	24.2	2.8
34	27.1	24.3	2.8
35	27.2	24.4	2.8
36	27.3	24.5	2.8
37	27.3	24.5	2.8
38	27.3	24.5	2.8
39	27.3	24.4	2.9
40	27.2	24.5	2.7
アメリカ(1962)	22.9	19.9	3.0
イギリス(1962)	25.5	23.0	2.5

各年の人口動態調査の結果による。婚姻率は附表21を参照。昭和15年以前は婚姻届け時、22年以後は挙式時の年齢によっている。

附表20 職業別平均初婚年齢：昭和35年

職業	夫	妻
総数	27.2	24.4
専門的・技術的	28.5	26.0
管理的	29.4	29.4
事務	27.8	24.9
販売	27.3	24.3
農林漁業	26.1	23.4
採鉱・採石	26.4	23.3
運輸・通信	26.9	24.2
技能工・生産工程	27.1	24.3
サービス	27.0	24.7

資料は前表に同じ

附表21 年次別人口動態：明治33年~昭和42年

実 数

年 次	出 生	死 亡	自然増加	1) 死 産	2) 乳児死亡	3) 新生児死亡	婚 姻	離 婚
明治 33	1,409,979	902,061	507,918	137,984	219,384	112,165	343,918	63,088
38	1,442,004	997,065	444,939	142,092	219,807	103,340	347,518	59,460
43	1,699,698	1,055,354	644,344	157,388	275,396	126,823	433,946	58,394
大正 4	1,788,521	1,084,274	704,247	141,300	287,955	125,293	438,708	59,050
9	2,011,634	1,409,371	602,263	144,035	334,381	139,571	541,542	54,671
10	1,976,055	1,279,219	696,836	138,294	334,352	136,267	514,823	52,643
11	1,953,560	1,278,120	675,440	132,230	326,684	132,757	510,385	52,082
12	2,028,955	1,323,648	705,307	133,855	333,120	135,423	508,100	50,314
13	1,984,326	1,245,343	738,983	125,831	311,357	126,299	508,660	50,904
14	2,071,560	1,199,936	871,624	124,394	295,888	121,154	516,639	50,741
昭和 元	2,089,237	1,151,163	938,074	124,036	288,301	119,566	497,959	49,224
2	2,045,828	1,204,847	840,981	116,916	291,209	116,160	482,907	49,689
3	2,120,493	1,227,570	892,923	120,186	293,026	115,609	494,345	48,235
4	2,061,720	1,251,041	810,679	116,967	294,057	114,906	491,988	50,310
5	2,070,765	1,161,504	909,261	117,729	275,846	104,203	501,831	50,516
6	2,088,608	1,231,154	857,454	116,505	275,644	108,740	492,094	49,887
7	2,168,026	1,166,167	1,001,859	119,575	255,701	104,483	510,603	50,728
8	2,106,260	1,184,546	921,714	114,135	256,395	102,830	481,012	48,546
9	2,028,289	1,225,402	802,887	113,039	254,213	103,309	506,937	47,806
10	2,174,291	1,152,371	1,021,920	115,592	232,821	97,930	551,032	47,721
11	2,086,355	1,220,023	866,332	111,050	244,558	100,970	543,518	45,399
12	2,164,949	1,198,400	966,549	111,481	229,911	95,397	668,336	45,719
13	1,911,966	1,250,093	661,873	99,527	219,943	89,092	532,103	43,832
14	1,885,957	1,258,514	627,443	98,347	201,291	84,129	548,118	45,178
15	2,100,164	1,176,517	923,647	102,033	189,809	81,785	660,184	47,804
16	2,260,270	1,140,428	1,119,842	103,393	190,789	77,751	783,858	48,605
17	2,216,271	1,157,845	1,058,426	95,446	190,162	76,090	671,680	45,529
18	2,235,431	1,204,802	1,030,629	92,882	194,551	76,590	736,183	48,832
19	2,149,843	1,279,639	870,204	—	—	—	—	—
20	1,685,583	2,113,639	△428,056	—	—	—	—	—
21	1,905,809	1,326,592	579,217	80,262	—	—	—	—
22	2,678,792	1,138,238	1,540,554	123,837	205,360	83,047	934,170	79,551
23	2,681,624	950,610	1,731,014	143,963	165,406	72,907	953,999	79,032
24	2,696,638	945,444	1,751,194	192,677	168,467	71,485	842,170	82,575
25	2,337,507	904,876	1,432,631	216,974	140,515	64,142	715,081	83,689
26	2,137,689	838,998	1,298,691	217,231	122,869	58,686	671,905	82,331
27	2,005,162	765,068	1,240,094	203,824	99,114	51,015	676,995	79,021
28	1,868,040	772,547	1,095,493	193,274	91,424	47,580	682,077	75,255
29	1,769,580	721,491	1,048,089	187,119	78,944	42,726	697,809	76,759
30	1,730,692	693,523	1,037,169	183,265	68,801	38,646	714,861	75,267

附表21 (つづき)

年次	出生	死亡	自然増加	死産 <sup>1)</sup>	乳児死亡 <sup>2)</sup>	新生児死亡 <sup>3)</sup>	婚姻	離婚
昭和31	1,665,278	724,460	940,818	179,007	67,691	38,232	715,934	72,040
32	1,566,713	752,445	814,268	176,353	62,678	33,847	773,362	71,651
33	1,653,469	684,189	969,280	185,148	57,052	32,237	826,902	74,004
34	1,626,088	689,959	936,129	181,893	54,768	30,235	847,135	72,455
35	1,606,041	706,599	899,442	179,281	49,293	27,362	866,115	69,410
36	1,589,372	695,644	893,728	179,895	45,465	26,255	890,158	69,323
37	1,618,616	710,265	908,351	177,363	42,797	24,777	928,341	71,394
38	1,659,521	670,770	988,751	175,424	38,442	22,965	937,516	69,996
39	1,716,761	673,067	1,043,694	168,046	34,967	21,343	963,130	72,306
40	1,823,697	700,438	1,123,259	161,617	33,742	21,260	954,852	77,195
※41	1,359,221	670,135	689,086	148,168	26,206	16,287	940,072	79,099
※42	1,974,500	670,300	1,304,200	150,500	29,100	19,700	937,800	82,900

各年の人口動態調査による結果。ただし、昭和19～21年は国連推計、昭和41年は概数、昭和42年は厚生省推計。

1) 妊娠第4月以後の死産胎児。2) 年齢1歳未満の死亡児。3) 昭和18年以前は生後1か月未満、22年以降4週未満の死亡児。

附表21 (つづき)

率

(%)

年次	出生	死亡	自然増加	死産 <sup>1)</sup>	乳児死亡 <sup>2)</sup>	新生児死亡 <sup>3)</sup>	婚姻	離婚
明治33	31.78	20.33	11.45	89.1	155.6	79.6	7.75	1.42
38	30.58	21.14	9.43	89.7	152.4	71.7	7.37	1.26
43	33.99	21.11	12.89	84.7	162.0	74.6	8.68	1.17
大正4	33.18	20.12	13.07	73.2	161.0	70.1	8.14	1.10
9	36.32	25.44	10.87	66.8	166.2	69.4	9.78	0.99
10	35.23	22.80	12.42	65.4	169.2	69.0	9.18	0.94
11	34.38	22.49	11.89	63.4	167.2	68.0	8.98	0.92
12	35.26	23.00	12.26	61.9	164.2	66.7	8.83	0.87
13	34.03	21.36	12.67	59.6	156.9	63.6	8.72	0.87
14	35.00	20.28	14.73	56.6	142.8	58.5	8.73	0.86
昭和元	34.72	19.13	15.59	56.0	138.0	57.2	8.27	0.82
2	33.49	19.72	13.77	54.1	142.3	56.8	7.90	0.81
3	34.19	19.79	14.40	53.6	138.2	54.5	7.97	0.78
4	32.78	19.89	12.89	53.7	142.6	55.7	7.82	0.80
5	32.42	18.18	14.24	53.8	124.5	50.2	7.86	0.79
6	32.19	18.98	13.22	52.8	132.0	52.1	7.58	0.77
7	32.92	17.71	15.21	52.3	117.9	48.2	7.75	0.77
8	31.51	17.72	13.79	51.4	121.7	48.8	7.20	0.73
9	29.95	18.09	11.86	52.8	125.3	50.9	7.49	0.71

附表21 (つづき)

率

年次	出生	死亡	自然増加	死産 <sup>1)</sup>	乳児死亡 <sup>2)</sup>	新生児死亡 <sup>3)</sup>	婚姻	離婚
昭和10	31.67	16.78	14.88	50.5	107.1	45.0	8.03	0.70
11	30.01	17.55	12.46	50.5	117.2	48.4	7.82	0.65
12	30.91	17.11	13.80	49.0	106.2	44.1	9.54	0.65
13	27.14	17.75	9.40	49.5	115.0	46.6	7.55	0.62
14	26.63	17.77	8.86	49.6	106.7	44.6	7.74	0.64
15	29.43	16.49	12.94	46.3	90.4	38.9	9.25	0.67
16	31.78	16.04	15.75	43.7	84.4	34.4	11.02	0.68
17	30.86	16.12	14.74	41.3	85.8	34.3	9.35	0.63
18	30.92	16.66	14.25	39.9	87.0	34.3	10.18	0.68
19	29.2	17.4	11.8	—	—	—	—	—
20	23.2	29.2	△6.0	—	—	—	—	—
21	25.3	17.6	7.7	42.1	—	—	—	—
22	34.30	14.57	19.73	44.2	76.7	31.0	11.96	1.02
23	33.52	11.88	21.64	50.9	61.7	27.2	11.92	0.99
24	32.97	11.56	21.42	66.7	62.5	26.5	10.30	1.01
25	28.10	10.88	17.22	84.9	60.1	27.4	8.59	1.01
26	25.29	9.92	15.36	92.2	57.5	27.5	7.95	0.97
27	23.37	8.92	14.45	92.3	49.4	25.4	7.89	0.92
28	21.48	8.88	12.59	93.8	48.9	25.5	7.84	0.87
29	20.05	8.18	11.88	95.6	44.6	24.1	7.91	0.87
30	19.39	7.77	11.62	95.8	39.8	22.3	8.01	0.84
31	18.47	8.03	10.43	97.1	40.6	23.0	7.94	0.80
32	17.23	8.28	8.96	101.2	40.0	21.6	8.51	0.79
33	18.02	7.46	10.56	100.7	34.5	19.5	9.01	0.81
34	17.55	7.45	10.11	100.6	33.7	18.6	9.15	0.78
35	17.19	7.56	9.63	100.4	30.7	17.0	9.27	0.74
36	16.86	7.38	9.48	101.7	28.6	16.5	9.44	0.74
37	17.01	7.46	9.54	98.8	26.4	15.3	9.75	0.75
38	17.26	6.98	10.28	95.6	23.2	13.8	9.75	0.73
39	17.66	6.93	10.74	89.2	20.4	12.4	9.91	0.74
40	18.56	7.13	11.43	81.4	18.5	11.7	9.72	0.79
*41	13.72	6.77	6.96	98.3	19.3	12.0	9.49	0.80
*42	19.7	6.7	13.0	70.8	14.8	10.0	9.4	0.83

実数に基づき算出した死産率は出産(出生+死産)1,000、乳児および新生児死亡は出生1,000、その他は人口1,000についてのもの。分母人口は国勢調査(または人口調査)結果およびそれに基づく総理府統計局の推計人口で、各年とも10月1日現在のものである。

参考表 世界主要国の出生率、死亡率(1965年)

国名	出生率	死亡率	自然増加率
メキシコ	45.3	9.5	35.8
マラヤ	36.7	7.9	28.8
中国(台湾)	32.7	5.5	27.2
カナダ	21.4	7.5	13.9
スベイン	21.3	8.7	12.6
ユゴー	20.9	8.7	12.2
オランダ	19.9	8.0	11.9
オーストラリア	19.6	8.8	10.8
アメリカ合衆国	19.4	9.4	10.0
イタリ	19.2	10.0	9.2
スイス	18.7	9.3	9.4
ソビエト連邦	18.5	7.3	11.2
イギリス	18.4	11.5	6.9
デンマーク	18.0	10.1	7.9
ドイツ連邦共和国	17.9	11.2	6.7
フランス	17.6	11.1	6.5
ノルウェー	17.5	9.1	8.4
スウェーデン	15.9	10.1	5.8
ハンガリー	13.1	10.7	2.4

国連の統計年鑑による。人口1,000対。出生率高位順。

附表22 年次別標準化出生率、死亡率および自然増加率：大正14年～昭和40年

年次	標準化人口動態率(‰)			指数(昭5=100)		
	出生率	死亡率	自然増加率	出生率	死亡率	自然増加率
大正14	35.27	20.24	15.03	109.0	111.4	106.0
昭和5	32.35	18.17	14.18	100.0	100.0	100.0
12	29.77	17.35	12.42	92.0	95.5	87.6
15	27.74	16.97	10.77	85.7	93.4	76.0
22	30.69	15.32	15.37	94.9	84.3	108.4
25	25.33	10.97	14.36	78.3	60.4	101.3
30	16.79	7.67	9.12	51.9	42.2	64.3
31	15.83	7.86	7.97	48.9	43.3	56.2
32	14.61	8.01	6.60	45.2	44.1	46.5
33	15.19	7.14	8.05	47.0	39.3	56.8
34	14.82	7.02	7.80	45.8	38.6	55.0
35	14.62	6.99	7.63	45.2	38.5	53.8
36	14.24	6.71	7.53	44.0	36.9	53.1
37	14.26	6.64	7.62	44.1	36.5	53.7
38	14.45	6.10	8.35	44.7	33.6	58.9
39	14.80	5.91	8.89	45.7	32.5	62.7
40	15.65	5.97	9.68	48.4	32.9	68.3

昭和5年全国人口を標準とする任意標準人口標準化法の直接法によつて算出。用いた資料は、国勢調査人口およびそれに基づく推計(総理府統計局)人口、人口動態統計による出生・死亡数である。なお、昭和15年以前は沖縄県を含んでいる。

〔資料〕厚生省人口問題研究所「研究資料」第178号

附表 2 3 市部部別、年齢(5歳階級)別15歳以上既婚日本人女子数、出生児数および平均出生児数：昭和35年・25年

年齢階級	昭和35年			昭和25年 <sup>1)</sup>		
	15歳以上既婚 日本人女子数	出生児数	平均出生 児数	15歳以上既婚 日本人女子数	出生児数	平均出生 児数
	全 国					
総 数	24,393,293	78,164,185	3.20	20,548,000	73,049,000	3.56
15~19	60,309	22,002	0.36	148,000	73,000	0.49
20~24	1,303,585	923,613	0.71	1,724,000	1,613,000	0.94
25~29	3,188,683	4,509,767	1.41	2,796,000	4,729,000	1.69
30~34	3,383,467	7,493,021	2.21	2,652,000	7,279,000	2.74
35~39	3,061,632	8,436,250	2.76	2,577,000	9,696,000	3.76
40~44	2,629,857	8,700,736	3.31	2,218,000	9,961,000	4.49
45~49	2,478,483	9,778,189	3.95	1,935,000	9,218,000	4.76
50~54	2,100,795	9,331,488	4.44	1,640,000	7,847,000	4.78
55~59	1,792,999	8,374,536	4.67	1,348,000	6,419,000	4.76
60~64	1,456,468	6,834,528	4.69	3,501,000	16,183,000	4.62
65~69	1,103,772	5,212,585	4.72			
70~74	844,628	3,958,830	4.69			
75~79	559,011	2,591,942	4.64			
80歳 ≤	429,604	1,996,698	4.65			
	市 部					
総 数	15,241,250	44,848,287	2.94	7,670,000	23,866,000	3.11
15~19	38,391	12,998	0.34	46,000	23,000	0.50
20~24	841,849	543,740	0.65	629,000	551,000	0.88
25~29	2,106,140	2,728,668	1.30	1,129,000	1,774,000	1.57
30~34	2,183,065	4,449,990	2.04	1,077,000	2,690,000	2.50
35~39	1,955,643	5,006,075	2.56	1,021,000	3,391,000	3.32
40~44	1,666,928	5,154,232	3.09	864,000	3,331,000	3.86
45~49	1,554,375	5,717,209	3.68	747,000	3,045,000	4.08
50~54	1,298,274	5,352,037	4.12	606,000	2,481,000	4.09
55~59	1,090,048	4,717,690	4.33	473,000	1,970,000	4.16
60歳 ≤	2,506,537	11,165,648	4.45	1,075,000	4,601,000	4.28
	郡 部					
総 数	9,152,026	33,315,840	3.64	12,876,000	49,178,000	3.82
15~19	21,918	9,004	0.41	102,000	50,000	0.49
20~24	461,733	379,872	0.82	1,096,000	1,063,000	0.97
25~29	1,082,541	1,781,097	1.65	1,667,000	2,955,000	1.77
30~34	1,200,399	3,043,022	2.54	1,574,000	4,590,000	2.92
35~39	1,105,987	3,430,168	3.10	1,555,000	6,304,000	4.05
40~44	962,926	3,546,491	3.68	1,354,000	6,629,000	4.90
45~49	924,107	4,060,974	4.39	1,187,000	6,172,000	5.20
50~54	802,521	3,979,451	4.96	1,033,000	5,366,000	5.19
55~59	702,951	3,656,846	5.20	875,000	4,448,000	5.08
60歳 ≤	1,886,943	9,428,915	5.00	2,425,000	11,579,000	4.77

各国勢調査による結果。ただし、昭和25年は10%抽出集計結果。

日本人女子数には出生児不詳の女子を含まない。

1) 総数に年齢不詳を含む。

〔資料〕総理府統計局、前掲「昭和35年国勢調査報告 第3巻その1」および同「昭和25年国勢調査報告 第3巻 10%抽出集計結果 その1」昭和27年9月刊。

附表24 出産力調査による再生産期間経過後の夫婦の出生力

項目	既往出生児				仮設コーホート累積			
	第4次 (昭和37年)	第3次 (32)	第2次 (27)	第1次 (15)	第4次 (昭和37年)	第3次 (32)	第2次 (27)	第1次 (15)
平均出生児数								
合計	3.91	4.77	4.85	5.17	2.30	2.93	3.63	5.14
農林漁業	4.22	5.43	5.39	5.44	2.48	3.54	4.18	5.7
筋肉労働	3.82	4.53	4.34	5.20	2.56	2.96	3.80	4.8
非農林自営業	4.02	4.41	4.46	4.64	2.52	2.81	3.25	4.9
非筋肉労働	3.37	4.08	3.89	4.44	2.13	2.19	2.90	4.5
出生児数分布								
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
無子	4.8	5.4	7.1	8.3	2.8	4.0	5.6	5.8
1～3児	32.9		26.1	22.3	83.1	69.8	49.6	20.0
4～6	53.6		38.8	39.0	14.0	21.7	45.3	44.5
7児以上	8.7		28.0	30.4	0.1	4.5	9.5	29.7
出生間隔								
合計	2.55	2.84	2.99	2.93				
3児夫婦の結婚～1児	2.91	2.62	2.67					
" 1～2児	3.78	3.67	3.92					
" 2～3児	5.03	4.50	4.92					

空欄は資料欠、一部に修正値、推計値を含む。仮設コーホートは結婚期間別1夫婦当り年間出生率をつないで、生涯の規模を推測したもの

〔資料〕厚生省人口問題研究所「研究資料」第177号

附表25 年次別、女子の年齢(5歳1階級)別特殊出生率および粗再生産率

大正14年～昭和40年

年齢階級	昭和40年	昭和35年	昭和30年	昭和25年	昭和22年	昭和12年	昭和5年	大正14年
15～19	0.00330	0.00426	0.00589	0.01326	0.01487	0.01876	0.03151	0.04309
20～24	0.11234	0.10663	0.11150	0.16068	0.16662	0.17695	0.20058	0.22822
25～29	0.20310	0.18113	0.18057	0.23624	0.26824	0.24438	0.24907	0.25986
30～34	0.08644	0.07974	0.11212	0.17467	0.23352	0.20684	0.21739	0.22874
35～39	0.01929	0.02385	0.04942	0.10437	0.15652	0.15225	0.16339	0.17438
40～44	0.00304	0.00518	0.01261	0.03589	0.05667	0.06606	0.07176	0.07494
45～49	0.00017	0.00034	0.00070	0.00212	0.00527	0.00773	0.00793	0.00993
計の5倍 (粗出生率)	2.13840	2.00565	2.36405	3.63615	4.51055	4.36485	4.70815	5.09580

各年の人口動態統計による出生数および同年の女子人口(昭和12年のみ総理府統計局の推計人口、その他の年次は国勢調査による)に基づいて算出、なお年齢不詳の人口および母の年齢15歳未満、50歳以上および不詳の出生は、案分補正、戦前は旧沖縄県を含む。したがって附表31とかならずしも一致しない

〔資料〕厚生省人口問題研究所「研究資料」第157号ほか

附表26 年次別、有配偶女子の年齢(5歳階級)別特殊出生率：大正14年～昭和40年

年齢階級	昭和40年		昭和35年	昭和30年	昭和25年	昭和12年	昭和5年	大正14年
	出生数	特殊出生率						
15～19	17,712	0.25348	0.32180	0.34643	0.40774	0.26826	0.30602	0.32544
20～24	513,652	0.35722	0.34174	0.34232	0.37639	0.32669	0.33390	0.34028
25～29	854,413	0.25473	0.23721	0.23703	0.29867	0.28585	0.28444	0.29658
30～34	355,275	0.09814	0.09269	0.13153	0.20965	0.22961	0.23962	0.25306
35～39	72,355	0.02203	0.02777	0.05932	0.12631	0.16940	0.18312	0.19609
40～44	9,828	0.00358	0.00635	0.01570	0.04375	0.07715	0.08401	0.08825
45～49	462	0.00022	0.00044	0.00090	0.00270	0.00972	0.01001	0.01258
計	1,823,697	0.98940	1.02800	1.13323	1.46521	1.36668	1.44112	1.51228

各年の人口動態統計による出生数および同年の有配偶女子人口(昭和12年のみ昭和10年国勢調査結果に基づく推計人口、その他は各国勢調査による。)に基づいて算出したもの。  
〔資料〕厚生省人口問題研究所、前掲「研究資料」第155号および178号

附表27 年次別女子の人口再生産率：大正14年～昭和40年

年次	粗再生産率 (1)	総再生産率 (2)	純再生産率 (3)	再生産残存率 (3)/(2) (4)	静止粗再生産率 (1)/(3) (5)	(1)-(5) (6)	指数(昭和5=100)		
							粗再生産率	総再生産率	純再生産率
大正14	5.11	2.51	1.56	0.62	3.28	1.83	108.5	109.1	102.6
昭和5	4.71	2.30	1.52	0.66	3.10	1.61	100.0	100.0	100.0
12	4.36	2.13	1.49	0.70	2.93	1.43	92.6	92.6	98.0
15	4.11	2.01	1.44	0.72	2.85	1.26	87.3	87.4	94.7
22	4.52	2.20	1.67	0.76	2.71	1.81	96.0	95.7	109.9
25	3.63	1.76	1.53	0.87	2.37	1.26	77.1	76.5	100.7
30	2.36	1.15	1.05	0.91	2.25	0.11	50.1	50.0	69.1
31	2.21	1.07	0.99	0.93	2.23	-0.02	46.9	46.5	65.1
32	2.03	0.99	0.91	0.92	2.23	-0.20	43.1	43.0	59.9
33	2.10	1.02	0.96	0.94	2.19	-0.09	44.6	44.3	63.2
34	2.03	0.99	0.92	0.93	2.21	-0.18	43.1	43.0	60.5
35	1.99	0.97	0.92	0.95	2.16	-0.17	42.3	42.2	60.5
36	1.95	0.95	0.90	0.95	2.17	-0.22	41.4	41.3	59.2
37	1.97	0.95	0.91	0.96	2.16	-0.19	41.8	41.3	59.9
38	1.99	0.97	0.93	0.96	2.14	-0.15	42.3	42.2	61.2
39	2.04	0.99	0.95	0.96	2.15	-0.11	43.3	43.0	62.5
40	2.13	1.04	1.00	0.96	2.13	0.00	45.2	45.2	65.8

人口動態統計による出生数、国勢調査人口とそれに基づく推計人口および生命表の生残数(L(x))によつて算出。昭和15年以前は沖縄県を含む。

再生産率の欄(1)は女子の年齢別特殊出生率の合計で、1人の女子がその年次の割合で各年齢で出生しながら再生産年齢を経過すると考えた場合の子女数。(2)は、粗再生産率を女兒のみについて考え、1人の女子が自分に代わつて次の世代に母となるべき女兒の数。(3)は、総再生産率の出生女兒について、さらに各年次の死亡率を考え、生命表の生残数によつて生き残つて次の世代に母となるべき女兒の数を示す。(4)は再生産力に対し、死亡の適用をうけて残存し現実に再生産を実現する力の程度を示すもので、再生産残存率という。(5)は、出生力と死亡率がその年次のままとして人口が静止するための粗再生産率。(6)は、人口が静止するための粗再生産率に対して生みすぎている数。

〔資料〕厚生省人口問題研究所、前掲「研究資料」第157号および172号ほか



参考表 世界主要国の人口再生産率

国名	年次	粗再生産率	総再生産率	純再生産率
マラヤ	1958	6.06	--	--
メキシコ	1960	5.90	--	--
アラブ連合	1950~55	--	2.8	--
インド	1951~60	--	2.7	--
中国(台湾)	1961	(4.98)	2.7	--
タイ	1954	--	2.26	1.70
チリ	1964	4.61	2.16	1.83
カナダ	1964	3.40	1.72	1.66
オーストラリア	1964	3.02	1.53	1.47
アメリカ合衆国	1963	(3.01)	1.62	1.56
オランダ	1964	--	1.61	--
フランス	1964	(2.80)	1.42	1.37
ノールウェー	1963	(2.80)	1.42	1.38
イングランド・ウェールズ	1963	(2.79)	1.39	1.34
ソビエト連邦	1960~61	--	1.37	--
ベルギー	1963	2.63	1.30	1.25
ポーランド	1963	2.60	1.30	1.21
デンマーク	1963	2.52	1.29	1.25
イタリア	1963	(2.40)	1.23	1.14
ドイツ連邦共和国	1963	2.48	1.22	1.17
スウェーデン	1964	(2.23)	1.21	1.18
スイス	1962	(2.63)	1.20	1.16
ブルガリア	1964	(1.99)	1.06	1.00
ルーマニア	1964	1.80	--	--
ハンガリー	1964	1.69	0.87	0.81

国連の人口統計年鑑による。総再生産率高位順。カッコ内は近い年次の値。

附表28 年次別、月別出生割合（百分率）

年次	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
明治33年	100.0	10.8	10.0	9.8	8.4	7.2	6.0	7.0	7.4	8.4	8.2	8.4	8.5
43	100.0	11.8	9.8	12.5	6.6	6.6	6.0	6.7	7.2	8.2	8.3	8.7	7.6
大正9	100.0	12.5	10.2	12.8	6.7	6.8	6.2	7.0	7.6	8.7	7.2	7.9	6.4
昭和15	100.0	9.9	9.5	9.4	8.1	7.8	7.5	8.9	8.9	7.8	7.4	7.0	7.9
22	100.0	11.0	8.4	8.8	7.8	7.3	7.3	8.5	8.8	8.7	8.6	7.9	7.0
25	100.0	11.0	9.4	9.2	8.1	7.3	6.9	7.9	8.2	8.2	8.0	7.9	7.9
30	100.0	11.7	9.1	9.1	8.6	7.6	6.8	7.7	8.2	8.0	7.9	7.7	7.8
35	100.0	10.4	8.9	9.3	9.0	7.9	7.2	7.8	8.1	8.0	7.8	7.7	7.9
40	100.0	9.2	8.3	8.7	8.5	7.7	7.4	8.3	8.6	8.7	8.7	7.9	7.9

人口動態統計による。出生率は附表21を参照（以下同じ）

昭和22年の総数には、月不詳4を含む。

附表29 年次別、施設の内外別出生割合（百分率）

年次	総数			市部			郡部		
	総数	施設内	施設外	総数	施設内	施設外	総数	施設内	施設外
昭和22年	100.0	2.4	97.6	100.0	6.5	93.5	100.0	0.5	99.5
25	100.0	4.6	95.4	100.0	11.3	88.7	100.0	1.2	98.9
30	100.0	17.6	82.4	100.0	28.2	71.8	100.0	6.6	93.4
35	100.0	50.1	50.0	100.0	63.6	36.4	100.0	27.0	73.0
39	100.0	79.2	20.8	100.0	87.4	12.6	100.0	59.9	40.1

人口動態統計による。

昭和22、25年は事件発生地により、30年以後は住所地により表筆されている。

市部、郡部を合算して総数に合わないのは、住所地不詳があるためである。

附表30 年次別、立合者別出生数割合（百分率）

年次	総数				市部				郡部			
	総数	医師	助産婦	その他	総数	医師	助産婦	その他	総数	医師	助産婦	その他
昭和22年	100.0	3.5	92.1	4.3	100.0	7.3	92.3	0.4	100.0	1.8	92.1	6.2
25	100.0	5.2	90.1	4.7	100.0	10.8	88.8	0.4	100.0	2.3	90.8	6.9
30	100.0	16.2	79.6	4.2	100.0	24.5	74.4	1.1	100.0	7.4	85.0	7.5
35	100.0	41.9	56.1	2.0	100.0	52.7	46.9	0.4	100.0	23.5	71.9	4.6
39	100.0	66.6	32.7	0.7	100.0	74.4	25.5	0.1	100.0	48.1	50.0	1.9

人口動態統計による。

昭和22、25年は事件発生地により、30年以後は住所地により表筆されている。

市部・郡部を合算して総数に合わないのは、住所地不詳があるためである

附表31 年次別、母の年齢階級別出生率（各年齢階級別女子人口千対）および割合（百分率）

年次	総数	～14歳	出生率								不詳	母の平均年齢
			15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳～			
昭和22年	109.1	0.0	14.9	166.4	268.3	233.2	156.3	56.6	5.3			
25	91.4	0.0	13.3	160.6	236.8	174.7	104.1	36.0	2.1		28.7	
30	61.9	0.0	5.9	111.5	180.6	112.1	49.4	12.6	0.8		28.2	
35	52.5	0.0	4.3	106.6	181.1	79.7	23.8	5.2	0.4		27.6	
40	56.2	0.0	3.3	112.3	203.1	86.4	19.3	3.0	0.2		27.5	
			百分率									
昭和15年	100.0	0.0	2.2	20.1	31.8	23.1	14.0	3.4	0.6	0.0		
22	100.0	0.0	2.3	23.0	30.9	24.1	14.9	4.4	0.4	0.0		
25	100.0	0.0	2.4	26.7	34.0	21.2	11.9	3.5	0.2	0.0		
30	100.0	0.0	1.5	27.1	39.9	21.5	8.0	1.9	0.1	0.0		
35	100.0	0.0	1.2	27.8	46.4	18.7	4.9	0.9	0.1	0.0		
40	100.0	0.2	1.0	28.1	46.7	19.4	4.0	0.5	0.3	—		

人口動態統計による。粗再生率は附表25を参照

出生率の総数は10～49歳女子人口千対、45歳以上は45～49歳女子人口千対である。

附表32 年次別、出生順位別出生率（10～49歳女子人口千対）および割合（百分率）

年次	出生順位											平均出生児数	
	総数	第1児	第2児	第3児	第4児	第5児	第6児	第7児	第8児	第9児	第10児～		不詳
昭和25年	91.4	24.8	25.6	15.0	9.7	6.2	4.0	2.6	1.6	0.9	0.8		2.82
30	61.9	20.5	16.3	11.8	6.9	3.2	1.5	0.8	0.4	0.2	0.2		2.47
35	52.5	23.4	17.1	7.2	2.6	1.1	0.6	0.3	0.1	0.1	0.0		1.95
40	56.2	26.7	21.1	6.3	1.4	0.4	0.3					1.74	
							百分率						
昭和22年	100.0	28.6	20.2	15.2	11.4	8.4	6.0	4.2	2.7	1.6	1.5	0.0	
25	100.0	27.1	28.0	16.4	10.6	6.8	4.4	2.9	1.8	1.0	0.9	0.1	
30	100.0	33.1	26.3	19.1	11.2	5.2	2.5	1.3	0.7	0.3	0.3	0.0	
35	100.0	44.5	32.6	13.8	5.0	2.2	1.1	0.5	0.2	0.1	0.1	0.0	
40	100.0	47.5	37.5	11.3	2.5	0.7	0.5						

人口動態統計による。

出生順位の児数は同じ母の出生した児の数であつて死産児を除く。

附表33 年次別嫡出でない子の数および率(百分率)

年次	出生総数	うち嫡出でない子	百分率
明治 3 3 年	1,420,534	125,213	8.8
3 8	1,452,770	133,093	9.2
4 3	1,712,857	161,364	9.4
大正 4 4	1,799,326	156,265	8.7
9 9	2,025,564	167,011	8.2
昭和 1 4	2,086,091	151,448	7.3
5 5	2,085,100	134,221	6.4
1 0	2,190,703	125,170	5.7
1 5	2,115,867	86,820	4.1
2 2	2,678,792	101,580	3.4
2 5	2,337,507	57,789	2.5
3 0	1,730,692	29,018	1.7
3 5	1,606,041	19,612	1.2
3 9	1,716,761	17,229	1.0

人口動態統計による。

昭和15年以前は沖縄県を含む。

百分率は出生総数に対する割合である。

附表34 母の年齢別、嫡出—嫡出でない子別出生率(年階級別女子人口千対)

母の年齢	総数	嫡出子	嫡出でない子
昭和39年			
総数	53.4	52.9	0.5
15~19	3.3	3.1	0.2
20~24	102.0	101.0	0.9
25~29	195.4	194.1	1.3
30~34	82.6	82.6	1.0
35~39	18.6	18.1	0.5
40~44	3.2	3.1	0.2
45~49	0.2	0.2	0.0
昭和35年			
総数	52.3	51.7	0.6
15~19	4.3	4.0	0.3
20~24	106.6	105.5	1.1
25~29	181.1	179.6	1.5
30~34	79.7	78.6	1.1
35~39	23.8	23.1	2.3
40~44	5.2	5.0	0.2
45~49	0.4	0.3	0.0
昭和30年			
総数	61.9	60.8	1.0
15~19	5.9	5.5	0.4
20~24	111.5	109.7	1.8
25~29	180.6	178.3	2.2
30~34	112.1	110.2	1.9
35~39	49.4	48.1	1.3
40~44	12.6	12.2	0.4
45~49	0.7	0.7	0.0

人口動態統計による。

総数は出生数の10~49歳女子人口千対の率

附表35 年次別、単産一複産別・出生一死産別分娩件数および割合(百分率)

年次	単産			双産				三産				
	総数	出生	死産	総数	2出生	1出生 1死産	2死産	総数	3出生	2出生 1死産	1出生 2死産	3死産
分 娩 件 数												
昭和30年	1,889,463	1,712,608	17,6855	12,042	8,221	1,447	2,374	130	51	16	8	55
35	1,762,736	1,589,974	173,362	11,159	7,701	1,149	2,309	88	33	5	7	43
39	1,860,172	1,697,586	162,586	12,168	8,993	1,035	2,140	93	38	14	6	35
百 分 率												
昭和30年	100.0	90.6	9.4	100.0	68.3	12.0	19.7	100.0	39.2	12.3	6.2	42.3
35	100.0	90.2	9.8	100.0	69.0	10.3	20.7	100.0	37.5	5.7	8.0	48.9
39	100.0	91.3	8.7	100.0	73.9	8.5	17.6	100.0	40.9	15.1	6.5	37.6

人口動態統計による。

この他四産が昭和30年・35年・39年にある。

附表36 年次別、自然一人工別死産数、率(出産千対)および人工死産のしめる割合(百分率)

年次	総数		自然死産		人工死産		全死産中人工死産 のしめる割合(%)
	死産数	死産率	死産数	死産率	死産数	死産率	
昭和25年	216,974	84.9	106,594	41.7	110,380	43.2	50.9
30	183,265	95.8	85,159	44.5	98,106	51.3	53.5
35	179,281	100.4	93,424	52.3	85,857	48.1	47.9
40	161,617	81.4	94,476	47.6	67,141	38.8	41.5

人口動態統計による。各年別の死産率は附表21を参照(以下同じ)

昭和25年以後は住所地により表準されている。

自然死産と人工死産の合計が総数にあわないのは不詳があるためである。

附表37 年次別、自然・人工別、妊娠期間別死産数および割合（百分率）

年次	総数	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月
総 数									
昭和25年	100.0	10.1	22.4	20.9	12.7	8.8	7.3	17.6	0.3
30	100.0	8.8	24.5	23.7	13.9	7.1	5.5	16.3	0.2
35	100.0	8.6	24.1	25.0	14.7	6.6	4.8	16.0	0.2
40	100.0	10.0	26.0	24.9	14.3	6.0	4.3	14.2	0.2
自 然 死 産									
昭和25年	100.0	3.7	9.9	11.9	13.0	14.5	13.4	33.1	0.5
30	100.0	3.8	11.5	14.3	13.8	12.6	10.7	32.9	0.3
35	100.0	4.9	14.5	17.3	14.2	10.8	8.5	29.5	0.4
40	100.0	6.7	18.7	19.8	14.4	9.3	7.1	23.7	0.3
人 工 死 産									
昭和25年	100.0	16.2	34.4	29.6	12.4	3.2	1.4	2.6	0.1
30	100.0	13.1	35.8	31.9	14.0	2.4	0.9	1.9	0.1
35	100.0	12.7	34.4	33.4	15.2	2.1	0.8	1.3	0.0
40	100.0	14.8	36.5	32.1	14.2	1.4	0.5	0.7	0.0

人口動態統計による。

附表38 年次別、自然・人工別、母の年齢階級別後期（妊娠第8月以後）

死産比（母の年齢階級別出生千対）

年次	総数	14歳～ 19歳	15～ 24歳	20～ 29歳	25～ 34歳	30～ 39歳	35～ 44歳	40～ 49歳	45～ 54歳	50～ 55歳～	
総 数											
昭和30年	30.8	1750.0	47.9	30.1	27.3	30.8	41.0	56.5	72.5	43.1	55.6
35	30.8	1200.0	54.4	30.8	27.5	31.6	46.2	69.1	100.0	64.5	—
40	21.9	— 47.0 —	—	21.6	19.1	23.2	37.4	66.0	123.3	— 61.0 —	—
自 然 死 産											
昭和30年	27.8	750.0	38.4	27.3	25.0	27.8	36.5	49.1	61.1	34.5	—
35	28.6	— 44.4 —	—	28.6	25.8	29.3	41.6	59.4	84.5	16.1	—
40	21.0	— 40.8 —	—	20.7	18.4	22.2	35.1	59.3	110.4	— 44.0 —	—
人 工 死 産											
昭和30年	3.0	1000.0	9.5	2.8	2.3	3.0	4.5	7.4	11.5	8.6	55.6
35	2.3	1200.0	10.0	2.2	1.7	2.3	4.6	9.8	16.2	48.4	—
40	0.9	— 6.2 —	—	0.9	0.6	1.0	2.3	6.6	13.0	— 16.7 —	—

人口動態統計による。

附表39 年次別周産期死亡率(出生千対)

年次	総数	第29週以後の死産比 (後期死産比)	生後1週未満乳児死亡率
昭和25年	46.6	31.5	15.1
30	43.9	30.8	13.1
35	41.4	30.8	10.6
40	30.1	21.9	8.2

人口動態統計による。

参考表 世界主要国の周産期死亡率：1964年

国名	総数	妊娠第29週以後の 死産比	生後1週間未満乳児 死亡率
イタリア	40.3	22.4	17.9
ハンガリー	35.0	12.5	22.5
ドイツ連邦共和国	31.1	13.3	17.8
イングランド・ウェールズ	29.9	17.6	12.3
アメリカ合衆国	28.6	12.2	16.4
カナダ	28.3	12.3	16.0
フランス	25.9	16.3	9.6
オランダ	24.9	14.5	10.4
スウェーデン	23.1	12.1	11.0
チェッコ	19.2	8.9	10.3

国連の人口統計年鑑による。率の高位順。

附表40 年次別妊産婦死亡率(出産万対)

年次	率	うち妊婦中毒症	うち出血
昭和15年	22.9	7.6	6.3
25	16.1	5.5	4.5
30	16.0	5.9	4.3
35	11.7	4.5	2.8
40	7.9	3.1	1.9
41	8.3		

昭22=100とした昭41の指数

妊産婦の死亡率(出産千対)	51.9
出生率(人口千対)	39.9
乳児死亡率(出生千対)	25.2
新生児死亡率(出生千対)	38.7
死産率(出産千対)	222.4

人口動態統計による。

参考表 世界主要国の妊産婦死亡率(出生万対):1964年

国名	率
日本	9.8
アメリカ	3.3
オーストラリア	3.3
フランス	3.3
カナダ	3.0
英国	2.6
スウェーデン	2.0

厚生統計協会 「国民衛生の動向」昭和42年による。死産を除く出生に対して

附表41 年次別、生存期間別乳児死亡率(出生千対)

日齢・月齢	昭和40年			昭和35年	昭和30年	昭和25年	昭和22年
	乳児死亡率	構成割合	指数(昭22=100)				
総数	18.5	100.0	24.1	30.7	39.8	60.1	76.7
4週未満(新生児死亡)	11.7	63.0	37.7	17.0	22.3	27.4	31.0
1週未満	8.2	44.3	57.3	10.6	13.1	15.1	14.3
1週以上2週未満	1.9	10.3	25.0	3.4	4.7	5.7	7.6
2週以上3週未満	1.0	5.2	18.5	1.8	2.8	4.0	5.4
3週以上4週未満	0.6	3.3	15.8	1.2	1.8	2.7	3.8
4週以上3ヵ月未満	2.7	14.4	16.1	5.7	7.7	12.7	16.8
3ヵ月以上6ヵ月未満	1.9	10.3	17.8	3.9	4.8	8.3	10.7
6ヵ月以上9ヵ月未満	1.3	7.2	14.3	2.4	2.9	6.1	9.1
9ヵ月以上1年未満	1.0	5.1	11.1	1.7	2.1	5.7	9.0
4週未満構成割合	63.0			55.5	56.2	43.0	40.2

人口動態統計による。各年別乳児死亡率は附表21を参照



参考表 世界主要国の乳児死亡率（出生千対）および出生時の平均余命（歳）

国名	年次	乳児死亡率	年次	出生時の平均余命	
				男	女
インド	—	—	1951~60	41.9	40.6
ブラジル	—	—	1940~50	39.3	45.5
チリ	1965	107.1	1952	49.8	53.9
キューバ	1965	72.7	1961~62	62.4	65.6
マラヤ	1965	50.0	1956~58	55.8	58.2
ポーランド	1966	38.8	1960~61	64.8	70.5
ハンガリー	1965	38.8	1964	67.0	71.8
イタリア	1965	35.6	1960~62	67.2	72.3
ソビエト連邦	1966	26.5	1964~65	66	74
ベルギー	1965	24.1	1959~63	67.7	73.5
ドイツ連邦共和国	1965	23.8	1964~65	67.6	73.5
カナダ	1965	23.6	1960~62	68.4	74.2
アメリカ合衆国	1966	23.4	1965	66.8	73.7
中国（台湾）	1965	22.2	1959~60	61.3	65.6
フランス	1966	19.6	1964	68.0	75.1
オーストラリア	1966	18.2	1960~62	67.9	74.2
スイス	1965	17.8	1959~61	69.5	74.8
ノルウェー	1964	16.4	1956~60	71.3	75.6
オランダ	1965	14.4	1961~65	71.1	75.9
スウェーデン	1965	13.3	1961~65	71.6	75.7

国連の人口統計年鑑による。乳児死亡率高位順

日本の分は附表21、43を参照

参考表 世界主要国の生存期間別死亡率（出生千対）：1965年

国名	総数 （乳児死亡）	4週未満 （新生児死亡）	
		4週以上 1年未満	
アメリカ合衆国	24.8	17.7	7.1
ドイツ連邦共和国	23.9	18.4	5.5
フランス	22.1	15.4	6.7
イングランド・ウェールズ	19.0	13.0	6.0
オーストラリア	18.5	13.2	5.3
オランダ	14.4	11.4	3.0
スウェーデン	13.3	10.6	2.7

厚生統計協会「国民衛生の動向」昭和42年による

附表42 性別年齢別死亡率(人口10万対)

年 齢	昭和40年		昭和35年		昭和30年		昭和25年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	785.0	643.1	823.0	692.3	833.0	722.6	1144.5	1032.8
0~4	587.6	456.6	906.7	739.9	1125.7	1007.1	2068.5	1906.6
5~9	70.7	44.3	101.8	75.5	144.7	111.4	219.4	195.6
10~14	48.4	30.2	58.6	42.3	74.4	62.0	114.7	120.1
15~19	91.7	43.7	131.9	79.9	149.0	108.2	246.8	248.6
20~24	149.2	80.8	215.6	136.2	272.5	198.1	486.3	442.7
40~44	360.0	236.0	406.5	296.1	466.3	377.5	713.0	597.8
60~64	2483.4	1392.7	2640.6	1582.5	2739.7	1757.4	3156.9	2204.1

人口動態統計による。

附表43 出生時の平均余命と生存数

年 次	e <sub>0</sub> (0) (年)		e (15) (%)		e (65) (%)	
	男	女	男	女	男	女
昭和10~11 1)	46.9	49.6	79.1	80.1	36.2	43.6
22 2)	50.1	54.0	82.9	84.0	39.8	49.1
25~27 3)	59.6	63.0	90.0	90.8	55.1	62.8
30 4)	63.6	67.8	93.2	94.0	61.8	70.6
35 5)	65.3	70.2	94.9	95.8	64.8	75.2
38~39 6)	67.4	72.5	96.3	97.1	68.3	79.2
39~40 7)	67.3	72.5	96.5	97.3	68.4	79.3
40~41 8)	68.1	73.3	96.7	97.6	69.6	80.5
41~42 9)	68.3	73.5	96.9	97.7	70.1	80.8

e<sub>0</sub>(0)は出生時の平均余命、e(15)は出生数を100とした場合の15歳の生存数e(65)は同じく65歳における生存数を示す。

1)内閣統計局第6回完全生命表、2)厚生省大臣官房統計調査部第8回完全生命表、3)同第9回完全生命表(修正表)、4)同第10回完全生命表、5)同第11回完全生命表、6)人口問題研究所第17回簡速静止人口表、7)同第18回簡速静止人口表、8)同第19回簡速静止人口表、9)同第20回簡速静止人口表

附表44 若年者の年齢(5歳階級)別死因順位および死亡割合(百分率):昭和40年

年 齢	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
総 数	脳卒中 先天性 弱質等 不慮の事故	が ん	心臓疾患	老 衰	不慮の事故
0 歳	24.7 37.5	15.2	10.8	7.0	5.7
1~4	39.4	19.7	10.7	9.7	5.7
5~9	42.2	13.2	6.1	5.9	5.9
10~14	28.6	9.0	6.6	5.1	3.4
15~19	36.0	11.8	6.2	5.7	5.6
20~24	32.5	10.9	9.2	5.1	4.9
25~29	25.1	18.1	7.2	5.7	5.3
		15.0	9.8	6.7	6.0

人口動態統計による

附表45 若年者の年齢別、不慮の事故死の種類別割合（百分率）：昭和40年

年 齢	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
	総 数	自動車	40.5	溺 死	13.8	墜 落	10.9	自動車以 外の交通	8.1	火・爆発
0 歳	窒 息	71.4	火・爆発	7.5	”	3.8	自動車	3.7	溺 死	3.1
1 ~ 4	溺 死	47.0	自動車	26.0	自動車以 外の交通	5.3	窒 息	4.1	墜 落	3.4
5 ~ 14	”	38.6	”	33.3	”	9.7	落 落	4.3	火・爆発	4.2
15 ~ 29	自動車	53.2	溺 死	10.1	”	7.7	”	7.0	中 毒	3.6

人口動態統計による。

参考表 世界主要国の自殺率（人口10万対）：1963年

国 名	男				女			
	総 数	20~24	40~44	60~64	総 数	20~24	40~44	60~64歳
ハンガリー	3.75	4.09	4.33	5.63	1.68	1.54	1.98	2.76
フィンランド	3.13	2.32	4.72	5.57	8.0	4.9	13.7	13.7
スウェーデン	2.71	1.81	3.02	4.28	9.9	9.0	15.0	15.7
西 ド イ ツ	2.63	2.47	3.11	5.02	13.1	8.2	16.1	23.3
フ ラ ン ス	2.38	9.4	2.54	5.75	7.7	5.3	7.0	15.0
日 本	1.89	3.14	1.71	4.2.6	13.4	2.61	10.4	23.5
ア メ リ カ	1.65	1.2.8	2.3.6	3.5.8	5.8	4.4	10.0	10.2
イングランド・ウェールズ	1.45	1.1.5	1.7.0	3.5.0	9.9	4.7	11.9	18.6
イ タ リ ー	7.4	4.8	6.7	18.8	3.2	2.3	4.1	5.7

厚生統計協会「国民衛生の動向」昭和42年による。

附表46 年齢別、有病率、り患率、傷病日数：昭和40年

年 齢	有 病 率 (人口千対 繰返数)	月 間		り 患 1 件 当 り 傷 病 日 数
		り 患 率 (人口千対)	1人 当 り 傷 病 日 数	
総 数	63.6	203.3	2.92	14.4
0 歳	56.7	389.5	3.53	9.1
1 ~ 4	36.2	374.2	2.84	7.6
5 ~ 14	30.2	186.7	1.68	9.0
15 ~ 24	28.1	149.7	1.45	9.7
45 ~ 54	95.7	213.5	4.08	19.1
65 ~ 74	177.8	194.9	6.90	35.4

厚生省「国民健康調査」昭和40年による。年齢25歳以上は一部のみ掲ぐ。

附表47 年次別児童、生徒の不就学率および特殊就学率ほか（人口千対）

年 次	学 齢 人 口 1)		就 学 免 除 2)		就 学 猶 予 2)		特 殊 学 校 3)		特 殊 学 級 4)		長 期 欠 席 5)		年 齢 超 過 在 学 6)	
	児 童	生 徒	児 童	生 徒	児 童	生 徒	児 童	生 徒	児 童	生 徒	児 童	生 徒	児 童	生 徒
昭和25年	11,164,684	5,185,772	0.36	0.37	3.24	7.71								
30	12,165,038	5,820,572	0.35	0.38	1.94	0.43	0.84	1.09	1.69	0.68	0.99	2.64	0.40	1.49
35	12,512,478	5,863,960	0.54	0.41	1.30	0.27	1.13	1.29	1.95	1.78	0.69	1.33	0.24	0.64
40	9,732,580	5,929,096	0.64	0.59	1.18	0.29	1.67	2.13	5.29	5.10	0.50	1.01	0.16	0.48

青木尚雄「不就学および特殊就学児童生徒の实態について」人口問題研究第99号、昭和41年8月による。1)児童は6~11歳、生徒は12~14歳、2)免除猶予は学校教育法23、39条にもとづく。3)特殊学校とは、ろう・養護学校をいう。4)特殊学級は、小中学別で年齢別ではない。5)長欠は前年度分、年間50日以上の欠席。6)年齢超過は小学校における12歳以上、中学校における15歳以上をいう。すべて空欄は不明

附表48 年次別児童・生徒の疾病異常被患率（一般検診による。百分率）

年 次	弱 視		難 聴		運 動 機 能 障 害		精 神 薄 弱		身 体 虚 弱	
	児 童	生 徒	児 童	生 徒	児 童	生 徒	児 童	生 徒	児 童	生 徒
昭和25年	0.46	0.68	0.44	0.60	0.31	0.26	0.24	0.14	0.52	0.42
30	0.46	0.87	0.45	0.77	0.36	0.35	0.34	0.33	0.66	0.43
35	0.21	0.42	0.53	0.70	0.33	0.35	0.83	0.81	0.46	0.30
40	0.22	0.37	0.43	0.42	0.27	0.27	1.27	1.70	0.24	0.20

文部省「学校保健統計調査」各年度による。特殊学級を含み、不就学・特殊学校を除く

弱視は両眼とも矯正視力0.04以上0.3未満、難聴は20デシベル聴取不能。

附表49 心身障害者数

	障害	全国推計数(千)		障害率(人口1,000対)		百分率(%)	
		1954(昭29)	1963(昭38)	1954	1963	1954	1963
精神障害者	総数	1,300	1,238	148	129	100.0	100.0
	精神病	450	570	52	5.9	34.6	46.1
	精神薄弱	580	400	66	4.2	44.6	32.3
	その他	270	268	30	2.8	20.8	21.6

資料 厚生省公衆衛生局「わが国における精神障害の現状—昭和38年精神衛生実態調査—」1965年による。

精神病の有病率増加は主として脳血管性(老化)および頭部外傷(交通事故等)にもとづく。

		1960(昭35)	1965(昭40)	1960	1965	1960	1965
		身体障害者	総数	950	1,146	10.2	11.7
	視覚障害	220	244	2.4	2.5	23.2	21.3
	聴覚障害	163	229	1.7	2.3	17.1	19.8
	肢体不自由	566	674	6.1	6.9	59.6	58.5

資料 厚生省社会局「身体障害者実態調査結果速報」昭和40年12月による。施設収容者を除く。  
 なお、18歳以上における障害率(人口1,000対)は1951(昭26)12.9、1955(昭30)14.4、1960(昭35)13.8、1965(昭40)15.9で増加は主として聴覚障害にある。

附表50 心身障害児の発現率推計：昭和39年

	障害	症状	児童(6~11歳)				生徒(12~14歳)			
			合計	不就学	特殊校・学級	普通校	合計	不就学	特殊校・学級	普通校
実数 (1000)	精神薄弱	重度	20	8	6	6	15	3	5	7
		中度	45	—	5	40	33	—	4	30
		軽度	83	—	31	52	70	—	16	53
		合計	147	8	41	98	118	3	25	90
	肢体不自由	重度	9	4	4	1	6	1	2	3
		中度	9	—	1	8	6	—	0	5
軽度		18	—	1	17	10	—	1	10	
	合計	36	4	6	26	22	1	3	18	
発現率 (人口対)	精神薄弱	重度	2.01	0.81	0.62	0.58	2.33	0.40	0.81	1.12
		中度	4.47	—	0.47	4.00	5.15	—	0.55	4.60
		軽度	8.30	—	3.06	5.24	10.81	—	2.54	8.27
		合計	14.78	0.81	4.15	9.82	18.29	0.40	3.90	13.99
	肢体不自由	重度	0.88	0.41	0.36	0.11	0.89	0.17	0.29	0.43
		中度	0.59	—	0.08	0.81	0.89	—	0.05	0.84
		軽度	1.81	—	0.11	1.70	1.60	—	0.08	1.52
		合計	3.58	0.41	0.55	2.62	3.38	0.17	0.42	2.79

青木尚雄「不就学および特殊就学児童生徒の実態について」人口問題研究第99号、昭和41年8月  
 視聴覚障害を除く。

附表51 年次別非行少年数

	刑 法 犯					特 別 法 犯		
	検挙人員(千)	指 数	人 口 比 (人口1,000対)	成人におけ る人口比	全人員に含め る少年の割合	検挙人員(千)	指 数	人 口 比 (人口1,000対)
昭和25年	129		12.4	10.1	21.9	—		
昭和30年	97		9.2	8.6	18.2	—		
昭和32年	114	100	10.4	8.1	21.0	216	100	19.7
33	124	109	11.1	7.8	22.8	245	113	21.8
34	140	122	12.4	7.6	25.1	311	144	27.7
35	148	129	13.7	7.4	26.3	423	196	39.2
36	159	139	14.0	7.3	27.3	404	187	35.6
37	163	143	13.9	6.9	28.6	476	220	40.8
38	174	153	14.2	7.2	28.7	472	219	38.4
39	190	167	15.2	7.9	28.1	539	250	43.0
40	191	167	14.8	8.3	27.0	592	274	45.9
41	193	169	14.4	8.7	26.1	567	263	42.4

特別法犯(つづき)

成人におけ る人口比	全人員に含め る少年の割合	触 法 犯			虞 犯		
		検挙人員(千)	指 数	人 口 比 (人口1,000対)	検挙人員(千)	指 数	人 口 比 (人口1,000対)
		30 1)		2.7	155 2)		7.5
		25 1)		2.2	405 2)		18.4
35.7	8.5	33	100.0	2.6	638	100.0	27.3
34.3	8.7	33	102.5	2.6	721	113.0	30.2
33.7	10.6	39	119.3	3.0	790	123.9	32.4
41.9	7.3	52	158.7	3.9	843	132.2	34.9
46.4	5.4	60	184.5	4.7	798	125.2	32.9
65.4	4.3	60	185.8	5.0	932	146.2	39.1
65.6	6.4	58	176.7	5.0	993	155.7	41.9
67.8	3.5	51	155.5	4.5	1,324	207.6	55.8
73.0	3.7	46	141.2	4.5	1,310	205.4	56.5
73.6	3.4	34 1)	104.5	3.4	1,115	174.9	48.0

資料：法務総合研究所「犯罪白書」各年度による。

指数は昭和32=100、人口比は刑法、特別法犯14~19歳、触法5~13歳、虞犯8~19歳の人口対

刑法犯…14~19歳で刑法を犯したものの

特別法犯…14~19歳で特別法(主に道路交通法)を犯したものの

触法犯…14歳未満で刑法、特別法を犯したものの

虞犯…20歳未満で、その性格、行状から判断し、将来罪を犯すおそれのあるもの。

なお1)は特別法を含まず、2)は虞犯を含む問題少年について

附表5 2 年次別 栄養摂取量(全国、1人1日当り)

栄養素	昭和41年	昭和40年	昭和35年	昭和30年	昭和25年	比率 35年=100		
						40年	35年	30年
熱量(OaI)	2,206	2,184	2,096	2,104	2,098	104.2	100.0	102.8
蛋白質(g)	74.9	71.3	69.7	69.7	68	102.3	100.0	102.5
碳水化合物(g)	29.3	28.5	24.7	22.3	17	115.4	100.0	97.7
脂肪(g)	39.7	36.0	24.7	20.3	18	145.7	100.0	86.6
カルシウム(mg)	499	465	389	338	270	119.5	100.0	89.5
ビタミン(IU)	1,600	1,324	1,180	1,084	(2,459)	112.2	100.0	87.5
ビタミン1(mg)	1.03	0.97	1.05	1.16	1.52	92.4	100.0	113.2
ビタミン2(mg)	0.90	0.83	0.72	0.67	0.72	115.3	100.0	91.9
ビタミン(mg)	118	78	75	76	107	104.0	100.0	104.3

厚生省「国民栄養調査」各年度による。昭40、41は速報。( )内は食品成分表改訂以前の数値

附表5 3 男女、年齢(各歳)別身長および体重平均値の推移

年 齢	昭和42年度		昭和40年度		昭和35年度		昭和25年度		昭和10年度		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
身 長 (cm)											
小学	6歳	113.8	112.9	113.4	112.5	111.7	110.6	108.6	107.8	108.9	108.0
	7	119.3	118.3	118.8	117.8	117.0	115.9	113.6	112.8	114.0	112.9
	8	124.5	123.7	124.0	123.1	121.9	121.1	118.4	117.6	118.9	117.8
	9	129.6	129.1	128.8	128.5	126.8	126.3	122.9	122.1	123.5	122.5
	10	134.3	135.0	133.6	134.2	131.6	132.0	127.1	126.6	127.9	127.3
中学	11	139.5	141.4	138.5	140.4	136.2	138.1	131.1	131.7	132.3	132.7
	12	145.7	147.2	144.7	146.3	141.9	144.0	136.0	137.3	138.2	139.5
	13	152.8	151.0	151.7	150.3	148.1	148.1	141.2	142.5	144.7	144.8
高校	14	159.2	154.5	158.3	152.5	155.1	150.7	147.3	146.6	152.4	148.7
	15	164.1	155.0	163.6	154.0	161.2	152.7	154.8	150.2	157.6	150.7
	16	166.2	155.2	165.7	154.6	163.6	153.3	159.3	151.8	160.6	151.6
	17	167.2	154.2	166.8	154.8	165.0	153.7	161.8	152.7	161.8	151.2
体 重 (kg)											
小学	6	19.8	19.3	19.7	19.2	19.1	18.5	18.5	17.9	18.1	17.5
	7	21.9	21.4	21.8	21.2	21.0	20.5	20.4	19.8	20.0	19.3
	8	24.4	23.9	24.2	23.5	23.2	22.7	22.4	21.8	22.1	21.4
	9	26.9	26.7	26.6	26.2	25.5	25.2	24.4	23.8	24.1	23.5
	10	29.8	30.1	29.2	29.4	28.0	28.2	26.4	26.8	26.4	26.0
中学	11	33.0	34.5	32.2	33.7	30.7	32.3	28.7	28.8	28.8	29.2
	12	37.4	39.5	36.6	38.7	34.6	36.9	31.5	32.6	32.6	33.9
	13	42.7	43.9	42.0	43.2	39.3	41.5	35.1	36.9	37.1	38.7
高校	14	48.4	47.2	47.2	46.5	45.3	45.3	39.7	41.2	43.4	43.2
	15	53.3	49.5	52.8	48.9	51.0	48.1	45.7	45.2	48.3	45.9
	16	56.0	51.0	55.6	50.6	54.1	49.6	49.9	47.7	51.7	47.4
	17	57.9	51.6	57.5	51.3	56.1	50.4	52.6	49.1	53.7	48.5

文部省「学校保健統計調査」各年度による。昭42は速報。年齢は4月1日現在

附表54 男女別体力、運動能力の推移

	50m走(秒)			ソフトボール投げ(m)			立幅とび(cm)		
	小学1歳(1)	小学4歳(2)	高校(全日制)17歳(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
昭和29年	9.1	8.3	7.5	27.3	40.1	52.6	166.1	196.1	225.1
男 34	9.1	8.1	7.5	28.1	42.3	55.0	170.3	201.0	230.9
39	9.0	7.9	7.3	33.4	(24.3)	(29.2)			
昭和29年	9.6	9.2	9.2	16.1	21.0	22.4	154.7	169.0	174.7
女 34	9.5	9.1	9.3	17.0	22.6	22.9	154.6	169.0	173.3
39	9.3	9.1	8.9	18.7	(16.2)	(18.4)			

文部省「日本の教育統計」昭和41年による。( )はハンドボールによる。空欄は資料欠